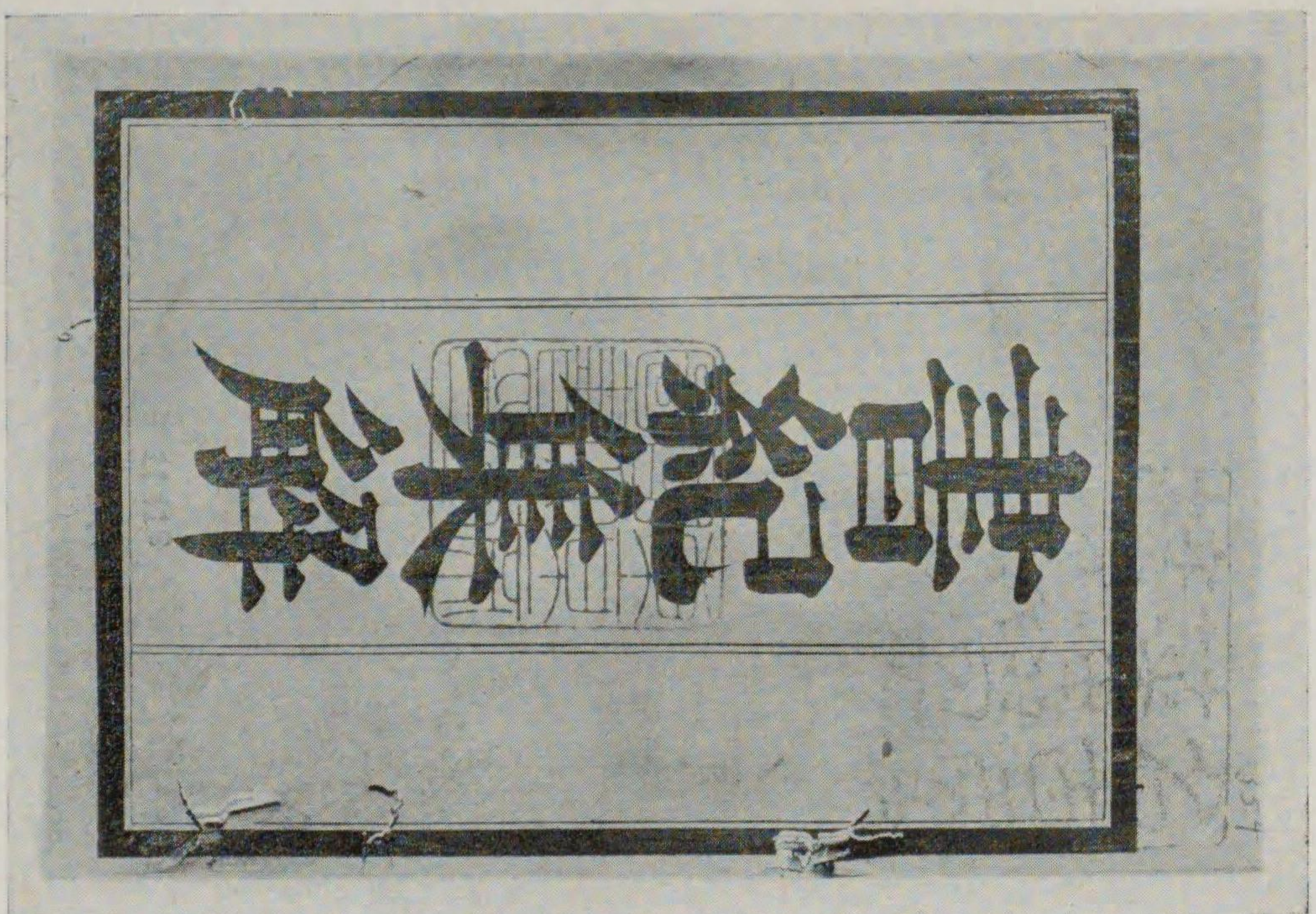


圖版三十 書紀集解刊本第四類見返 東大圖書館藏



圖版廿九 書紀集解刊本第二類見返 東大圖書館藏



圖書」といふ藏書印が入つてゐて、舊幕時代からの藏書と認めねばならない。但これを最初の刊本とする手懸りはないので、文庫が尾州家であり、秀根の兄秀頼はその書物奉行をつとめてゐたことなどから考へて完成に當つて藩公へ獻じた一本でもあらうかと想像される。この刊本の特徵は、表紙題簽の「書紀集解」といふ文字が、本文と同様の活字體で、見返しも奥附も白紙のまゝであることである。圖版廿七は第二類のものであるが體裁としてはこれと同じである。表紙と本文序との間に白紙が一丁入つてゐる。これと同型の刊本に、宮内省圖書寮所藏の一本と神宮文庫所藏の一本がある。宮内省圖書寮藏本は谷森氏獻納本である。神宮文庫藏本には奥附の部分に次のやうな識語が書いてある。

奉納豊宮崎文庫

天保七年丙申七月

久志本七神主	度會常庸
鑑善内藏	度會末賢
廣辻佐渡	度會光昶
正住隼人	度會弘道
御巫權亮	秦清直
古森金石衛門	秦厚茂



橋爪	求馬	秦	滿	敬
河崎	外記	秦	清淵	
中村	作五郎	秦	長養	

### 二 帝國圖書館本

この類は現在板本として最も流布してゐる型ではあるまいか。圖書寮の一本、東大圖書館の一本（G 354）（圖版廿八頁）（七参照） 靜嘉堂本、内閣文庫の五本等がこれで、表紙題簽の活字體であることは第一類と同じだが、見返し（中央）に太い活字體で「書紀集解」とあり、その右肩に大きく正方形の朱印で「名古屋藩學校之印」と入つてゐる。（圖版一八頁）（圖版一八頁）名古屋藩とは、明治二年二月の藩籍奉還から四年七月十四日の廢藩置縣までの名稱で、舊尾張藩の領地から成瀬、竹腰兩氏の所領を除いたものであつた。この名古屋藩時代の明治二年十一月に學制の改革を行つて、舊藩校明倫堂を「學校」と改め、督學を廢して、督學參謀を學校監、教授を漢學教授、國學教授を皇學教授と改め細野要齋がこれを主宰した。後四年七月十四日の廢藩置縣に際して廢止されたものである。この「名古屋藩學校之印」が藏書印なのかそれとも他の意味の印なのか今明にし得ないが、名古屋藩時代に刊行されたものとしておいていゝのではあるまいか。

一言加へておくのは、内閣文庫に前記五本の外に「名古屋藩學校之印」とないだけの相違の本が三本ある。或は同時の印行本で捺印したものと然らざるものとに分れてゐるものであらうか。

### 三 東大圖書館一本

東大圖書館所藏三部の中（G 838）と番號をうつ一本で、表紙、見返の字體、體裁は第二類と同じだが、前記印章はない。（圖版廿七廿九を参照してみれば大體を窺ひ得ると思ふ。）これは刊記を有して「愛知縣下書林」とあり、製本所とした下に矢田藤兵衛、加藤正兵衛、片野東四郎、鬼頭平兵衛、栗田東平の名が並記してある。「愛知縣下」とあるから明治五年四月二日以後で、第二類の後になるのであらう。第四類との前後は明かでないが、見返しは第二類の形を残すので前としてみた譯である。同じ板本が神宮文庫にもある。

### 四 東大圖書館一本

舊南葵文庫藏本で（G 930）表紙題簽及び見返の字體がどちらも楷書體になつてゐて、見返の右肩には「愛知縣藏版」とあり、刊記は第三類と同様である。（圖版廿八、卅）縣で刊行した官板であるが、第三類との前後ははつきりしない。題簽、見返の字體が舊態を捨てたので後かといふにすぎない。

### 五 市立名古屋圖書館本

名古屋圖書館藏本であるが、河村家舊藏本の中ではなくして、名古屋市史編纂に用ゐたものである。これは表紙題簽は活字體で、見返は楷書體である。つまり表紙は圖版廿七と同じで、見返は圖版三十から「愛知縣藏版」を除けば大體その形になる。刊記は、

明治八年五月求版



同九年三月版權免許

とあり、次に「名古屋書肆」として川瀬代助、矢田藤兵衛、三輪伊六、鬼頭保兵衛、鬼頭平兵衛と並記してある。第三、四類の書肆と二人だけは同じである。これら五人が版木を入手し、版權を得て改めて刊行したのであらう。第三、四類との前後は明かでないが、刊行日時をいれる法令の出た後のものらしく考へられるので最後にしておいたのである。

以上私見に觸れた刊本を整理した結果にすぎず、これら五類の相違は表紙や刊記の相違で、「書紀集解」本文は舊版木を用ゐてゐるのであるから、内容的な相違は起らない。従つて、版として五度刷られたのではなく、體裁だけが變つてゐるのかもしれない。本刊本の底本は第二、三、四、五類の中どれかに屬すると思はれるがはつきりした事は分らない。刊本背文字と扉にとつた楷書體は題簽の字である。

### 第三節 書紀集解の内容

「書紀集解」が「日本書聚財」といふ形から「日本書紀集解」を経て刊行されるまでの経緯を、主として現存する稿本の形態によつて述べて來たのであるが、それは河村秀根、益根親子の生涯の大半を費した仕事であつた。而してこれが、中世以來混亂撞着に陥つてゐた日本書紀研究を正常の軌道に引戻した最初の研究になつた譯である。日本書紀の註釋書としては、完備したものとは云ひ難く、又是正さるべき點も多々あるには違ひないが、而

もなほ、日本書紀研究としての正道を踏んでゐると云ひ得るのは、日本書紀を日本書紀として研究しようとする研究方法論的な正しさに在つた。それは換言すれば、中世的研究を脱却して、近世的研究の軌道に乗つたといふことでもあつた。そして「書紀集解」従つて秀根、益根の日本書紀研究に於ける功罪は相共にこの著が近世的研究であるといふところに在ると思ふ。

「書紀集解」の註釋内容に觸れるに先立つて、それ以前の日本書紀研究の沿革を簡単に辿つてみておかうと思ふ。それが、この書の註釋史上の位置、即ち中世的色彩を脱却したといふ意味で、日本書紀の近世的研究のまとまつたものとして源流に立つものであること、その註釋内容が辭句の出典をあげることを中心にしてゐる特異性を理解するのにも便利であらうと思ふ。

## 一 日本書紀研究の沿革

### (一) 中古の研究

日本書紀の研究は、撰上の翌年、養老五年(一三八一)の講筵に始まると「釋日本紀」や「本朝書籍目錄」は傳へてゐる。その講師は博士從四位上太朝臣安麻呂であつたと「日本紀竟宴和歌」の後書にいふ。この事は「釋日本紀」に「公望私記云案養老私記等說」と引用のあるもの故、「公望私記」の成立した頃には既にさう信ぜられてゐたものかもしれない。それにしても「公望私記」の成立は養老を去る事二百年である。この講筵の眞偽を確證す



るものとしては物足りない。殊に「續日本紀」以下の正史や、安麻呂を撰者の第一に數へた「弘仁私記序」にその事を傳へてゐないのはこの疑を強めるものである。さりとて否定すべきいはれもない。若し行はれたとするならば、その後六度の講筵とは趣を異にしたものであつたらう。——現在の學界はこんな風にみてゐる。

研究といふには素朴すぎる姿かもしれないが、日本書紀讀解のために改めた努力の拂はれた最初の事件として明證のあるのは「日本後紀」に傳へる弘仁三年（一四七二）六月二日に始まる講筵である。この講筵のその後の講筵と趣を異にしてゐるのは、聽講者に後の場合のやうに大臣、公卿は参加せず從四位下を筆頭に十數人で、いづれも當面の事務を扱ふ廷臣達で、その講筵の終つた時も、竟宴等は行はれなかつたらしいことである。この特異性に就いて太田晶二郎氏は平安時代初期の氏姓制度上の不安定を裁く唯一の據所は「新撰姓氏錄」撰上の前に在つてはこの日本書紀であることを述べて、その當面の實務的要求がこの講筵となつたものと考へたならばと云ふ。（本邦史學史論叢上卷「上代」に於ける日本書紀講究）弘仁度の講筵を設けられた直接の因由をこゝに求めることは、首肯して然るべきであらう。

養老から弘仁への百年程の歲月が流れてみると、編纂當時文字面以外に潛められてゐた事情も分らなくなつてゐたであらうし、而もこの百年は古典讀解の上に於ける基本的諸條件としての言語、思想、環境等の變化も、後の百年以上に激しかつた時代である。國語史の上でいへば、記録法、音韻組織、語法、語彙が古代語から中古語へ轉換する中心はこの百年間におくべきものと考へられてゐる。思想的に云つても、記紀萬葉から平安時代への轉

換期を含んでゐる百年である。地域的にも大和から山背の地への移動がある。斯うした諸々の事象の轉換の會するところ、以上の實務的な要求に當面した時、日本書紀は改めて方法を講じなくてはその用にたつだけの理解は困難になつてゐたものであらう。

爾來百五十年程の間に、三十年程の間を以てはこの宮中に於ける日本紀講筵のことは續いた。正史又はそれに準ずるものによつてみれば弘仁に續いては承和十年（一五〇三）八月一日に始まつて翌年六月十五日に互るものが續日本後紀に傳へられる。次は元慶二年（一五三八）二月廿五日に始まつて、一旦中絶したのを三年五月七日再開して五年六月廿九日に終つた講筵が三代實錄に傳へられてゐる。この元慶度にいたつて講筵の模様は一變して、講師は從五位下行助教善淵朝臣愛成で、右大臣以下參議以上が聽講し講を競へて翌年八月廿九日此處に始めてと思はれる日本紀竟宴が行はれ、竟宴歌がよまれたと云ふ。歡聲のどよめき絃歌の横溢した盛宴の模様を傳へてゐるが、それだけに弘仁、承和の際に於ける如き實務的な色彩は薄れて、云はゞ行事的な色彩が濃くなつたものらし。

この後、日本紀略、釋日本紀所引の新國史、或は類聚國史、日本紀竟宴和歌の序等によつてみると、延喜四年（一五六四）八月廿一日に始まつて六年十月廿二日に終つた講筵、承平六年（一五九六）十二月八日に始まつて將門の叛亂によつて中絶して天慶六年（一六〇三）九月に終つた講筵を傳へてゐるが、これらは大臣公卿以下當代の碩學が一座に名を連ねたものらしく、その竟宴は元慶のそれを凌駕した華々しさであつたらしい。天慶六年の竟宴



和歌序は、

一二六

于時王公大夫碩儒博學、鵷鸞接翼、朱紫成群、宛然第洞之春遊、髣髴蓬壺之夜宴、鳴琴緩鼓、別鶴鳥之曲、欲終羽爵頻飛、中山上若之流無數、請分舊史各詠新歌、欲扇遂古之餘風、續先朝之故事。と傳へる。併し日本紀講筵はこれを最後の華やかな憶ひ出として終つたらしく、次の康保二年（一六二五）八月十三日に始まつた講筵の如きは其の終るところをさへ詳にしてゐない。恐らくは宮中に於ける講筵のことは斷絶するにいたつたのであらう。

以上終始を詳かにせざるものをも加へて七度の講筵に夫々私記が作られたと「本朝書籍目録」等は傳へてゐるが、私記として今日傳へられるものは、<sup>新訂</sup>増補國史大系所收の弘仁、承平の私記と思はれるもの及び他の二本だけで、果してそれらを信じて然るべきや否やの議論もまち／＼で、むしろ今日としては、私記なるものゝ内容は、釋日本紀所引のものを以つて論ずるの外なき次第である。併しこの釋日本紀所引の私記と雖も、「公望私記」「弘仁私記」とこの七度の講筵に由來することを明記したものは一先づ信用するとしても、單に「私記曰」として引用してある所説にいたつては、これをこの講筵に關係あるものとして然るべきや否やは問題とすべきところである。宇佐神正康氏は、この無名の私記を三種に分ち、第一を述義、祕訓等の神代紀に引くもの、第二は同じく神武紀以下に引くもの、第三は和歌部に引いてあるものと分けて、第三は全く顯昭の「日本紀歌註」に由來するものと、第一は神道家の手に第二は儒教家の手になつたかと思はれ、共に釋日本紀成立の文永、建治を溯る事遠から

ざる頃のもの多分に含んでゐるのではあるまいかといふ意見を提出されてゐる。（國語・國文、昭和十一年二月、三月號「日本書紀研究史雜考」）

この疑問は當然提出さるべき性質のもので、従つてこれら七度の講筵の内容を考察するには幾多の障害を有つてゐるのであるが、<sup>新訂</sup>増補國史大系所收の弘仁私記や釋日本紀所引の私記の中、これらの講筵に由來することを明記したものでよつてその内容を考へてみるに、云はゞ漢唐訓詁學の流れを汲んでゐる研究といはねばならない。

大陸に於ける經學は孔子の手を離れて以來曾參と子夏とに傳はつたといふ。參は主として道統を繼ぎ、再轉或は三轉して孟子に傳へ、商は主として文獻を傳へて、この系統は荀子にいたるといふ。孔子の傳へんとしたのは經書ではなくして斯文の根據である。それを繼いだと稱する曾參は孔門有名の士の中最も若年でもあつたが、史記によれば孔子によつて「參也魯」と評されたといふ。論語によつてみても「夫子之道忠恕已矣」と理解して省ざる杜撰な人である。この事自身が、生眞面目だが魯たる曾參の面目を最もよく傳へたもので、到底孔子の眞面目を傳へ得た人ではなかつた。孔子の道を知つた者は孔門三千と稱する中に於いてやはり顔回一人であつたとみなければならぬ。その顔回は孔子に先んじて歿してしまつた。孟子は性善と云つたが、孔子は善とも惡とも云はなかつた。それだけからみても、孟子も孔子を繼ぎ得た人ではなかつた。孔子の道は傳はらなかつた。僅かにその言行を傳へる文獻も秦の亡びる時、項羽が咸陽宮に火を放つたために亡んでしまつた。漢時代の古典再興の業は斯うした情勢下に始まる。

斯文亡び、文獻亡んだ廢墟に等しい漢時代の研究はまづ古典の蒐集に始まる。その結果は今文古文の論争の種



になつた。典籍は不完全ながら蒐集出來たにしても、その典籍の内容たる斯文は既に亡んで久しい。こゝにまづ文字の研究から始まらねばならなかつた。漢唐訓詁學はかうして始められた。その始原の姿は許慎の「說文解字」である。文とは文字の中基本的なものである。字とはその文を組合せた文字である。故に文は説明するだけであり、字は分解して説明しなければならなかつた。

董仲舒の建言によつて五經博士が學官として設けられたのは、漢の武帝建元五年(B.C. 一三六)といふ。これが宣帝(B.C. 七三—四八)の頃に十四博士になつたといふ。斯くの如く經學が限定された門流に行はれた結果、漢唐訓詁學は、師法家法を權威として、その間に今文古文の論争が行はれ、宣帝甘露三年(B.C. 五二)の石渠閣の會議、後漢章帝建初四年(A.D. 七九)の白虎觀の會議に於いてその異同優劣を論じ、天子の裁決を仰ぐことになつたが、それも結局決定的な結果を生まなかつた。この師法家法を傳へざる者は末師として輕んじ、やがては官吏の任用にさへこれを傳へると否とを以つてしたといふ。斯くの如き漢唐訓詁學は自づと師說の固守に墮ちてゆく。一度その師を奉じた以上、文字の異同、章句の錯誤まで師傳を守らねばならぬとされた。而もその相違は末梢的なもので所謂文字小字の末であつた。これに陰陽五行纘緯の説が結合したものが漢唐の經學である。これを後年整理して、その研究方法を、一、以經解經、二、以字解經、三、以師說解經とし、一を更に三つに分けて一、依經以析理、二錯經以會文、三、辨經以校誤とした。

翻つて我國のこの日本書紀講筵の行はれてゐた時代の學界をみるに、春澄善繩の死を述べて、

善繩性周慎謹朴、不以己所長加人、昔者爲文章博士之時、諸博士每名名家、更以相輕、短長在口、亦弟子異門互有分争、善繩謝遣門徒、恬退自修、終不爲謗議所及(三代實錄、貞觀十二年二月)

といふ。律氣な善繩の如きは普通の附合も出來なかつたのが、平安初期の儒者の世界である。斯く門流をたて、争ふところ、訓讀の仕方それぞれ、祕説を生じた。當時の片假名の字體と乎古止點の形式の分裂はこの祕説を守らんがためでもあつたといふ。これらの風潮はとりも直さず漢唐訓詁學を形式的に踏襲した姿に外ならない。そして釋日本紀所引の講筵の私記に於いて論議紛糾する時、落着くところは「師說相傳」「師說不可輒改」であることをみるならば、そこに漢唐訓詁學に「以師說解經」と云つたものを思ひ出すの外はないのではあるまいか。無論一方には、矢田部公望父子や安大夫の如き顯著な成果を残した人もないではないが、それも云はゞ漢唐經學の所産だといつて敢て不當とは云ひきれないものであつた。

宮中に於ける日本紀講筵の擧は、康保のそれ以後は絶えたらしいが、研究事實の資料としては東洋文庫所藏の推古紀、皇極紀の寫本に書入れてある假名と乎古止點とがある。この古鈔本の訓點は三類四箇度に分けられるのだが、第一類の朱の假名と乎古止點とは一條天皇頃、第二類は院政初期、第三類二種は一條兼良の時とみられる。これをそれ／＼の時期に於ける研究としてみる事が出来る。又前田家所藏の仁徳、雄略、繼體、敏達四天皇紀の寫本の訓點が東洋文庫本について考へられる。更にこれにつゞく古寫本は今日發見せられてゐるもので、四十種を越え、それらの中假名や乎古止點を有するものはそれ／＼註釋書の原始形體として認めてもさして



不當なものではない。

又註釋書としても、藤原通憲入道信西に「日本紀抄」があつたと傳へられ(顯昭古今集序註)、顯昭に「日本紀歌注」があり、「和歌童蒙抄」には「日本紀問答抄」の名を傳へてゐる。

斯うした研究事實を拾つてゆくことが出来るが、その中現存するものによつてその内容を検討してみるに、講筵時代には餘りはつきりしてゐなかつた陰陽五行思想的解釋へ展開して來たことが、はつきり認められるだけのことで之を要するに私記の亞流、漢唐訓詁學の流を汲んだ製作にすぎなかつた。これは單に日本書紀の研究のみに於ける事象ではなく、云はゞ儒家から展開してゐる平安時代の學術の一般的姿態と研究方法とは一樣に訓詁學のそれから出て來たものであつたのだ。六條家の歌學、河内守一族の源氏物語研究、或は仙覺の萬葉集研究といふものもその原由を訪ねれば、この訓詁學へゆくものであつた。

平安時代の學術研究のこの流れは、日本書紀に限つても、鎌倉室町時代へも細々とした流としてゞはあるが宮廷の儒者を中心として續いてゆき、時と共に師法家法的傾向は強くなつて殆ど無用の學に等しくなつてしまつた。そこに新に宋學の傳來があつて儒學それ自身としては新展開をするのであるが、儒學の中心は五山の僧侶に移つてしまつて、宮廷の儒家はその後塵を追ふのが大體の趨勢で、さうした儒者の日本書紀研究は全然別途に新に展開して來るものを待たねば時代の啓蒙的要求にさへ應じきれなかつた。即ち平安時代以來の訓詁學的日本書紀研究は、文永、建治の頃の「釋日本紀」に集成されてそれで一まづ締括りがついてゐるのである。その後の儒家の日本

書紀研究は在つてなきに等しいものであつた。中世の日本書紀研究の特異な形は別の系列から説き起さねばならないものであらう。

### (二) 中世の研究

中世に於ける日本書紀研究の中、よかれあしかれ中世的な特異性を有つものは、神道説と結合した時に發生したものである。平安時代の日本書紀研究の系列とは別途に神道の流れを一見しなければならぬ。

神道の淵源は神道書の傳へるところによれば、平安初期から更に溯つては、雄略天皇頃に考へる様にみえるが、實際にはそんなに古いものではない。本地垂迹的な考への發生した時もそんなに古いものではないらしいが、それらは兼俱の云ふ本迹緣起神道といふもので、神道と呼ぶ程まとまつたものではなくして、未だ口碑傳説の域を出なかつたものらしい。多少とも神道的にまとまつたのは、兩部習合神道、山王一實神道の名に於いて傳へられるものではなかつたらうか。これを要するに中世神道説の萌芽は、現世利益の祈禱を中心とする密教系統の雜密的思想に聯關して生まれて來たものであらう。これらにしても徐々に成熟して來たものであらうが、それが多少ともまとまつたのは鎌倉時代の末、文保二年の「三輪大明神緣起」や「天地麗氣記」になるのであらう。これらを見るに、極く雜然とした形ではあるが、低俗な雜密的形而上學と我が國の古傳とを統合しようとするらしい意圖を認めることは出来る。これらのほんの一神社にまつて發生してゐる緣起が多少のまとまりをみせて來ると殆ど同時か一足おくれた頃に伊勢の外宮の度會神道が發生したものでらしく、所謂「神道五部書」があり、更



にそれらを統合する一部の書として度會家行の「類聚神祇本源」が現れる。その序によれば元應二年（一九八〇）である。

これら中世神道説の萌芽的な雑然とした形態の著書の位置が、文永、弘安の元寇の役の直後に位してゐる所に、その發生乃至は組織の直接的因由を求めてみていゝのであらうが、一方平安末期に由來する中世の理論的傾向とその結果としての形而上學的要求とを併せて考へてみなければなるまいと思ふ。

平安時代の文化の性格は情趣的とも女性的とも感情的とも様々に云はれてゐるが、それを時代の言葉としていへば「ものゝあはれ」といふところに考へていゝのであらう。それは感情的理智的に相剋矛盾する姿であつて、當時の人の實感としては、その絢爛たる姿を誇らしくは思ふが最後の一點の不調和を處理しかねる苦しさであり、華麗な舞臺に漂つてゐる一脈の哀愁であつたのだ。そこに生まれた諸々の文化は、感情的理智的な要求を調和統合せんとする、云はゞ完成した美しさを追求する營々たる努力の所産であつたには違ひないが、それも所謂御堂關白時代にいたつて飽和状態に達してしまつた。要求としては完全なものを求めるが、その方途はすでに平安文化の中樞をなす公卿僧侶を中心とする人々の手には負へなかつた。併し此處まではともかくも現實に自分達の住む世界を美しくすることによつて、現實に完全な美しさを實現しようとして來たのであつたから、その文化的所産は即ち彼等公卿の生活そのものであつた。

併しこの飽和状態時代をすぎると、これを繼承する公卿は前代の形式は踏襲したが、それを創作する内容を失

つて、やがてはその形式をさへ失ひ始める。遂には政治的にも藝術的にも技術的にも經濟的にも實質のない形骸を墨守するの外はなくなつた。その無内容な形式相互の衝突は混亂を惹起して、武家の擡頭を促すだけであつた。而もそこに惹起した混亂を享受するのは公卿のみではなくして、國民全體であつた。その國民の中でも多少とも優秀な者は、その混亂動搖の世界を脱出しようとする。或ものは前代文化に憧憬の眼をなげてこれを挽回しようとする。だがこの時はすでに前代文化は全く變貌して受けとられてゐる。内容を失つた形骸、その文化を生んだ所以の内面的努力は忘れて形骸だけの美しさを再現しようとする。此處に生まれる方途は所謂研究的であり、理論的理智的な扱ひ方である。歌學、歌論、或は物語の研究もその一翼だつた。有職故實の研究もその一翼であつた。併し嘗つて公卿文化を生んだ實質内容を失つた以上、理論的に追及してみてもその實質はこれに伴つて伸びてはくれない。此處に形而上學的な要求が起つて來るのは自然であつた。宗教的には他方淨土思想にならうし、文藝的には幽玄、有心の概念になつて展開する。現實の世界に満足出來ない者は現實と反對の條件を有つ概念にしがみつくことによつて満足しようとし安定を得ようとする。幽玄といひ、有心といつてもその内容は空虚なものであつた。他方淨土を喩に描いてみても一片の概念名辭にすぎなかつた。「ものゝあはれ」は現實の實感であつたが、幽玄や有心や淨土は空しい名辭だけでその實體は存在しなかつた。問題は現實の自分自身の理智感情をどうするかにあつたのだが、なほ他方淨土に往生することに期待を有たねば生きてゐられなかつた。

斯うした中に在つて法然、榮西、親鸞、日蓮、道元の如き人々は理智を理智として使ひ果した揚句に現實の自



身を轉換させることによつてこの痛苦を脱却する方途を見出さんとして他力自力、言葉は表裏をなしてゐるが、一切を捨てて自分自身を轉換せよと云つた。斯うした形而上學に入つて形而上學を突破せんとする人々は別として、時代は何處までも形而上學的世界を概念的に設定することによつてそこに安定を求めようとした。内容實質を失つた理智が、その性能の限界を超えて働き出す時の悲惨な姿ではあつたが、又理智を前提とする限り必ず来る殆ど必然的な展開でもあつた。理智の描く概念妄想が横行すること以外に何も期待する事は出来なかつた。

そこに起つたのが文永、弘安兩度の外寇である。蒙古に起つて中央亞細亞から歐羅巴の中原までを燎原の火の如く攻略した餘勢を驅つてゐる慍悍な軍勢である。文永三年八月の頃から再三の恫喝の國書の到來するや、その内容と企圖とを臆氣になりと知つた國民は、貴賤上下老若緇素を問はず憤激の焰を搔立てると共に日本そのものの暗い將來を一度はその腦裏に描いてみざるを得ない羽目に否應なしに追ひ詰められた。この憤激の情は、卑しくも鋒をとり得る者をして盡く鎌倉へ筑紫へと馳せ參ぜしめると共に、神明の國日本の亡びざる所以を振返つてみることを強ひた。「倭姫命世記」の末文に

大日本者神國也、依神明之加被得國家之安全、依家々之尊崇天增神明之靈威

とあるのは、この元寇の試鍊を経た國民の神明に信賴しようとする言葉ではなかつたらうか。一説によればその成立は弘安八年（一九四五）を餘り下らざる頃かと云はれてゐる。

斯くして發生した神道説は、國民の神明に對する意識の再興強化を機として、まづ各神社の祠官が、その神社

の地歩を強化せんとする形に於いて現れた。「神道五部書」といひ、「三輪大明神縁起」といひ、佛教儒教といふ他の思想系統に對するものといふよりは、その神社の縁起を説くことに中心があり、儒教佛教の理論はそれを強化するための具としてしか役立つてゐない。

平安時代の人士が、眞劍に問題を有つた時駆け込むのが叡山であつたところにみられる様に、陰に陽に國民を理論的に訓練陶冶するのに強い潛勢力的な影響を與へてゐたのは、華麗な王城の民家に浸潤してゐた密教系統の儀禮ではなくして、山門に隠れてゐた天台宗の法華三大部の思想であつた。その中からのみ鎌倉佛教が生まれ得たやうに、中世的形而上學にすぎないものではあるが神道説として生まれるに就いても、蔭に天台宗の流をひく論理の糸が傳はつて來てゐた。それが文永、弘安の兩役を楔機として祖宗の姿を自分達に結びつける時にも次第に大きな因子となつてゆくのは當然であつた。「天地置氣記」や「神道五部書」の如き、神道説の原始的な姿に於いては、云はゞ從來の神社にまつはる縁起的形體を脱してはゐなかつただけに、この天台系統の思想は單なる形而上學的要求として、佛教的用語と陰陽五行的理解とを導入するだけで陰密の間に潛んではゐるが、「類聚神祇本源」「豊葦原神風和記」といつた形に次第に組織づけられるにつれて、その姿は次第にはつきりとして、一方大陸に於いて天台宗の理論と禪宗の修行法とを大きな歴史的背景として發生した宋學理氣の説が入つて來た時、それを直ちにとつて用ゐうる素地にさへなつたのであつた。神道の著書ではないが、神皇正統記（延元四年）にみえる神道的見解は、主として度會神道の影響下に在るもので、雜然たるところはあつたが、中世神道説の歸着するところ



ろに來てゐるといふべきであらう。

無論他の一方には、「神代口訣」(貞治六年(二〇二七)の如く

儒道者止善而教先王之道以制佛法、佛道者理觀以立戒定慧而輕儒教、共異國之善道也、神道者吾邦之正路而仰天命貴明理、元爲元不除不止也、寧神書和語以顯源妙、雖事理幽微、禛然而基正則明矣(序)

と、神道を以つて儒佛二教に對立せしめ、更にそれらより上位のものとして別途に考へようとする系統もあつたに違ひない。併しその内實に於ける方法としては

上古儒佛二教未曾有、故不比二教、自不異二教者天地之通理也(凡例)

とことわらざるを得なかつた様に、天台、密教、法相、華嚴、宋學等の影響下に在る辭句と論理とを用ゐざるを得ないのは、中世神道の發生的地盤の制約を脱しきれないものと云ふべきであらう。

文永、弘安の役を楔機として擡頭した神道説は、儒教佛教的な理を内容として記紀舊事紀、或は偽書の類に據りつゝまづ神社の縁起を述べてその神社の地位を高からしめんとするところに發し、宋學乃至は朱子學が世に行はれるにつれては、その形而上學的體系をも攝取しつゝ展開する中に、内容は内容として此處に神道説として儒佛に對して別途の思想として樹立されんとする方向をとつて來た。それは神道家としての要求でもあらうし、組織を有つて來たことの歸結でもあつた。その時間問題になるのは、佛敎に於ける三藏經、儒敎に於ける四書五經の如き經典の缺除である。儒佛に對する思想として樹立しようとしても、理としては儒佛と異らぬものになつてし

まふのがこの時代の思想である。從來にしても記紀舊事紀以下の古典に典據を求めてゐたには違ひないが、佛敎に於ける經典、儒敎に於ける經書の如き意味を以つてゐる典據ではなかつたし、殊に天台法華宗に於ける法華經、華嚴宗に於ける華嚴經、といつた様な最後の所依といふ權威を有させた立場で典據としてゐるのではなかつた。形式的な問題だが中世的思潮からいへば權威ある經典を有することは、その思想にとつては缺くべからざる條件であつた。そこに設定せられたものが日本書紀神代紀でそれを神書とした。これに續いて古事記神代之卷と舊事本紀とを數へ、これらを三部の本書として神道説最後の典據とした。此處に中世神道説は一應形式的には確立したのであり、又中世的日本書紀研究の特異な姿が現れる因由があつた。若し「神代口訣」がその序に記す如く貞治六年(正平二十二年(二〇二七)の著述であるならば、さうした日本書紀研究の最初に位するものであらう。そして神道説が儒佛を離れて確立することが形式的に決まつた時なのであらう。

この「神代口訣」は更に展開して吉田兼俱の

吾日本種子、震且現枝葉、天竺開花實、故佛敎者爲萬法之花實、儒敎者爲萬法之枝葉、神道者爲萬法之根本、彼二敎者皆是神道之分化也、以枝葉花實顯其根源、花落歸根、故今此佛法東漸、吾國爲明三國之根本也(神道

名法  
要集)

といふ本地垂迹説に對するはつきりした神道説といふ形式をとるにいたる。併しそれは何處までいつても形式的な區別であつて、その内容は一條兼良の如く



心外無法、法外無心、心即是神、法即是道、一而三、三而一、故三器則一心標幟也(日本書紀纂疏)  
世出世間、元來無二、王法佛法統歸一致(同右)

と表にたて、云ふか否かの相違にすぎなかつた。

斯うした神道説の經典として日本書紀神代卷はとられ、その立場に於いて研究され、註釋書が作られるのであるから、その研究の結果は當然豫想し得る如く、既に樹立されてゐる神道説を實證するものとして神代卷が説明解釋されてゐるにすぎない譯である。従つて日本書紀の研究としては全く逆の方法がとられてゐる譯である。

無論これは中世に於いて神道説と日本書紀とが結合した頃の關係であつて、更に時代が降つた時、日本書紀の研究として日本書紀がとりあげられたことは何度もあつた。應永廿六年の良遍法印の講義、文明五・六年の一條兼良の講義、同十二年の吉田兼俱の後土御門天皇の御前に於ける講義等をきつかけとして、永らく絶えてゐた宮中の講筈も嘗つてのそれとは形は違つてゐるが復活されたのを初として幾つもの日本書紀の講義や本文書寫、註釋等の行はれた事實を知ることが出来る。(中世に於ける日本書紀研究、中 村光氏「本邦史學史論叢」参照)だがさうした日本書紀の講義、註釋、研究と日本書紀を表に立てた時にも、その内容は全く神道説で、抑ゝの時に於ける日本書紀の神道説に隸屬してゐる地位は實質的にはかはらなかつた。といふよりも當時の人々は、日本書紀研究とはさうしたものであると信じて疑はなかつた。従つて日本書紀の研究と稱してゐても、劔阿の「日本紀私抄」了譽聖岡の「日本書紀私鈔」道祥書寫の「日本書紀私記見聞」その弟子春瑜書寫の「日本書紀私記見聞」の極く少數を除いては全く神代紀に限

られた研究しか傳へられず、これら少數の神代卷以外に及んだ研究と雖もその理解の規準は伊勢神道や度會神道であることは一様である。又日本書紀研究史上注目すべき慶長勅版も神代紀だけに限られたものであり、本文の書寫、校訂も神代紀を中心としてゐる事は動かない。その慶長勅版の跋文は純然たる吉田神道である。

この日本書紀の解釋、研究に於いて、日本書紀の成立した時代の意味に一旦還元しようとししないで、全く別途に儒教、佛教によつて形式的に鍛へられた頭腦の所産である神道説へ日本書紀を牽き寄せようとする、日本書紀研究として全く顛倒した方法こそ正に中世に於ける學術の基本的な方向であつた。無論時を経るにつれてその所説には變遷があつたが、それらの變遷は一度も日本書紀から出て來たものではなくして、まづ研究者乃至は神道家自身の神道説が變貌を來しそれが神代卷に於いて何とか肯定せられる場合に起るものであつて、云はゞ神道説が先行してゐることに於いては何等變りがなく、而もそれが當然正當の研究として繼承されて江戸時代中期へ連なつてゐるのである。従つてこの研究法をとる限りは、研究者の素養の相違が研究の相違を來すわけで、それはどんな所説になつたにしても日本書紀研究として一步もその中核へ迫るものではなかつた。

徳川家康が天下の大勢を二分して關東にその居を占めた時、藤原惺窩を用ゐて朱子學をとりあげたのは、永い戦亂の中で、民衆統治といふ問題に悩まされて來た武將としては當然の政策であつた。儒教そのものが、春秋の亂世に於ける民衆統治を直接の對象として樹立された思想で現實的な問題を表にたて、ゐるものである上に、朱子學に於ける大義名分論が覇者としての民衆教化には最も便宜な無條件服従を説いてゐる點も家康にとつては何



よりであつたわけである。併し斯うした事が楔機となつて儒教は江戸時代に入つて大いに擡頭することになつた。所謂神道家も大なり小なりに儒教的傾向を帯びていつた事は否めない。そこに神道も急角度に儒教的に、殊に宋學に於ける易理に沿つた線を進ることなる。一條兼良が、三教一致と自ら云ひながら一方に

此一段因縁、雖出神道不測之妙用、至於其理則據佛教可解說、夫大蛇無明之體(日本書紀纂疏)と云ひ

聖人不得而論之、鴻荒草昧、不足爲法故也、唯浮圖氏之說、甚詳明也(右同)

とむしろ佛教に由つたのが中世神道の傾向であるが、藤原惺窩の弟子林羅山(天正十一年—明曆三年—二二四三—二三一七)になると

夫本朝者神國也。神武帝繼天建極已來。相續相承。皇緒不絕。王道惟弘。是天道之所授道也。中世寢微。

佛氏乘隙。移彼西天之法。變吾東域之俗。王道既衰。神道漸廢。(中略)庶幾世人之崇我神。而排彼佛。

也。(本朝神社考序)

と神道は之を要するに堯舜の道であるが、佛教は神道を衰へしむるものとして排けるのであるが、神道の近世化はこの方向を進るわけである。

中世神道としても古い傳統を有つ伊勢外宮の度會神道も、羅山に三十年程おくれた度會延佳(元和元年—元祿三年—二二七五—二三三〇年)にいたつて從來の儒教乃至は道教、佛教の雜然として混在してゐるものから儒教殊に易理に基いたものへと轉換するのであるが、そこにも時代の色としての宋學的教養の延佳に在つたことを考慮にいれなければならぬ。

50。

かくして陽明學者は陽明學風に、古學派には古學風、尊徳は尊徳風に、幽學は幽學風にそれ／＼に、神道説を樹立し、日本書紀の研究をしたものは、皆それ／＼の角度から日本書紀を理解してゐるのであつた。時代はすでに近世に入つてゐるが、又佛教から儒教への轉位はあるが、その研究方法からみれば依然として中世以來の顛倒を繰返してゐるにすぎない。江戸時代に入つてから作られた神代紀を中心とした註釋書の數は一々あげる違もない程であるが、その一々はいづれも前代の註釋書の迷妄を打破せんとする意圖の下に作られた事は序文その他に於いて明白ではあるが、端的に論ずれば日本書紀とは無縁の研究と云つて然るべきものであつた。無論部分的には正鵠を得た説も拾へないではないけれど、それは偶々的當したといふだけのことであつて研究としてその全體の操作を取上げることは出来ない。云はゞ中世的殘滓にすぎなかつた。この本末顛倒を打破しない限りは近世的研究は出現する餘地はなかつた。斯うした中世的系統に屬する最後のものは神道では、山崎闇齋の垂加神道、日本書紀研究としては風葉集であつた。而もこれが神道として最も形而上學的に發展した姿であり、それだけに中世的弊害はその極度に達してゐるものであつた。この頃になると既に近世的な傾向はそこ／＼に動き出してゐる。闇齋の流を汲む谷川士清の「日本書紀通證」にこの中世的垂加神道思想と近世的思想とが同時に雜居してゐる中間的な形を成してゐるのもそれであつた。

### (三) 近世的研究の出現



中世的性格を宗教的佛教的といふことは必ずしも不當ではないのだが、その形而上學的幻想的な一途を辿つたのは、佛教が理智の性能とその限界とを知らしめんとして一旦理智を否定した形をとるものを、その不安な世相と相照して理智は終始頼むに足らざるものと誤解し、現實の生活に於いて満足せられざるものを幻想的世界に反動的に描いて追求してゐる姿であつた。故に近世となり、ともかくも世情も安定して來る時、再び現實の世界を肯定する様にもなり、その現實の世界を構成する自分等の理智に對する自信をもとり戻す様にもなつた。儒教はこの傾向を助成したであらうし、逆にこの傾向は儒教を容れる地盤になつた。こゝに近世文化の誕生する素因があつた。

中世の形而上學的學説は現實に満足出來ないものゝ描いた幻想界の敘述であるから、そこに何等の根柢もなかつた。根柢のない學説は師子相承の傳統に權威を與へてこれを固守するの外はなかつた。自分達の理智の自信をとり戻し始めた近世人の近世的な動きは、まづこの中世的權威に對する反抗となつて現れた。學術の上に於いてはまづ歌學に於ける古今傳授にまつはる權威に對する反抗が初であつた。それは間もなく契沖（寛永十七年—元祿十四年）の古語研究法の革新となつて華々しい實を結び初めた。日本書紀研究としては新井白石（明暦三年—享保十年）の「古史通」に近世的性格をはつきり認めることが出来る。意欲だけとしては林羅山にもみえてゐたが、それは中世への反抗といふよりは佛教への反抗であつた。日本書紀を日本書紀として神道に隸屬する地位から引離して検討したものとしては「古史通」まで下らねばならない。部分的な研究としては契沖に「厚顔抄」、加茂眞

淵に「日本紀和歌略注」荒木田久老に「日本紀歌解楓落葉」の如き歌謡の研究が現れた。近世的研究としての最後の形へ直接に連るのはこの歌學に始まるものであつた。

契沖はその研究に於いて研究資料の「始終」をよくみることを主張した。これは換言すれば研究對象乃至は資料をそのものゝ立場に於いて理解することであつて、他の目的、といふよりも先入してゐる自分の形而上學的要求を満足させる様に理解しようとしてはいけないといふことであつて、中世歌學を當面の相手としての議論ではあるが、云はゞ中世歌學とは逆の方向をとつてゐるものであつた。この資料を資料の立場に於いて理解しようとする云ふことは、その反面に正當なる理智の働きを豫想してゐるものであつて、三鳥一木の傳の如きは「智あらんも誰かこれをうけん」と云つた。併しこゝで問題となるのは「智あらんもの」といふが、さう云はしめるものは契沖即ち研究者の理智であり、中世の形而上學的的要求も中世の研究者の理智であることに於いて變りはなかつた。その兩者の區別を何處におくのかといふ時、契沖は

内典ニ公論アリ。法ニ依テ人ニ依ラサレト云ヘリ。智者ノ千慮ニ必ラス一失アリ。駿キ馬ノ或ハ躓事アルカ如シ。愚者ノ千慮ニ必ラス一得アリ。鈍キ刀ノ時ニ割コト有力カ如シ。（萬葉代匠記）

と云ふ。そこに理智の働き方を規定する法ありと、客觀的な尺度を期待してゐる。

これが近世的研究の根幹をなす方向である。新井白石は「古史通」の讀法凡例の冒頭に上古史研究の基本的方

法を述べて



本朝上古の事を記せし書をみるには其義を語言の間に求めて其記せし所の文字に拘るべからずと云つたのは、いろ／＼にとれる言葉ではあるが、契沖の場合とやはり同一系列に屬する期待であり、希望であつた。即ち神代の事を記した資料を理解する時に、稍もすれば人間の理智を以つて理解しがたい辭句に當面するが、それは辭句、表現の上のことである。事實は現實の人間の行迹にすぎないのだといふ主張であつて、こゝに契沖の扱つたものと違つて神代史といふ特殊な對象がこの異なる表現をさせるのであるが、そこに研究者自身の理智に對する強い信賴と資料を資料としてみてゆかうとする期待とははつきりと認められるのである。

契沖と白石との研究方法は斯うして同一の近世的方向をとつたのであるが、白石の神代史の理解の仕方が結局に於いて現實に偏しすぎてゐる事は云ふまでもなく、又契沖にしても理證よりも文證を重視しすぎたことは既に云はれてゐるところである。〔契沖の文獻學に於ける基本的問題に就いて〕三宅清氏、國民精神文化第三卷第三號そこに理智の明晰は期待しうべくして實現し難きものであることを知ると共に、此處に近世的研究の破綻の由來と現代に於ける研究の方向とを求めねばならない。

契沖は理智を前提として

明證他ニ求ムルヲ待コトナク、掌ヲ指テ炳焉タリ更ニ何ソ猶豫ヲ抱クヤ。内典ニ公論アリ。法ニ依テ人ニ依ラサレト云ヘリ〔萬葉代匠記〕

と云ふところに最後の立場があるのであるが、この明證を客觀的文獻に求め得ない時に契沖の學説は混亂を惹起

するのである。理智の働きを規定し得る客觀的尺度が存在すると考へてゐるのであるが、この考へ方は白石にもあり、又その後の近世の學者に共通して考へられて來たところである。併し人間の事實としてさうした客觀的尺度は存在しない。あると考へたいが存在しない。その故に理智は稍もすると無制限に動き始め形而上學に飛躍する。それが中世の研究の本末顛倒を惹起したのであつたが、契沖や白石も亦その危険に曝されてゐるのである。従つてこゝに契沖を繼ぐ者、即ち近世の研究者にとつての課題があつた。併しこの問題は近世に於いては遂に解決せられなかつたのである。

だから近世の研究は、この問題が、その研究者に於いて素質的にどれだけ解決せられてゐるかといふ偶然性によつて左右されるのであるが、期待としては理智を前提として、文獻を典據として、研究對象の本來の意圖や意味を明かにすることにあつたのである。この期待は方向としては正當なものであり、その意味に於いて近世の研究は、正當な軌道に乗つたもので、中世のそれとは正に天地の相違ではあるが、その期待、希望を實現する方途が何處まで實際の研究作業の上に於いて實踐されてゐるかは問題であつたのである。

「書紀集解」は研究史上に於いて敍上の如き問題を有つ時代にその作業が続けられたのであつた。従つて「書紀集解」の研究史上に於ける地位も、この問題を何處まで解決し得てゐるかに在る譯である。



## 二 書紀集解の註釋内容

近世に於ける日本書紀研究は佛敎的敎理から宋學の易理に基礎を轉じたが内容實質的には全く一つものである形而上學的神道に依存する中世的系統のものと、現實的近世思潮を根柢においた古史觀に偏してゐるが少くともその期待したところとしては日本書紀本來のものを明かにしようとした研究と、時期として最も遅れるのであるが、所謂國學者の語學的分野から入つた古事記による古史觀へ行く研究とに分つことが出来るであらう。第一を神道的研究、第二を歴史的研究、第三を語學的研究とその方法の上から分類しておくことは出来ると思ふ。第一に屬するのは中世以來の神道家及び近世になつて樹立された神道に於ける研究で、伊勢神道、垂加神道等のそれであり、第二は新井白石、吉見幸和の系統であり、第三は契沖、賀茂眞淵、本居宣長を経て、鈴木重胤、飯田武郷にいたる系列と橋守部などの系列とを考へることが出来る。「書紀集解」はこれらの中の何處に入るべきものであるかといへば、第二の系列であらうが、而も純然たる第二の系列ともいへないものである。それは師弟の關係と方法と時代思潮と著者とが幾重にもなつてゐる事が然らしめたものといつていゝのであらうと思ふ。

師弟の關係からいへば秀根の師は吉見幸和であるが、最後の仕上げをした益根は全く別途に漢學者として、江戸時代には珍しい君山學派の訓詁學をうけてゐる人である。方法の上に於いて秀根は幸和を繼承してはゐるが、一方眞淵や契沖に注目してゐたことを考へると單一には考へられない。而してこの父子は漢學者であるか否とを

別として、當時の武門の常として儒敎的な訓練陶冶をうけて成長した人である。これらの相寄るところ「書紀集解」は近世日本書紀註釋史上に於いても異常な様式をとることになつた。形態の上にも然る如く、その内容に於いても特異な註釋書であると云はねばならぬ。唯これを總括していへばその特異性にも拘らず近世的所産であるといふの外はない。さうした意味での註釋内容を述べてみようと思ふ。但その前に「日本書聚財」以來の變遷を瞥見してゆかうと思ふ。

## (一) 日本書聚財

秀根が「日本書聚財」を書いたのは既述の如く寛延元年(二四〇八)の夏から秋へかけてのことで、吉見幸和の門に入つて以來四年目、幸和の影響の最も多分に現れてゐる頃である。この年の正月に書いた「神學辨」に書に古今あり眞偽ありよむ人差別なくんはあるべからす其要とする所は國史及び律令格式にしてこれに次ものは古昔の官牒名公百家の記録なり初入の學あしき時は國史家牒をわすれて偽書妄撰の類を信す慎ますんばあるべからす

とか

傳授口訣に惑ふこと年あり退て正史古典を熟復して漸其非を悟り其疑を解きぬ

など、幸和そのまゝの口振で云つてゐる頃である。

吉見幸和は師弟の系統からいへば、垂加神道の流を汲む人である。幸和の師として、正親町公通、度會延經、



淺見綱齋、小出侗齋等の名が數へられてゐるが、彼の古典研究方法に強い示唆を與へたのは公通であつた様に幸和は云つてゐる。公通は周知の如く、闇齋門下の宗家に押立てられてゐる人である。その公通の言葉として幸和は傳へてゐる。

世すてに澆季になり神學者流をのく門戸を立一藝のやうに成行は神道にはあらで異端となり小道に墮ぬ抑と神道は天下の大道なり天皇大八洲を治給ふ道是を道といふ(中略)其審なる所以を知らんとならは律令格式國史官牒を熟復し博く正しき道を學んで雜學の僞妄を信することなかれ先つ其僞妄を去るを急務とすへし。(増益辨ト抄俗解序)

斯うした事を初めて逢つた日に公通から云はれ「師命の嚴なる肺肝に銘して忘るへからず」と述懐してゐる。これを以つてみれば、幸和の學問の全部がこれで決定したわけではないが、少くとも「神道五部書說辨」を書き、この「増益辨ト抄俗解」を書きする幸和の基本的な方向を決したのは、公通であつたらしく思はれる。併し公通のこの言葉は、闇齋の神道を繼承して、その宗家とされてゐた人としては考へられない程云はゞ近世人としての言葉である。契沖や白石等を中心にして考へられる人々に依つて次第に強調されて來た近世的な思潮は公通の周圍にまで浸潤して來てゐるのか、それとも幸和自身が公通に託してこの言葉を吐いてゐるのであらうか。公通の僅かな著述を通してみても、斯うした言葉の認められない事は事實である。幸和は自分の言葉としても

我朝天皇之於<sub>ニ</sub>祭政<sub>一</sub>者、總皆神道也、詳載國史官牒<sub>ニ</sub>而炳焉、國史者六國史之類、官牒者律令格式及公家記

錄之類、是天下之公書而文獻徵之者也。

と云ひ、この主張は「學規の大綱」その他に於いても繰返してゐるところである。従つて公通の言葉といふものの少くとも語彙としては幸和のものであらう。

この主張、方法は幸和だけに限られたものではなく、形や言葉は様々でも、古典研究の方向、方法としては近世的な主張として名古屋に縁故の深い天野信景、多田義俊などにも共通してゐるものであつたが、秀根は直接には幸和を通じてこれに觸れ、恐らく臆裡に芽ぐんでゐたものを肯定された實感をうけたことであらう。又それだけに急角度に幸和の方に向いて轉換していつた直後にこの「日本書聚財」を書いた譯である。従つて「日本書聚財」はすでに近世的要求と方法とに立つて書かれてゐるもので、日本書紀の講義案としても、中世のそれとは全く違つて強い合理主義的な色彩は出て來てゐるものである。一例をあげておけば日本武尊の「化白鳥從陵出之、指倭國而飛之」の註に

安崇云白鳥トナリ玉フハ御體ノ消玉フナリ生物ノ中靈ハ天エ昇リテ消ル者ト垂加翁ノ玉ヘリ陽ノ盛ナルイキ物ユヘ也トアリ此外ニ別ニ御體ノ消ルコト伊弉諾尊ノトニ傳アリ。秀根謂安崇說甚タイハレナン靈ノ消ルハ物ニ據片ハ億兆ノ人皆禽獸ニ化スヘキナリ豈日本武尊ノミ白鳥ニ據テ靈ノ消ヘキヤ安崇說ノ如クンハ人死ノ必禽獸ニ陥ルナルヘシ秀根按日本武尊遂復命ナクノ中途ニ崩而ソノ陵ニ葬ルノ片陵ヨリ白鳥イヅルハ尊皇都ヲ忘レズノ崩ス此神靈ノ化スル處ナリ白鳥ヲ以テ尊トシル處ハ靈ノ人心ニ感ル處ナリ



と云ふ如きで、これがこの著述に通じての批判態度である。

伴部安崇は今改めて云ふまでもなく垂加神道を繼承して、闇齋とその神道の爲に辨じた人である。その安崇の説に對するこの秀根の所論には、その説の當否は別として合理的な解釋をたてようとしてゐる意圖はつきり認められる。併し時代としても秀根の年としても若いだけに熟さないものであることも亦はつきりしてゐる。斯くの如き過渡的な状態に於いては、あるが、中世のそれに比べれば、從來の傳統的解釋を捨て、近世的に脱化しようとする氣配は既に十分みえてゐる。

(二) 日本書紀集解

「日本書聚財」の時代からこれを書くまでに十七年程の日時を距て、居り、而もその十七年は二十六歳から四十三歳までの壯年期であり、師匠幸和もこの間の寶曆九年に歿してゐるのであるから、秀根の近世的、合理主義的な立場も彼自身のものとして相當に成熟してゐることを認めなければならぬ。そこで書かれた「日本書紀集解」にもそれに相當した變化の跡が認められる。卷第十一、仁徳紀に天皇の異母妹八田皇女を皇后となし給ふ條に

○陽復記(度會延佳著、慶安四年二二二) 乾、卷云仁徳天皇の御妹を後にそなへ給ふといふは御妹を尊て皇后の尊號を授たまふまでなるを記すもの、あしく心得て夫婦となり給ふやう書たるはあやまりなり御子なきにしてしるへし此

誤を傳ひ賜ひ敏達天皇も御妹を皇后にそなへ給て御子生給ふと或人のかたりしさもあるへき事とそ覺侍る  
○秀根謂此説大ニ誤レリ不足レ論不見國史全篇一故也

と云ふのを、前述の「日本書聚財」の場合に比較してみると、日本書紀研究としての合理的な理解、近世的研究方法が非常に板について來てゐることが認められる。延佳の解釋は、形式的に儒教的地盤に立つてみた時の矛盾を儒教に合ふやうに解釋しようとして「或人のものがたり」といふ所に權威をおかんとするのである。それに對して、秀根のこの批判は、日本書紀自身としては矛盾でもなく、又問題として論ずるまでもないとしてゐるのであつて、そこに著しい進境をみる事が出来る。卷第十一は「日本書紀集解」の中でも、後半期の執筆に屬するものであるが、國史全篇としての立場に於いて、日本書紀の所傳を自分の時代の理解に合はせようとする解釋を退ける事も時あつて出來るところまで成熟して來た事は認められる。これは中世的研究には夢想もされなかつた近世的研究の姿の一端である。

だがまだ何といつても一方には中世的殘滓もみえるし、近世的色彩自身の中で批判の道を失ふ事もあつた。それを總括していへば、中世的であるか、近世的であるかの先人の註釋をはつきり批判し竭してゐるわけではなく、矢張り先人の業績から足をぬききれずに彷徨してゐるのであつた。その故に註釋書としては、日本書紀を日本書紀として理解しようとするのは、期待であり希望に終つてゐるのが全體の基調をなすものであつて、その點に於いて「日本書紀集解」は「日本書聚財」を詳密にし、引用書の數を増した程度のものに止まつてゐるといはねばならない。斯うした結果は、諸註大成といつた様な形を企圖してゐるのかと思ふまでに先人の諸註を引用する事になつて來る。それらの諸註は云ふまでもなく、中世的系統の註釋書として形而上學的に際限のない飛躍をして



ゐるか、近世儒教的な理解として自分自身の生活規範に牽き寄せすぎてゐるかであるが、それらを豊富に引用して放置してある所に先人の所説を蟬脱しきれない秀根自身の方法論的混迷の跡を認め得ると思ふ。「神日本磐余彦天皇」の條に

○藻鹽草云神ハ尊崇ノ辭神素戔嗚尊神高皇產靈尊ノ例也日本ハ今ノ畿内大和ノ國ヲ指ス是即チ天照大日靈貴ノ皇都ノ地ニ大日本豊秋津洲ノ中心也磐余ハ大和ノ邑ノ名義詳ニ紀中ニ見ユ彦ハ日種ノ通稱天皇ハ宇宙ヲ統御シ召シ給フ尊ノ義我大君ノ尊號ニテ在坐リ蓋シ日本ノ磐余ニ軍功ヲ立テ日ノ神ノ舊都ヲ興復シ給フヲ以テ如レ此ハ稱シ奉ルナルヘシ御年少キ時ノ號ハ狹野ノ尊ト申シ奉リシ事神代紀ニ出タリ

とあるのを引用して、別に批判を加へようともせず、又殆ど同様の説をとる「日本書紀通證」をも引いてやはりそのまゝにしてある。こゝに「古史通」にもみえ幸和にもみえた傾向が名残を止めてゐるわけであり、學者としてよりは武士を本業としてその儒教的教養の中に育つて來て、それを蟬脱出來ない秀根の面影と共に契沖以來近世の學者の荷つてゐる目に見えない重壓を認めなければならぬ。それは近世に於ける研究方法論の上に課されてゐた問題であつたのだ。

併し秀根は、それで晏如としてゐたわけではない。自らもその混迷彷徨してゐる不安定は意識してゐるらしく何とかして方向を求めようとして努力してゐる事は十分に認められる。この諸註大成風の編輯方針の中にもその一端はのぞいてゐる釋日本紀、倭姫命世記、日本書紀纂疏、神代口決と共に、當時に在つては最新の研究をも見

落さずにとつてゐるのもそれである。谷川士清の「日本書紀通證」は延享五年成立、寶曆十二年刊行といふのであるから、年代的に云つても最新鋭の註釋であり、内容的にも日本書紀全體に互つて嚴密に扱つた最初の近世的計劃であり、神武紀以前、特に神代紀は垂加神道的色彩の極度に濃厚なものであるが、その後はその色彩も薄れて當時としては第一等の註釋書であつたわけである。それだけに秀根は大きく影響されざるを得なかつたのであらうが、それを殆ど註釋項目毎に引用してゐるのはさうした努力の跡であつたとみなければならぬ。又一方には前記の如く無批判に放置した引用も多いのだが、その全體的の傾向をいへば、秀根の力量なりに先人に頼り、又一方中世的註釋書を引用しながらも、それから中世的形而上學の色彩を抜いて引用する事にも務めてゐる事は認めざるを得ない。これらの事實は一部の註釋書としては矛盾撞着であるが、それを辿つてみればさうした秀根の註釋方針確立のために費してゐる努力の跡を認める事が出来るのである。秀根としては、その全力をあげてこの事に當つてゐたのであつて、傳へる所によれば門を閉ぢ、客を謝してこの業に日夜いそしんだと云ふが、事實ではないにしても、その努力を語る言葉としては肯ひ得るものである。それだけに「日本書紀集解」は、雜然として歸趨に迷はざるを得ないものになり了つてゐる事は又否定出來ない。中世以來の神道的註釋書と並んで契沖の厚顔抄や萬葉代匠記があり、新井白石の古史通があり、林羅山の本朝神社考があり、吉見幸和の談が入り、雲蝶語云と入り、自分で「崇神」二字未レ見出所」と云つた頭註に「紀云崇ニ重神祇ニ蓋據レ此乎」と書込んでみたり、秀根としては萬策を竭してゐるのだが、その間の矛盾撞着を裁き、脈絡をうたせる解説は入つてゐないのであ



る。誤魔化したり踏晦したりするさはない。一に師説にもよるまい、傳統をも踏むまいとして、日本書紀と眞正面に取組んでゐるのだが、そこに近世精神の潑刺とした意欲をみる事は出来るが、稍もすれば日本書紀に壓倒されんとしてゐるのが「日本書紀集解」に於ける秀根である。唯此處で秀根を支へてゐるのは、この註釋の中を細々と通つてゐる幸和以來の近世的研究方法の根幹に對する自信であるが、その確實な資料を確實に扱ふといふ方法から結果の出ない筈はないが具體的に日本書紀に適用するにはどうすればいゝのかと迷つてゐるわけである。「日本書紀集解」を通じて斯うした註釋方針の混亂は窺ひ得る。その混亂の間に秀根は何度も方法を建直さうとした事も「日本書紀集解」の中に求める事は不可能ではない。

天明二年七月廿二日「日本書紀集解」の最初の筆をとつた時、秀根は内題の下に「河村秀根輯」と書いた。これは「日本書紀集解」の最後まで變らずに續いてゆくのだが、秀根のこの「輯」とする心境は、最初と後半とは變つてゐた筈である。秀根は、先人の諸註を廣く探り、一方漢籍その他に辭句の出典を求め確實なものを輯めてゆけば、そこに日本書紀の註釋書は成立すると考へたらしい。それを以つて直ちに原稿として板にする事が出来ることさへ考へてゐたのではなかつたかとさへ想はれる。だがそれで註釋書が出来上るものではなかつた。諸註大成とでもいふべき、源氏物語に於ける湖月抄の様なもの出来るかもしれないが、それは畢竟するに中世以來の解釋を踏襲するだけの事であつた。

後之人以誤傳誤或杜撰附會、大使入惑焉、亦唯不深考之罪也、何爲鹵疎之甚

と「日本書紀撰者辨」の終末部に云つた秀根がこれで満足出来る筈のないのは當然の事であつた。この註釋方針の動搖は、執筆後間もなく秀根の胸中を往來し始めた事であらうが、その一端は執筆順序でいへば第二巻目の假名日本紀の扱ひ方に現れて来る。卷第五の中頃から次第に假名日本紀が訓の参考として重視され始めてゐる。卷第五の六年の條の最後の「不能祭」に對して上欄に補註として、

假名日本紀云えいはひまつりたまはず此訓然ルヘシ不能祭トハ此書ノ讀法ニ不レ叶

とある如きは(圖版十四參照、六二頁)その顯著になつて來た段階を示してゐるものであらう。これが卷第六に入つて四年秋九月の「皇后於是心裏兢戰不知所如」の條からは本文のすぐ次に假名日本紀の該當する部分を引用する事になり、それが「日本書紀集解」を通じての定型となつてゆく事は既に述べた所である。(圖版十五參照、六二頁)まるで前後均衡のとれない變化を起してしまつたわけである。惟ふに、書き始めた當座の方針で出來上るものは、何等日本書紀讀解に役立たない事が考へられたのであらうし、又一方には資料、出典の確實と否との判定はその訓法が決定しない限りはどうにも決定しがたいものであるとも考へざるを得なくなつたのではなかつたらうか。卷第四、卷第五の前半邊りへ立戻つてみると、訓に對しては殆ど無關心なのかと思はれるのが秀根の註釋態度であつたのだ。ともかくもその間に秀根自身の註釋態度乃至方針に動搖が起つて來てゐる事は疑ひないところである。隋書の引用を思立つて急いで書寫してゐることもこの一端と考へられるのであらう。

併しこゝで考へてみなければならぬのは、問題は秀根の考へたよりもつと根深い所に蟠つてゐた事である。



この「日本書紀集解」といふものゝ註釋方針を秀根自身の希望に適應せしめるためには、もつと秀根自身の中に考へてみなければならぬものがあつたのである。第一に確實な資料を確實に取扱ふといふ大綱は決定してゐたけれど、それを日本書紀に適用するには細かな具體策が工夫されなければならぬものであつた。それが秀根には缺けてゐたのだ。部分的な撰者の問題等に於いては一旦の成功はなし得ても、日本書紀一部の註釋といふ仕事には大綱だけでこれを決する事は出来ないのが當然であつたのだ。第二には、先人の註釋を鹵疎杜撰といひ乍ら、いざ實質的に日本書紀を讀むとなるとやはり頼つてゐる事が矛盾であると共に破綻の原因であつたのだ。先人の註釋を引用する事がいけないのではないが、それに頼つてゐる間は不可能であつたのだ。換言すればそれを批判する準備が秀根自身の中になかつた。それでは先人の所説の中から正當なるものと然らざるものを選ぶ事は出来ない。たとへ國史官牒の類を扱つてみても、その準備がなければ註釋書の内容を統一整理する事は思ひも寄らない事である。それには先人の註釋の誤謬の根本的な批判が出来てゐなければならぬ。確實な資料と云ひ確實に扱ふと考へても、その「確實な」とはどういふ事なのかを考へてなければならぬ。それがまるで秀根の中に出来てゐないのだ。結果としては、自分のその時々の思ひ付きに任せてあるのだと云はねばならないのが「日本書紀集解」時代の秀根の註釋方針である。従つて、場合によつては「國史全篇を見ざるが故なり」と云つてのける事は出来ても、他の部分では、藻鹽草や日本書紀通證に於ける江戸時代的な理解にすぎない、日本書紀と無縁の解釋をそのままに放置しておかねばならぬのであつた。そしてそれらは結果として自分で註釋

全體の不統一、不安定を意識せざるを得なくなつて來るのであつた。この方針では、中世的形而上學を避ける事は出来ても、自分の生活に浸み込んでゐる主觀的歪曲は免れる事は出来ない。それでは結果としては、中世のそれと五十歩百歩の方法になり、中世以來の諸註を批判し、正否を辨別する事等は望んで得べからざる事になり、確實な資料を確實に扱ふといふのも一片の口頭禪であり、夢の如き希望に終らねばならないだけであつた。問題は何を引用したかしないかといふ技術的な問題ではなかつた。何を何處に引用し、それを如何に裁くかを決する秀根自身の態度に問題があつたのだ。

だが秀根は問題をそこまで追詰め得る人ではなかつた。併し註釋そのものゝ不安定、不統一は何處までいつても抜けなかつた。訓の據所を決める決めないは末の問題であつた。そんな事で「日本書紀集解」に於ける破綻、雜然とした混亂は統一出来る筈はなかつた。稿をすゝめるにつれて内面的の動搖は強くなつていつた事であらう。明和二年稿を起して以來、長子殷根の死歿、父秀世の死歿等の不幸にもめげず努力した秀根も安永二年になるとその稿本を以つて直ちに原稿とする事は斷念せざるを得なくなつたのではあるまいか。この年正月廿一日に稿を起した卷第十の内題では「日本書紀集解卷第十章藻」と稱し、これつゞいて同年七月十日に稿を起した卷第三の内題では「日本書紀集解卷第三章稿」と稱してゐる。(卷頭圖版) 或は他意あつて「草稿」といれたのではないかもしれないが、この稿の最後になる卷第十五にも、「日本書紀集解草稿卷第四」(この四は十五の誤であら) とあるところをみると、(圖版十二參照、六二頁) さうした動搖の結果の然らしめたものと考へていゝのではあるまいか。若しさうし



た結果であるとしたらば、この草稿といふ二字は萬策つきた秀根の歎聲ともいへよう。この安永二年に秀根は五十一歳である。こゝでこの稿を草稿としてもう一度書直すといふ事は、換言すればその生前に脱稿完成する事を断念するに等しい事であつたからである。又まだ決定的な方針の立つてゐない事はその後の卷第十一以下卷第十五までが同じ形態で進んでゐる事に於いても明かであつた。今やつてゐる草稿をどんな形にすればいゝのかは分らないがとにかく素材として一通りの資料を輯めておかうといふのである。同じく「輯」と稱してゐても、天明二年その稿を起した時とはまるで内容の異なつたものになつてしまつた。

中世的精神を超克するといふ事は、希望として誰しも抱き得る。近世初期以來の日本書紀の註釋書を見ると、殆ど一様に先人の註釋は虚妄怪奇の説でとるに足らないから筆を起すのだといふ意味の事を云つてゐるがその結果は同じ事だつた。神代卷中心といふ考へ方さへ捨ててきた者は殆どゐなかつたのだ。希望し期待する事は誰でも出来るし、口に出す事は出来るが、それだけでは夢である。事實としてこれを實現するには、さうした懸け聲は全く無駄だつたのだ。が秀根も結局その轍をふまんとする羽目におちて來たのだ。かれこれ三十年程の昔のあの軒昂たる希望と期待は無慘に崩れようとするのだ。「日本書紀集解」の最後の一册卷第十五は、さうした秀根の心境を語るかの様に安永五年三月九日に執筆した部分でふつとりと中斷してしまつてゐる。だが秀根は苦しくはあつたのであらうが、やはり同じ様な調子で一絲亂れず卷第十五まで書いて來た。(圖版十三參照、六二頁) 破綻のある事は承知してゐるが、それでも挫けなかつた。希望は捨てなかつた。嘗つて壯年時代から初老を迎へる時まで

の十七年の間を、何を措いても手がけたいのにぢつと耐忍して來たと同じやうに、見えない光明をぢつと待ちながら筆を運んだものらしい。

中世的精神を超克するといふ事は、中世精神の産物を敵にまはして相剋する事ではなかつた。拮抗してゐる間は超克出來てゐない事であつたのだ。超克するといふのは中世的な一切が問題にならなくなる事以外にはなかつた。議論でもなく、懸け聲でもなく、唯事實として中世の一切が影響力を有たない所まで、自分自身が問題を解消し得た時に、超克し得たといふ事實が出現するのである。秀根の根氣のいゝ努力はやがて黎明を迎へる時が來た。卷第十五の最終丁がきちんとした字で終つてゐるのは、秀根の心意のくづされた跡を語るものではなくして、却つて秀根が近世人としての黎明をその研究の上に迎へた時を語つてゐるものである。だがその黎明の光を齎したものは秀根自身ではなかつたらしい。次子益根の成人した事が齎したものであつたらしい。

### (三) 書紀集解

「日本書紀集解」と「書紀集解」とを比較してみる時、題號の上にこの聯絡がなければ全く別人の著作と考へたに程に、註釋書としての體裁も内容も異なつてゐるものである。その形態の上に起つた相違に就いては稿本の形態の項に述べたが、その内容に於いても格段の相違がみられるものである。題號から「日本」の二字の消えた事も偶然の事ではなく、その總論第二に云ふ如き理由によつて改められたものである。その時期は、やはり安永五年三月九日以後に考へねばならない。その所説の當否は暫く別としても、そこに河村氏の日本書紀研究にはつき



りした特異性の生じ來つてゐる事がみえる。この一點からみてもこの「日本書紀集解」と「書紀集解」との相違は、一言にしていへばかれこれ三十年來、秀根の探し求めてゐた註釋方針の確立して來た事にあることをも示唆されるであらう。更にこれを註釋の本文に立入つてみる時、その事をはつきり知り得ると思ふ。一例を引用比較してみると神武紀の冒頭に近い所「意確如也」の註が「日本書紀集解」では、

○意確如也○釋日本紀卷第九述義五云確如<sup>カクケクヨシ</sup>弘私記曰確如心廣大而堅<sup>ニシテ</sup>○倭姫命世記講述鈔云確ハ堅也易云確乎不可<sup>トシテ</sup>拔○註云確如武德之謂○藻鹽草云確如ハ堅ク剛キ也金氣ヲ稱ス蓋シ御柱ノ徳在坐シ卓立ノ拔ベカラサルヲ云ヘリ○通證云意確如也此稱<sup>ニ</sup>金氣也字書確堅也剛也西域記確字皆作<sup>レ</sup>確漢高祖紀意豁如也とあつて、秀根自身のこの諸説を綜合裁量する言葉は入つてゐないのであるが、「書紀集解」の原稿本になると、「意確如也」とまづ「確」の字にしてしまつて、その下に續く註は

莊子應帝王篇曰確乎能<sup>ニ</sup>其事郭象曰確堅貌○釋曰弘私記曰確如心廣大而堅<sup>ニシテ</sup>

とあるのみである。現行刊本もこの通りである。「日本書紀集解」の方はその註釋書の種類からいつても釋日本紀を先頭に、倭姫命世記講述鈔、神武紀註、神武紀藻鹽草、日本書紀通證といづれも中世的色彩の最も濃厚なものである。而もその内容はいづれも神武紀のこの部分の註としては、足らぬか行きすぎてゐるかである。況してや藻鹽草や通證にいたつては、何の用あつて引用するのかと思はざるを得ない。これに一言の批判も解説もなくしては、結果として訴へ得てゐるものは依然として中世以來の界限を知らぬ放恣な形而上學的解釋だけである。それが

「書紀集解」になると、まづ引用書の種類に於いて中世的なものは一切振ひ落されてゐる。而もそれは中世の註釋書だから捨てるといふ機械的な方針ではなくて、その内容を吟味した上で、釋日本紀だけは残してゐる。又辭句の出典として、前には通證によつて西域記、漢高祖紀に求めたが、それはこの辭句の説明にはなつてゐるが、日本書紀のこの部分の出典としては全く脈絡を缺いてゐるものである。そこへゆけば、莊子のこの出典は、この辭句のこの部分に於ける役割をもある程度は説明し得てゐる。

斯うしてその結果が全部正しいかどうかは暫く別として、自分自身の立場からみて先人の諸説を縦横に批判して扱ふやうになるのが「書紀集解」である。従つて新銳の註釋書であつたからでもあらうが各註釋項目毎に、場合によつては二度に互つてさへ引用されてゐた「日本書紀通證」が、「書紀集解」では神代上に四回、神代下に三回、神武紀に十二回といふ、殆ど無視したに等しい度數に減少してゐるのもこの批判から出て來て本書の全體に及んでゐる著しい相違の一端である。

極端に云へば、先人の所説に曳摺廻はされてゐた様な「日本書紀集解」時代から、逆に先人を踏みつけて立上つた様なこの飛躍的な變貌は一體何を楔機とし、何に由來してゐるのであらうか。その所以はやはり「日本書紀集解」と「書紀集解」との對比の上から探り出してみなければなるまい。但し、この突然の變貌の所以は、秀根自身の中から湧出して來たものでない事だけは既に見透し得ると思ふ。「日本書紀集解」時代の秀根から、この成果を期待する事は出來ない。そこに益根の姿が目立つて來るのは突然の様だがむしろ自然の歸趨であらうと思



ふ。換言すれば「日本書紀集解」は「書紀集解」へ成長したのであるが、それは秀根その人の成長ではなかつたと考へられる。

秀根が「日本書紀集解」の稿を起したその前年明和元年に本居宣長は「古事記傳」を書始めてゐる。この宣長等國學者の古典研究に於ける強味の一つは何と云つても契沖以來の確實な資料を扱ふといふ方向を夫々の古典の部分々に具體的に適用する場合に混亂を惹起しないですむ様に國語學的技術を展開させたところにあつた。この展開をみたに就いては、その研究對象が萬葉集や古事記等の國典に在つたことに大きな因由を求めることが出来るであらう。中世的研究を脱却しようとする點に於いては、白石、幸和、秀根等の系列も、春滿、眞淵、宣長等の系列もその企圖を一にしてゐたが、その研究對象の相違と共に方法的にはこの技術的に顯著な對立ともなつてゐた。そしてこの對立は「古事記傳」と「書紀集解」との對立ともなつて來る。

秀根が「日本書紀集解」に於いて志してゐた様な普通の意味での註釋書を作るためには、秀根にこの國語學的な技術の不足してゐたことは覆ふべくもない致命的な缺陷であつた。殊に冷泉家の歌風を以つて

中古臺閣ニテモ家定リテ二條冷泉の二流有之候へとも二條冷泉本同しく候家傳之書物並ニ正風ヲ正敷受傳へ有之候流ハ冷泉殿トソ承ル(紀典學に關する文書)

と信じてゐる秀根にその技術を期待する事は無理だと云はねばならない。「書紀集解」刊本をみても、その假名遣などは可成亂脈を極めてゐるものであるところからみても、未だに假名遣研究の草創期を脱してゐなかつた頃と

はいへ、最後までその方面の技術を持合せてゐなかつた事だけは充分に窺ひ得る。それがこの日本書紀研究に於いて、人によつては前後にこれ以上のものなしと云ふ成功を修め得るのには、全く別の角度から日本書紀に迫つたものとみなければならぬ。その事は逆に國學者が何と云つても官撰正史の源流をなす日本書紀を何故國典として研究對象の第一にとらなかつたのかといふ事情と併せて考へてみなければなるまい。

國學者の源流をなす契沖は、その後來の眞淵や宣長の先蹤として逆にみる時にこそ國學者と云ひ得るであらうが、契沖その人はそんな事は考へてゐなかつた。彼自身は飽くまでも古典、古語の研究を好む阿闍梨と考へてゐたのである事は、自ら明記する數々の奥書にも明かであると思ふ。又その研究事實に徴してみても、その中心は古典であり、たとへそれら古典から國民の姿を汲取つたとしても、それは古典、古語の研究に附隨するものであつた。これが賀茂眞淵になると、古語によつて古意をといふ言葉に方式化されて、その中心は古意の方へ轉じてゆくが、その具體的な作業は萬葉集を中心に展開してゐて、日本書紀には殆ど足を踏入れてゐない。斯うした沿革的な事情からであらうが、日本書紀に就いて總論的にはつきりした所説をたてるのは、やはり古事記をとつた本居宣長になる。そのまとまつた所説は寛政十年成稿の「神代紀鬘華山蔭」になるであらう。これはその所稱に於いて明かな様に、神代紀を中心にしての所論ではあるが、これと神武紀をも引用して論ずる「古事記傳」總論の「書紀の論ひ」とを比較しても根柢的な考へ方は變らないから、これを日本書紀論の結論的なものとみて差支へないであらう。その序論に「いにしへぶみのあるが中に、もともたふとくめでたく、やむことなき御典」で



はあるが、その編纂、記録の方法に不十分な點があるといふ。

此書紀のつくりやうは、さる古傳書にはよりながら、當時の世中の好みにかなへて、ことごとく漢ぶみぶりに改めて、詞にその方のかざりの多かるのみならず、事にさへ意にさへ、そのかざりをくはへなど、すべてよろづを、いかでからめきたらむと、つとめられたるほどに、なべての詞の、古へにあらざることは、さらにもいはず、文の改めさまによりては、その事も意も、おのづからいにしへの傳へのおもむきとは、たがへることもあり、あるはいかなるよしとも聞えがたくなりぬるふしさへ、をり／＼にまじりなどして、大かた上つ世のころは、うづもれはて、世にしる人なくなむなれりける

と云ふのが、その日本書紀の總括的な批判であるが、この批判の前提には彼の古事記觀が在る事は云ふまでもない。こゝに日本書紀の古事記に劣る理由の中心は、古傳書を故意に改竄したが故に古事や古意が歪曲されたといふに在る。國學者が日本書紀をとらずして、寧ろ古事記に重點をおいた理由はこゝに在つたわけである。がこゝで問題とさるべきは、宣長の云ふ古傳書なるものが、宣長の云ふ如く「上つ代の事をしるせるやうたゞそのありかたのまゝにして、かざりそへたることなく、文のあやはたおのづからにそなはりて」ゐたものであつたかどうかである。この問題に就いては、古事記上表文に云ふ所を考慮してみれば、それ以上の説明は不必要なことである。宣長の云ふやうに、日本人が古傳を古語のまゝに自由に記録する方法を有つてゐたらば、太安萬侶は古事記の上表文にその苦心は傳へなかつた筈であり、古事記の撰録される必要はなかつた。當時に在つては、日本書紀

の如き漢文の方が最も自由のきく、安定性のある記録法であつた事は云ふまでもない。古傳を後代に傳へんとする時、採用さるべき記録法の條件はこの自由と安定性を有つてゐる事である。古事記に於ける安萬侶の非常な苦心は認められるが、何と云つても過渡的な試案である。それがどれ程後代に對して安定性を有つた記録法であるかは當時のその事に携る者は十分知悉してゐた筈である。古事記にしても、萬葉集にしても、古語を傳へ従つて古意を傳へてゐると國學者はこの上もなく尊重したけれど、その國學者達の受取つた古意にどれ程の確實性があるつたらうか。殊に日本書紀から汲取り得るものに比べてみてどれ程勝つてゐるであらうか。日本書紀の如き漢文脈の文章が、古事記の和文脈の不安定な文章程に、古意を傳へ得ないといふのは、時間の差を勘定にいれてゐない議論である。古事記の記録法が如何に不安定なものであるかは、その上表文が最もよく語るところであり、更には宣長が僅か上中下三卷の文章に對して三十五年の日月を費して四十四卷の老大な「古事記傳」を書かねばならなかつたところに最も明かであるといはねばならない。日本の古傳は日本の國語で傳へられるに越した事はない。だが國語で傳へようとする事が却つて後代に混亂を惹起する恐れがあるとしたら、その當事者はどうしなればならないものであらうか。それは改めて云ふまでもない事である。かれこれ千年の歲月殆ど中間的媒介物もなく過して來た文章法もはつきりしてゐない記録から古語を探り出して、それによつて古意を求めるといふ宣長の主張に一體どれ程の嚴密な成果を期待してゐるのであらうか。古事記が古語の文脈を残さんとしたものであるらしい事は分る。だがそれを讀解するには四十四卷の註釋を必要とする。宣長がそこに費した歲月と努力とを日



本書紀に費してみた時結果はどうなつたであらうか。どつちがその古意を明めるのに早道であつたらうか。何故宣長は日本書紀の註釋をやつてそれから古意を知らうとしなかつたのであらうか。考へてみれば不思議な事であり、宣長の日本書紀論は首肯しがたいものである。たゞ、自分が「古事記傳」を作つたので、古事記を日本書紀以上に評價したのかとさへ疑はれて来る。それもなかつたとは云ひ得まい。だがそれよりも前に、契沖以來の傳統を考へてみなければならぬ。云はゞ契沖は古語の研究家であつた。眞淵は古語の研究から古意の研究へ目をむけて、古語によつて古意へと云ふ方式的言辭を用ゐた。宣長はこの方式を受傳へて、この方式によつて古典の價値を極めてかゝつた。契沖以來の展開としては自然の過程ではあつたが、この方式は云ふまでもなく大きな錯誤を含んでゐる。古語の研究は古意の研究へ展開し得るし、有力な武器でもあり得るが、古意の研究は古語によらねばならぬとは限らなかつた。言葉が違へば違つたことしか表現出來ないと思ふ小學生や田夫野人であるならばいざ知らず、いやしくも學者と呼ばれ、自信もしてゐた宣長が、日本語でなくては日本の事は分らないといふ方式によつて記紀の比較論をやつてゐたとは不見識な話であつたのだから止むを得ない。

宣長の「古事記傳」總論や「神代紀警華山蔭」に於ける日本書紀論は、日本書紀を論じてゐる事にはならない。古事記研究から割出した法則を日本書紀に適用して、日本書紀を上下してゐるだけの事であつて、日本書紀とは無縁の議論であつたのだ。日本書紀は日本書紀としての独自の組織もあり、形態もある。それが古事記に合はないから「古學」のためにはしも、あかぬことはおぼろげならすなむ有ける」といふのは、本末顛倒した議論であつたのだ。だが契沖以來の國語學的方法といふ武器の故にさうした結果を生じたのであるから、自繩自縛であつたのだ。又こゝに國語學的技術を有つてゐなかつた河村氏の日本書紀研究の成功する所以が臆氣ながら出て來るのであらう。日本書紀研究の成功するのには日本書紀の有つ独自の組織と形態とが把握出來れば一まづ軌道に乗るのである。河村氏の日本書紀研究は、云はゞ斯うした古典研究の正統派の思ひもよらない角度から始まるのである。結果として一つであらう。「書紀集解」序に「深<sub>ニ</sub>於書紀。則達<sub>ニ</sub>於國體。君臣道明。」とやはり秀根も云つてゐる。その内容にいたつては、復古主義的に過去へ生活規範の理念を有つてゆくのと、現實的に眼前の皇室に國體と君臣の道を見るところとの相違はあらうが、古典を通して自分達の生活規範を探し出してゐる事に於いては全く一つのものである。河村氏は、河村氏独自の角度から日本書紀に迫つてこの結果を出して來るのであつた。

「書紀集解」はその總論の第八に斯う云つてゐる。

夫書紀文辭脩<sub>ル</sub>古文辭<sub>ヲ</sub>者也或出<sub>ニ</sub>內典<sub>ニ</sub>或出<sub>ニ</sub>外典<sub>ニ</sub>豐文茂記不可<sub>ニ</sub>盡舉<sub>ニ</sub>雖<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>淺見<sub>所<sub>ニ</sub>能<sub>スル</sub>テ</sub>先<sub>ニ</sub>引書<sub>ニ</sub>蓋讀者晦<sub>ニ</sub>於文字<sub>ニ</sub>則大繆<sub>ニ</sub>其義<sub>ヲ</sub>欲<sub>レ</sub>救<sub>ニ</sub>此蔽<sub>ニ</sub>是吾意也

「書紀集解」を繙く者は誰でも、その辭句の典據出典をあげる事に終始してゐる事は認めるであらうが、その總論、註例の條にはつきりと斯う云つてゐるので分る様に、この「書紀集解」の註釋の主眼は確かにこゝに在つた。少くとも主眼としたものゝ中で、最も大きなものであつた。だが典據をあげたきりでそれを國語に直さうともしない、その出典の意味を説明しようとしなないのは一體註釋書としてどうしたもののであらうか。又この總論



に云ふ「夫書紀文辭脩古文辭者也」といふのは一體何を云つてゐるのであらうか。これに就いては何の説明もない。だがこれらを楔機として入つてゆく時、そこに「書紀集解」のはつきりした註釋方針、換言すれば「書紀集解」は日本書紀にどうして迫らうとしてゐるかを知らざる事が出来る筈である。又この事をはつきりさせない限りは「書紀集解」を我々は使ふ事さへ出来ないわけでもある。

古文辭といふのは、言葉としては無論、所謂古文辭學派の云ふそれではあるが、何も文西漢以上、詩天寶以上とか、漢後無文、唐後無詩といふ李攀龍や王世貞の主張までをこゝに置いて考へる必要はないのであらう。だがそれにしても、日本書紀は漢唐以前の古典から斷章取義してゐるといふ意味である事は同じである。それは日本書紀の成立年代から云つても當然の事であり、別に奇はないのだが、そんな事を何故こゝに云ひ出したのであらうか。云はでもの事を云つてゐる様に思はれるが、それが河村氏の日本書紀研究の落着く所だつたのである。云はゞ秀根以來の永い探求の結果の結論であつた。云ひ換へれば、日本書紀の古來傳へられて來た訓を捨てた事であつたのである。又それは同時に、先人の註を一切捨てた事であつたのである。

今日傳へられてゐる所謂日本書紀の訓なるものは、嚴密に論じてゆく時は、平安初期を以つて行止りである。況してや秀根の時代普通に行はれてゐたのは、中世以來の訓にすぎない。一體日本書紀が古事記の様に成立當初に於いて訓讀されてゐたものかどうか、殊に後世の者が考へやすいのだが、定訓といふものが在つたのかどうかは頗る疑はしい事であるのだ。無論その中に定訓の與へられてゐた辭句は在つたわけであらう。所謂訓註なるも

のが特殊假名遣の上から云つて否定されてゐないのだから。だがその事は全體に定訓のあつた事を論證するものではない。漢文を反轉したりして訓む訓讀法の發生は、殆ど確實な資料として最古になる推古時代の金石文によつても、古いものと考へなければならぬのだが、だからといつて日本書紀がきちんとした定訓を有つてゐたとは決められない。一度この點を問題にしてみる時、釋日本紀に傳へる私記以來の杜撰な、而も部分的の訓を中心にして日本書紀を理解する事は非常に危険な事であつたのだ。思へばすでに私記時代に、講筵に列した者同志の間に相當激烈な論争のあつた事を認め得るが、さうした事實はむしろ定訓のなかつた事を物語るもので、又その故に「師說輒不可改」といふ師說に權威を有つてゆかねばならなかつたのではあるまいか。無論私記時代の訓の中には、時代的な關係もある事であるし、又偶然の結果もあらうが、古來の傳統を残してゐるものもいくつかあるのではあらう。だがどれがそれであるかを決定し得る場合は實に寥々たる事例をあげ得るにすぎない。同一文字に對してさへ三通りも四通りもの訓のある事もある。訓によつて日本書紀を理解しようとする事は不可能に近い事であつた。且つは又さうした頼りないものであるにも拘らず、師說として動かすべからざるものとして彼の家此の家の訓が傳へられ、その訓によつて様々の祕傳祕事が捏造されて來るのもあつた。そのとどのつまりは、垂加神道の土金傳までも來なければならぬ。秀根時代の古訓といふものは、さうした因子にさへなつてゐた。併し日本書紀を讀まうとすれば、この古註はいつも附纏つてはなれないものである。中世以來の神代紀による所説の怪奇虚妄を脱却しようとしても、日本書紀を讀む以上この訓を離れては考へられなかつた。白石も幸和



も士清も秀根も皆中世を脱却する努力をしたが何と云つても釋日本紀以來の傳統はこびりついて離れない。それらの古訓それ自體は日本書紀とは切つて離せないものとの人々は考へてゐたのだ。

近世研究史上に於いて破綻もありながら而も契沖が燦然と光輝を放つてゐる所以は、傳統的な古訓を改めて見直したところにあり、その大きな成果としては萬葉集の研究にまともつた。だが日本書紀の場合の古訓はもつと執拗に本文に絡みついてゐた。この古註を捨て、みると日本書紀は一個の漢文でしか有り得なくなつてしまふからである。而もその漢文は近世人の持合せてゐる意味だけでは理解しがたい漢文である。それからともかく、古色のある古訓を捨て、しまふ事は考へられなかつた。却つてそれら古訓は古訓としておいて、まだ古訓のない部分の訓を定めようとしたが、古訓を認める限り古註は依然として割込んで来る。そこに中世的な所説も亦ついで来る。秀根の陥落した混迷もこゝに在つた。

秀根が「日本書紀集解」の稿を起してから間もなく、假名日本紀の訓を信用し始めて、卷第六からは全くこれに依存してしまつた事は前に述べたが、それは一方中世以來の訓を脱却しようとする無意識的な努力でもあつたのだが、この假名日本紀もさう頼りになるものではなかつた。混迷を脱する役には立たなかつた。散々探しまはつたのではあらうが結局この訓を捨て去る以外に方法はなかつたのだ。それ以外に中世を超克し、先人の鹵疎を正す方途はなかつたのだ。換言すれば、古訓とは無關係に日本書紀をよむ事に想倒せざる限りは、どうしても中世的混亂の中に捲込まれざるを得ないのだ。態度としては、中世の先人の所説を問題にしない事、技術的には古

訓を離れて日本書紀を訓む事、これつきりしか道はなかつた。訓と共に日本書紀は傳へられてゐるが、間違ひなく日本書紀本來のものはその本文であるからである。そこまで辿りついてみて、日本書紀に面してみる時、「夫書紀文辭脩古文辭者也」といふ結論は自然に出て来るのであつた。そしてこれが註釋作業の出發であつた。

考へてみれば訓とは定義といふ事であつたのだ。所謂訓を決定するものは本文であつたのだ。それを訓によつて、本文を讀まうとしたのが錯誤であつたのだ。きまりきつた事ではあつたのだが、日本書紀は日本の古傳を漢文に直したものだといふ頭が何處までもこの場合つきまといつてゐたのであつた。成立の事情はさうには違ひないが、日本書紀によつて古傳に還元しようとするには、日本書紀の本文が中心にならねばならない。漢文として扱ふことから始めねばならない。それではなくては日本書紀研究としては本末顛倒してゐるのであつた。古訓はその本文によつて正否を逆に決定されなければならなかつたのだ。そこに國典でありながら萬葉集や古事記と同列には直ちに扱ひ得ない特異性があり、そこに日本書紀の日本書紀として獨立する撰者の意圖も在つた筈である。宣長の云ふやうに、漢意の故に歪曲されたか否かは、第二義的な問題である。日本書紀の研究は日本書紀に還元する事に始まる。歪曲したか否かはその次に來る事である。修飾はあらうと漢文化されようと、撰者は古傳を中心にして一部の正史を編述してゐるのである。古語で傳へてゐないから古意が傳はらないといふのは、日本書紀のさうした特異な事情を無視し、成立の以前と以後とを混同した議論であつた。「日本書紀集解」は、簡單だが執拗なこの問題を解決して初めて黎明を迎へて「書紀集解」といふ姿に蟬脱したのであつた。



「書紀集解」にも訓はつけてある。その中には古訓を訂正したものもないではないが、その数は日本書紀全體に互つてみるといくつにもならない。假名遣の違つてゐる事は云ふまでもない。「書紀集解」の訓は、唯一應の便宜のためであつて一部の主眼としてはとりあげられてゐない。その總論第六に訓を論じて

按釋紀開題曰古有假名紀作者未詳元慶說曰爲讀書紀所註出也又曰假名紀在書紀之前二說不知孰是  
一本註謂某字此云某者是似書紀之前有其書一而傳其語也字側所註名曰訓太半七朝私記所訓也其訓有全者有上略者有下略者有輕重相混者交互附著繁蕪雜沓今正其不可讀者其餘依舊不改別著一書一名曰釋訓訓義具載故不註之

と云ふのを、以上述べた様な問題と關聯させて考へてみれば、「書紀集解」の取るべき地位は判然として來るのであらう。「不知孰是」以下が「書紀集解」の文章である。國語史的研究の進んだ今日からみれば、假名日本紀があつたのかと考へてみたいらしい事は煮えきらない感もあるが、少くとも「書紀集解」に於いては日本書紀はその本文から入らうとしてをり、その訓は殆ど重要視してゐないのである。こゝに云ふ「釋訓」といふ著述は、完成したものか否かは知らない。今日までのところではその存否を明かにしがたいが、その存否は別として、訓は本文によつて決定しようとしてゐる事ははつきりしてゐる。秀根が明和二年稿を起して以來散々惱まされて來た原因を押詰めてみると交互附著繁蕪雜沓してゐる訓であつたのだ。その訓を據所としないで、順當に本文によつて讀む所に還つて來て初めて「書紀集解」は生まれたのである。「書紀集解」に訓はあるが、その訓が註そのものと

あまり有機的關聯を有つてゐないのは當然のことであつたのである。斯うした註釋方針の根幹を定めて、本文批評に觸れ、事件の典據をあげ、古俗乃至は古代文化に言及し、時には和漢に類似の事件を求めて事件を説明したりして、疑問は疑問として「不須強解」と後考に俟つて「書紀集解」の筆をすゝめてゐるのである。そこに註釋書としての一般的要素は別にこれと云つて缺除してゐないが、唯それらをどう解釋し、日本書紀とどう關係させるべきかの説明は殆ど全くみられないのが、當時としても、又今日としても、非常に變つてゐる點である。が考へてみればさういふ啓蒙的な要素は古典の註釋としてはどうでもいゝ事であつた。日本書紀は、そんなものまでなければ讀めない者に讀んで貰ふ必要はないし、讀んで貰つても誤解されるのが落なのである。

「日本書紀集解」が「書紀集解」に轉換成長する過程を斯う考へてみる時、この變貌を齎した動力が秀根ではなくて益根に在つた事を考へるのはむしろ自然の歸趨であらう。益根は、既に何度も觸れて來た様に、訓詁學を學んだ人である。晩年になつてゐたらうが

やまとふみは、音にてよむ事なくみな訓にてよむ、是も本文にかなを下しけるは印刻の比の事にや古寫の書紀續紀文德實錄三代實錄古事記萬葉集みな假名を下さす書記の註何此云何といふは養老の私記にや先人集解を著し玉ふとき此疑を残して削らす今傳ふる私記といふ書文字の下に假名の註を下せり古へ如此しるせる事にや古事記にも假名をつけすしからは其後の事とみゆ(談偶)

と云ふ。書紀集解成立以後の文章であるから、この見解が秀根から出たものか益根から出たものかを明かにする



事は出来ないのであるが、而もこゝだけの範囲で文の勢を讀んでみれば、古訓を否定したのは益根であり、益根は日本書紀中の訓註まで否定したのを、秀根がそれだけは養老の私記かもしれないとして保留する事にしたといふ關係に讀めるのである。斯うした古來の訓に對する不信を表明すると共に、一方古典の讀解に就いては、

漢儒經書の註詁訓といふ孔穎達疏に詁者古今異言通之便人知也と有て其字義にくわしく通るを云詁訓を疎にして誼を先にするは宋儒也まして此方の言と字とは異れば詁訓を疎にしては其誤多し字義にうとく精密ならざれば義にそむき古書に通しかたたく文章を著にも誤つて字を下す(偶談)

と詁訓學者らしい持論を展開してゐるのである。「此方の言と字とは」と一般的に論をなしてゐるのではあるが、日本書紀も訓讀したものであらうが、その傳へられる訓は信用出来ないと考へてゐる益根としては、これを日本書紀の場合にも當然適用する筈であり、その立場からいへば訓は却つて日本書紀本文の漢字漢語の側から決定すべきもの、古來の訓と雖も一度はこの篩にかけてみなければならぬと考へてゐたとみなければならぬ。それをしない所に漢土に於いては宋學の解釋學的に發展した形而上學が生まれ、我が國には中世以來の無制限に飛躍する神道説が展開すると考へてゐる事も明かである。而も益根が考へてゐる字義を決定する方法詁訓としては

凡書生檢經義、於孝經則鄭玄支宗註、孔安國僞文、雖然宜通讀之、論語何晏集解、皇侃疏、毛詩鄭箋註疏、尙書孔安國傳及註疏、易古註疏、禮記古註疏、春秋則左氏傳、杜註、公羊傳、穀梁傳、經義無所意解不成用也、古註爲皆意解之本、其餘註說、人人意解、泥之則不得吾意所解、宜悟入此意(家塾錄)

と、塾生に教へてゐた所にはつきりしてゐる様に漢唐に於ける古註に規準をおいてゐたのであるから、所謂古文辭的教養はその最も得意とするところである。又

右紀典ノ學通し候へハ自ラ文字ニ通し漢土ノ書モ讀可申候去ナカラ經史ニ通スレハ文字精ク相成候故學令ニヨリ孝經論語毛詩尙書周易禮記春秋素讀終リテ義理ヲ用候ハ古註ニヨリ可申候只今一統ニ宋學行ハレ素讀ト申ハ四書擬ハ小學ノ近思錄ノト申ヲ用候是ハ新敷候故此方古書ノ意ニ不合トニテ引用ヒ候ニモ翻語イタシ候事故不用方ニ御座候(紀典學に關する文書)

とも云つてゐるが、この文書は益根が父の紀典學を紹介説明した手紙様のものなので、果して益根の素意かどうか疑はしくもある。但し秀根の兄秀興も

易說卦傳云窮理盡性以至於命朱子本義云窮天下之理盡人物之性而合於天道

按ル宋理ノ常談トスル窮理ノ出所コノ語也然モ天下ノ理ヲ窮メ人物ノ性ヲ盡スト云ルハ宛ニナルベキナ  
ルニヤコノ注意甚覺束ナシ(樂壽筆叢所感錄)

と朱子學には反對してゐるのでもあり、一族盡くが宋學新註の説を嫌つて古註をとつてゐたのであらう。この事は「書紀集解」の引用書の方からみてもはつきりしてゐるので、漢籍を引用すると、同時にその註を併せてあげておくのが普通で、それが「書紀集解」に於いては註の解説の役を果してゐるのであるが、所謂新註なるものは姿をみせないのである。斯うして一家一族揃つて古註尊重論者であつて、「孝經鄭註」刊行の動機の一つにもなつ



たのであるが、その中で古註による訓詁學を専門に幼少から鍛へ上げて來た益根がこの「書紀集解」に最も相應しい人物である事は云ふまでもない。その益根が安永五年には廿一歳になつてゐるのである。全くの獨立はまだにしても、秀根が傍に在る以上、この仕事を引継いで十分な年配になつてゐる。そして現存する「書紀集解」草稿白紙本をみるに實際に益根が筆を執つてゐるのであるが、これが清書といふ性質のものではなく、執筆者自身工夫し、按配しつゝ筆を進めるべき稿本であるのであるから、益根がこの仕事を實際に引継いだ事は既に明瞭であるのだ。併し一方考へてみれば、秀根もまだ五十歳臺である、老境とはいへまだ筆を廢する年でもない事はその歿する二三年前になつて年に七八種の書寫をしてをり、又藩公から「神祇寶典、類聚日本記校合仰付」といふ命を受取つてゐる事にもはつきりしてゐる。その秀根が何故畢生の素志を捨て、何といつても未熟若年の益根にその業を譲つてしまつたのかを考へると、「日本書紀集解」から「書紀集解」への飛躍的變化を與へた要因が益根に有つたためではないかと疑はれて來る。

斯う考へて來ると、益根がこの頃に「日本書紀集解」から「書紀集解」への躍進を示唆するやうな發言をしさうな事情のある事が目について來る。益根は明和八年頃から安永二年へかけて日本書紀を書寫してゐる事は、その寫本の現存する事によつて明かに知り得るのである。又安永三年には凌雲集の校合を終つてゐる。これらからみても、一方岡田新川に従つて訓詁學として古註を學び、古文辭に接してゐるが、一方又日本書紀前後の國典にも注意を拂つてゐる事は明かである。漢唐訓詁學専門の益根が日本書紀に面した時一體どういふ讀み方をするので

あらうか。益根には所謂訓は必要がない、却つて邪魔なものである。その素養から云つても、日本書紀を一個の漢文として讀んでゐる筈である。その結論として何と云ひ得るかといへば「夫書紀文辭脩古文辭者也」といふ一句ではあるまいか。その益根が父の註釋事業の混迷の中に陥つてゐるのをみれば、そこに自分の結論から割出した發言があるのは寧ろ當然の事であり、それが「書紀集解」的原則になるのは目にみえてゐる。秀根にしても、自分では氣が付かなかつたものゝ、云はれてみれば當然の事であり、當然だとなつてみればその事を擧げて益根に託し、自分はその蔭にまはつて「書紀類註」を作り、又既成の草稿に手をいれて益根の「書紀集解」への準備をしてやる事になるのが年配としても順當な歸結ではなからうか。その益根發言の時期として、「日本書紀集解」の斷絶してゐる安永五年三月九日の頃を考へていゝのであらうと思ふ。

「日本書紀集解」と「書紀集解」とを比較して、その間に於ける展開の様相を考へ、「書紀集解」が今日に到るまで、日本書紀研究史上に於いて初めて軌道に乗つた註釋書とされる成功を獲た所以の經過とその人とを求めてみると、以上の様に考へておくのが順當なところではないかと思ふ。その成功は偶然の事だつたと云ふ事も出来るではあらう。益根をして岡田新川に就かしめ、訓詁學を學ばしめたのは、父や伯父達の意見であつたかもしれないが、何も後年この事のあるべきを豫想して就學せしめたわけではなかつたであらう。後述する事だが、秀根の父秀世の漢詩集「子玉集」の序に新川自ら云ふ様に、新川と秀穎、秀根兄弟とは國學と漢學の相違はあつたが文雅同好の士として親しく往來してゐる間であり、その居室も秀根の居室に近かつたらしい。むしろ斯うした關係



の方が主になつて、新川が當時名古屋城下の新鋭であり、詩に於いて隨一といふ名もあり、且つは宋學の人でなかつたために、入門せしめたと考へるのが普通であらう。従つてそれがこの事にこんな結果を生まうとは夢想もしてゐなかつたのであらうから、偶然のことだといへばさうには違ひない。だが前後事情を綜合してみれば、若年だが益根の存在を「日本書紀集解」と「書紀集解」との中間に考へてみなければならぬと思ふ。

斯う考へる事によつて、日本書紀研究が何故國學者によつて軌道に乗せられずして、古意や古道をむしろ嫌つてゐた、國典研究の系統としては傍系に屬し、國語學的技術をさへ有合せてゐない河村氏によつて果されたかもはつきりして來るのである。そして法則をたてる事が如何に危険なことであるかを知ると共に、先入的な觀點を捨てる事がどんなに困難なことであるかを痛感すべきなのであらう。

偶然であつたかもしれないが、日本書紀に對する觀點を殆ど顛倒した關係におく事によつて、「日本書紀集解」は「書紀集解」へ成長して完結したのであつた。だがこの解決は對日本書紀に限定されたものであつて、秀根、益根自身の一切の先入的觀點が顛倒したわけではなかつた。秀根にしても、益根は尙一層のこと、近世的地盤でもある儒教的教養といふものは依然として根を張つて動かないのである。そのことが折角の「書紀集解」の中に於いて先人の中世的偏見に代つて數々の破綻を生んでゐるのである。「書紀集解」は研究の軌道には乗つてゐるが完全な註釋書といふわけではない。

按高天原者天也蓋古俗謂皇都爲天於此文則指大和當此時大和有國無名後以天照太神所都處故

有此稱(送假名省略、本所刊本、上卷、三頁)

按七尊皆治于西國天照太神始遷于大和蓋當于此時崇西方祖尊分別其世因號七代者(上卷、五頁)

といふ新井白石や吉見幸和以來の解釋があり、「得交道」の註に

按此上古俗說最朴陋者延喜講記所謂雖不盡採用而例不能棄乃所加載者歟(上卷、十二頁)

といふ様な見解があり、「闇山祇」の註に

今所<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>鬼魅之類蓋是也(上卷、十一頁)

と云つたりする。斯うした破綻は結局神代紀に最も多いことは云ふまでもない。或は現存神代紀「書紀集解」の稿本が秀根の筆らしく見える事と關係してゐるのかもしれないが、これらを綜合してみれば、先人の所説を全く自分の立場で取捨選擇してゐるのであるが、その自分の立場そのものが、既に色々な歪を有つてゐることに由來してゐるものである。今日からみればむしろ笑ふべき破綻ではあらうが、やはり時代の色は脱却してゐない。古人の所説を否定し、超克し得ても、遂に自分自身の有つてゐる規準だけは超克出来なかつたわけである。秀根、益根のいづれにその責を歸して然るべきかは知らないが、天才ではなかつたこの人達にそこまでの期待は苛酷でもあらうが、批判としては救ひ難い破綻と云はねばならぬのであらう。秀根にしても益根にしても、これを破綻だと云はれては心外であつたらうと思ふが、破綻である事に變りはない。契沖が理證と文證とによつて古典研究の革新を目指してゐながら、結局その武器とした文證に偏しては中世的殘滓をみせ、國學者が國語學的方法を武



器として、その故に日本書紀を批判しそねたのも全く同じ系列の破綻である。技術的には正確であるべき等の方法を有つてゐながら、その技術に一方では誤まられてゐるのが近世の研究者に共通してゐた破綻である。河村氏の日本書紀研究もその漢學的素養の故に一方には成功し、一方には破綻を來したのである。云はゞ近世的なこの破綻を救ふ道は、近世の研究者は問題にしてはゐたが遂に發見されなかつた。又今日にいたつても發見されてゐない。それは技術でも思想でも法則でもなく、それらの一切を扱ふ人間自身の態度如何にかゝつてゐる事だつたからである。契沖の「内典ニ公論アリ、法ニ依テ人ニ依ラサレト云ヘリ。」といふ客觀的法則などは存在しないものであるからである。「書紀集解」といへども破綻もあり、不備もあるが、それらはその主眼とした所ではなかつた。「書紀集解」の重點は何といつても、總論第八に云ふ様に辭句の典據を細かにあげる事と、本文批評をした所にあつた。父子六十年の努力は最後になつてその一點に集中されて、他は「書紀集解」としては從屬的な位置をとるものになつた。換言すれば河村氏の日本書紀研究は、その研究を出發點に引戻しただけの事であつたのである。そこで「書紀集解」は成功したのであつた。

その後河村氏の日本書紀研究を繼ぐ弟子は遂に出なかつた。本居宣長から取上げられ始めて、日本書紀研究は國學者の手に移つてしまつた。その結果として、秀根父子によつて樹立された本文を中心とするといふ方針は再び埋もれてしまつた。「書紀集解」は、宣長が使つたのを初めとして日本書紀研究者はこれを參考にしたが、その中を通つてゐる河村氏の研究方法は、埋れて芽を出さなくなつてしまつた。依然として、古訓を頼んで古事記と

同列に扱はうとしてゐる。今日に到るまでその傾向は變つてゐないやうである。だがそれでは日本書紀の研究ではあるまいし、日本書紀は古事記とは違つた角度から組織を興へられてゐる事を無視した所業であらう。日本書紀が何を云つてゐるのかは一旦日本書紀の組織のまゝの日本書紀へ還元してみなければ分らない。それには漢意によつて修飾されたものだからといふ先入主は去つて河村氏父子が志した日本書紀の本文による研究方法をもう一度こゝに取上げてみる必要があるのであらう。

### 三 書紀集解の題號

最後に「書紀集解」といふ題號に就いて簡單にふれておかうと思ふ。

日本書紀を「書紀」と呼ぶことは、略稱としては時折用ゐられて來たもので、本居宣長の如きは一方に

日本書紀といふ題號こそ心得ね、こは漢の國史の、漢書晉書などいふ名に倣て、御國の號を標られたるなれども、漢國は代々に國號のかはる故に、其代の號もて名づけざれば、分り難ければこそあれ、皇國は、天地の共遠長く天津日嗣續坐て、かはらせ賜ふことし無ければ、其と分て云べきにあらず、かゝることに國號をあぐるは、並ぶところある時のわざなるに、是、は何に對ひたる名ぞや、たゞ漢國に對へられたり見え、彼に邊つらへる題號なりかし（後の史ども）、又是にならひて名づけられ、文徳三代の實録にさへ、此、國號を添られたるは、いよゝ心得すなむ（古事記傳）（一之卷）



と云つて、常に「書紀」と呼んでゐるが、この議論は宣長の古典批判に共通してゐる古事記中心の立場から出て來てゐるもので、殆ど略稱として使用してゐるものといつて然るべき、理由の薄弱なものであつた。換言すれば古事記をあげるための議論であつて、その故に「神代紀髻華山蔭」の總論に於いては全く觸れてゐないものである。「書紀集解」に於ける「書紀」といふ稱呼は、理由としては、結果に於いて宣長のそれと同じ様な所に出て來てはゐるが、そこにいたる経路としては河村氏としての書史的批判から出て來てゐるものである。總論の第二「論繫國家之號」に云ふ様に、

按書紀原本繫以國家之號、聖德太子所撰直稱天皇記、及古事記若律令書皆不繫稱之舊本亦當如此而養老四年續紀曰修日本紀、視於今本則脫書字、蓋中古多傳彼土之書、故學者恐彼此混淆、傍註日本二字、轉寫遂改書寫、謾爲日本二字、後學因繫稱之而不知其非也、夫書繫虞夏商周、西漢以下皆加其國號、是王無定種、廢興無恒、世有變革、以後稱前、故題以別餘代也、非可據而爲例也、故今推本舊義、并據雲蝶所、得古本、刪焉。

とあり、この雲蝶本は「論諸本」によれば、寫本をみたゞけであるらしいが、唯「書紀」とあつて古本の面影を殘した卷子本であつたといふ。河村氏の所説は、日本書紀の題號の本來一定せぬ所から發し、古典に「日本」と冠したものがない所から、雲蝶本を典據として、削除するといふのである。所謂漢土の史法なるものに國號をかけるのはその特殊の事情によるもので例とはならぬといふのであつて、形は宣長と似た事は云つてゐるが全く別

の根據に立つてゐるといふべきものである。斯くしてその後の續日本紀以下の正史及び日本紀略の如きにいたるまで、一切「日本」の二字を削つて稱するのが河村氏の史法であつた。

世ニ日本書紀ト申候古本等考合セ拙流ニテ日本ノ字トナヘ不申候(紀典學に關する文書)  
といふのはそれである。

この所説が論據薄弱である事は今日となつては覆ひ難い、雲蝶本なるものも、その説明によつてみれば、古本らしく考へられ、平安時代の古寫とするのも肯ひ得るやうでもあるが、而も今日平安初期の古寫本に日本書紀とあるのをみてはその所説は肯ひ難い。少くとも一旦の保留はまぬかれない所説である。だが唯注目すべきは、宣長の場合の如く、云はゞ感情的な議論をたてずして、書史的問題として、辿り得るだけ辿つてみてゐる河村氏としての方法であらう。結果として所説の當否はともかくとして、日本書紀を日本書紀として扱ひ、古事記は古事記として扱ふといふ態度は、河村氏には一貫して動かなかつた。古事記のために日本書紀を上下する事はしなかつた。その點は秀興の執筆したらしい「古事記開題」を参照してみる時一層はつきりして來るものである。

次に「集解」の訓み方について簡單にふれてみるが、決定的な事はいへない。

尾崎雅嘉は「群書一覽」で「シツカイ」と假名を振つてゐるが、その根據は明かでない。「シツゲ」とも讀めるわけである。宮内省圖書寮藏の谷森家獻納本に次の様な書込がある。

書紀號猶凡例第四論、集解二字、天山按集字徒母呼以三上聲、宜呼于入聲、解字亦不呼以平聲、何



則序曰才異武庫、謾慕元凱之功、此文廼所以倣之杜預左傳集解也  
而して序文の行間に書入れとして「武庫」には

杜預傳 文帝嗣預尙帝妹高陸公主起家拜尙書郎預在內七年損益庶政不可勝數朝野稱美號曰杜武庫

といひ、「慕元凱之功」には

晉書列傳 傳第四杜預字元凱既立功之後從客無事乃耽思經籍爲春秋左氏傳集解

といつてゐる。この説によると、「書紀集解」は杜預の「春秋經傳集解」の組織と名稱とを踏襲したものであるから「シツカイ」と讀めといふ事になる。この説はもつともな事で、註釋書としての様式からいへば「春秋經傳集解」に非常に類似したものである事は事實であり、且つ「書紀集解」に於いて杜預註が重視されてゐる事も明かである。恐らく益根は漢學者でもあり、當時の訓み癖として「シツカイ」とよんでゐた事であらうが、さりとて「シフゲ」と呼んではいけないといふ程はつきりした意識を有つてゐたかどうかは疑はしいと思ふ。一方秀根は「令集解」の註を刊行してみたり、神村正隣、稻葉通邦等と共に令の研究會を催してゐた人である。その方からいへば「令集解」に因つて「シフゲ」と呼んでゐたかもしれない。形態の上から云つても必ずしも無縁なものでもない。だがどちらかといへば、以上の様な説によつて「シツカイ」と云つておくのがよさうではある。必ずさう決めなくてはならぬといふ性質のものでもなからうが。

## 第二章 河村秀根益根小傳

大阪城が陥落して江戸は名實共に徳川覇府の地となつたけれども、その江戸の地が所謂江戸時代文化の中心となるには、元祿年間（二三四八—二三六四）を境として文化、文政の頃までかゝつたといふ。河村秀根父子が存生したのは文化の中心が上方から東海、東山兩道を江戸へくと下つてゐた頃であつた。「鐘一つ賣れぬ日もなし江戸の春」と其角は謳つてゐるものゝ、上方の者からは「山も見えざるかりそめに、江戸三界へ往かんして、いつ戻らんす事ぢややら、殺して置いて往かんせの」（丹波與作待夜の小室節、寶永五年刊）といはれるのが元祿時代頃の江戸であつた。學術的研究も近世的なものがやつと萌したばかりの頃であつた。秀根が呱呱の聲をあげたのは、この元祿、寶永期を遠からぬ享保八年（二三八三）十月十二日である。益根が日本書紀の最初の近世的研究を遺して歿したのは文政二年（二四七九）の十一月十二日であつた。この父子の生涯は、近世的研究の勃興期から完成期に亙る百年の間に在つたといへよう。以下二人の傳の前章に洩した部分を主として述べてみようと思ふ。なほ本章に就いては卷末系譜と年譜とを参照せられたい。



第一節 河村氏の系譜

一祖 先

河村氏ハ其先藤原氏ヨリ出ツ藤太秀郷九世秀高從五位下筑後又山城權守相州河村之邑ニ住ス初テ河村ト稱號ス其子孫世々相州ノ國人トナレリ元龜天正ノ比其苗裔河村兵右衛門吉綱ト云相州河村ノ邑ニアリ後ニ駿州ニ往ク吉綱子秀久初テ本州ニ來リテ源敬公ニ仕祿ヲ得コレ予ガ高祖父也子孫分レ數家トナリ本藩ノ世臣タリ吉綱ヨリ上相州ニ在ノ間ハ戰國ノ時邊鄙民間ノ事傳フル事ナク其詳ナル事知ルヘカラス仍テ秀久本州ニ移リ族ヲ立ルヨリ後其系譜ノ略ヲ記スル事如左

尾張世臣

安政八年己亥

河村七郎秀穎

同 瀧口 秀俊

河村氏の祖先に就いては、この「河村家譜」の冒頭に秀根の兄秀穎（秀興）の記すこれ以上の事は殆ど分らない。安政は安永の誤記であらうから、秀穎（當時六十二歳）とその子秀俊（當時十歳）とで記したものであるが、彼等自身「詳ナル事知ルヘカラス」と云つてゐるのであれば止むを得ない。家傳といふに過ぎないものだが、それを多少敷衍

してみるだけである。

こゝに相州河村之邑といふのは、今の神奈川県足柄上郡山北町に屬する地名で、岸、向原、山北の三を合して川村と呼ぶが、舊くは松田町の西方の酒匂川峡谷の總名で、鎌倉初期にはこの峡谷傳ひに甲駿の國境までを總稱したものらしいといふ。（大日本地名辭書）吾妻鑑によると富士河の戦の直後、相模國府に於いて功賞を行つた條に

治承四年十月廿三日壬寅。（中略）大庭三郎景親。遂以爲降人。參此所。即被召預上總權介廣常。長尾新五郎爲宗召預岡崎四郎義實。同新六定景被召預義澄。河村三郎義秀被收公河村郷。被預景義。（中略）此外石橋合戰餘黨雖有數輩。及刑法之者。僅十之一歟云云。

同廿六日乙巳。大庭平太景義囚人河村三郎義秀。可行斬罪之由。被仰合云云。

とある。續いて頼朝の藤原泰衡追討の折に

文治五年八月九日丙申。入夜。明旦越阿津賀志山。可遂合戰之由被定之。爰三浦平六義村。葛西三郎清重。工藤小次郎行光。同三郎祐光。（助）狩野五郎親光。藤澤次郎清近。河村千鶴丸。（年十三歳）以上七騎。潜馳過昌山次郎之陣。越此山。欲進前登。是天曙之後。與大軍同時難凌嶮之故也。（中略）七騎終夜越峯嶺。遂馳着木戸口。各名謁之處。泰衡郎從部伴藤八已下強兵攻戰。（中略）次清重并千鶴丸等。擊獲數輩敵。

十二日己亥。一昨日合戰之時。千鶴丸若少之齡而入敵陣。發矢及度々。又名謁云。河村千鶴丸云々。一品始令聞其號給。仍御感之餘。今日於船迫驛。被尋仰其父。小童爲山城權守秀高四男之由申之。依之。



(出) 於御前、俄加首服。號三河村四郎秀清。加冠加々美次郎長清也。此秀清者。去治承四年。石橋山合戰之時。兄義秀令與景親謀叛之後。率籠之處。母二品官女。號三京極局。相計而暫隱其號。置休所之傍。而今度御進發之日。稱譜第之勇士。企懇勸吹舉之間候御供。忽顯兵略。開佳運者也。

これらに據つてみると、秀穎の云ふ秀郷九世の秀高は頼朝の臣下となつてゐるが、吾妻鑑の特性を考慮にいれると必ずしもさうはいひきれない。頼朝の幕領となつた武將は北條氏を始め本來は皆平氏の武將であつたことは頼朝の覇業の事情から考へても當然のことである。河村三郎義秀が大庭景親と石橋山で謀叛をしたと吾妻鑑は云ふけれども、景親は本來平氏の武將であつて、石橋山の擧はその本來の立場に於いて行動したにすぎないのである。その點恐らく三郎義秀と雖も同様であらうから、従つてその父山城守秀高も平氏の家人として河村郷の主であつたのだと考へねばならないのではあるまいか。だがさう考へるには、石橋山の戦の當時、三郎義秀の弟千鶴丸の母、即ち秀高の正室か側室か分らぬが、秀高の妻が二品頼朝の官女京極局であつたとすれば、當時乃至は千鶴丸誕生の治承元年、即ち頼朝が蛭ヶ小島に配流の身でゐる頃から頼朝と關係があつた様にもみえることが障礙となる。併しこの秀高と京極局との關係は、秀高と頼朝との關係に及ぼすよりも、頼朝を預つてゐた北條氏との關係に於いて考へて然るべきなのではあるまいか。さう考へてみれば三郎義秀や大庭景親の行動を謀叛と吾妻鑑をして云はしめる理由も分らないではない。吾妻鑑にも秀高を山城權守といひ、秀穎の傳にも筑後權守、山城權守を歴任したと云ふのであるから、一層平氏の家人であつたとみていゝのではあるまいか。頼朝の家來が國司

の官位を有つてゐるのは不思議な事である。

判然としないものは残るが、河村氏の祖先の鎌倉幕府創業當時の片鱗は以上の様に伺ひ得る。爾來鎌倉幕府に在つて關東武者として代々業を繼いで來たものであらう。次に河村の郷が史上にみえるのは、太平記である。西源院本卷第三十二新田義興の義兵に馳參じた面々の中に、

外様ニハ宇津宮三河三郎、天野民部大夫政貞、三浦近江守、南木十郎、西木七郎、酒勾左衛門、中金、松田川村、大森(中略)都合其勢十萬餘騎、所々ニ火ヲ懸テ武藏國へ打コユル(武藏小手差原軍事并義興義治鎌倉軍事)

と出て來る川村がこの河村氏の祖先の一族であらう。この戦は敗戦となつて笛吹峠(又は笛吹崇)に敗れたりと聞いて新田義興、義治は討死せんとした時に

義興モ義治モ只爰ニテ討死セント宣ケルヲ、松田、川村之物共、我等カ所領之内、相模川之河上ニ究竟之深山候へハ、只ソレヘ引籠ラセ給テ、京都ノ御左右ヲモ聞召シ、越後信濃之大將へモ牒シ合セラレテ、天下之機ヲ得、諸國之兵ヲ集メテコソ重テ御合戰モ候ハメト、ヨリシキテ申ケレハ、義興義治モロ共ニ三月四日鎌倉ヲ引テ、石堂、小俣、二階堂、葦名判官、三浦介、松田、川村、酒勾以下六千餘騎ノ勢ヲ卒、古宇都山之奥ニソ籠ラレケル(吹笛崇軍事)

これが文和元年(正平七年)のことであるが翌年義興等はこの河村城を更に落のびていつたといふ。この義興等が河村城に立籠つたことは疑もあるらしいが、足利方の「三富彌四郎元胤申軍忠狀」に



一、今月八日、相模國御發向之間御供仕、同十五日、河村城御向之時致合戰事とあり、その日附は觀應參年(正平七年)三月十六日となつてゐるのを頼りにしてみると、この事實の大綱は信じられるやうである。正平年間の河村黨の消息は斯うした吉野朝廷の苦闘史の中に出て来る。

義興義治等が河村城を捨て、落ちていつた時、河村黨はそれに従つたものかどうかは明かでないが、元龜、天正の頃はやはりこの河村の邑にゐたといふ。その頃兵右衛門吉綱は駿河に出て中村式部少輔に仕へた。その子九郎右衛門秀久も續いて中村氏に仕へ、關原の役には中村一學の陣代中村彦左衛門に屬してゐたが、故あつて一旦駿府を辭去したが、後再び駿府に於いて當時六歳の徳川義直に召出されて仕へたといふ。慶長十一年(士林沂公始誕生慶長六年)のことになる。大阪の陣の終つた後、二百石の俸祿をうけ、馬廻役、賄頭等を歴て寛永十七年五月四日六十一歳で歿したといふ。さうすると河村氏が名古屋に來たのは、藩祖義直と同時であつたわけである。

「士林沂泗」は、松平君山が、第八代の藩主宗勝の命によつて撰んだ藩僚諸家の系譜であるが、それは堀正意の子貞高が義直の命をうけて未完成に終り、その子貞儀が私撰として篋底に藏しておいたものに、改めて大補訂を加へて公撰としたものである。君山の序には「延享龍集丁卯臯月」とある。これによると尾州藩では附隨の事情によつて慶長六年から元祿六年までの藩僚を十六類に分つてゐる。それを更に大別すると、大阪夏の陣以前に従仕する者即ち本參衆と元和以後に登庸或は徵命せられた者即ち新參衆となる。十六類を甲乙丙等十干に配當してあるが、それで分けると本參衆は甲部から辛部まで、新參衆は壬癸の二部である。その本參衆の目をあげると

順に

幕下御附衆 御附屬列衆 初後御部屋附衆 弓削衆 御朱印衆 駿河詰衆 甚太郎衆 忍新參衆 尾張衆  
清州新參衆 外戚部賤臣家 駿河新參衆

の十二類になる。この「士林沂泗」に據るとは河村氏は本參衆の中最後の駿河新參衆の中にあげてある。その説明として綱領に

敬公(註、義直)御座駿府時他家諸士徵出賜俸祿者載在此部

とあるのは、前述した秀久の傳と一致する。この部の「河村」の條に

半左衛門 九郎右衛門 藤太夫 林次郎 仙次郎

と五人の名が連ねてあるが、この藤太夫が秀根の父秀世で、當時出仕中であつた。九郎衛門が本家になるわけである。但し養子が續いて俸祿は百石だつた。

この「士林沂泗」では河村氏の姓を平氏としてゐる。秀根や益根達は藤原秀郷の子孫と云つてゐる。秀根は春日社に參詣の志あり、をこがましき事ながら神胤の由にて藤氏をけかし侍れば

と「初子記」に云ひ、益根は自ら著書に「藤 益根」と屢々記してゐるのであるが、君山は別に何かの資料によつて平姓としたのであらう。前述の如く源頼朝舉兵時代の關係の不明確さからみてもこの分裂した結果を將來する可能性の多分にあることは分るが、今それを斷定する資料はない。唯異説をあげて、益根等の所傳によつて一



まづ藤原姓としておくことにする。

秀久以来の家系は別掲系圖に於いてみて貰へばいゝが、これによると秀根は秀久以来二度の分家をした事になる。秀久の長子秀政はその出仕中二度に互つて百石宛の加増をうけて四百石となつた。秀穎、秀根の祖父はこの秀政の四男長秀から出る譯である。これが支別の祖である。その長秀の後妻由佐に生まれたのが秀世である。秀世には腹違ひの兄姉、李之助と石の二人があつたが、その母と共に秀世の生前に早世してゐる。

長秀は四男であつたが、「河村氏仕籍」「河村家系譜」等を綜合すると、寛文四年瑞龍院(第二代藩主光友)に御目見をし同年八月當時部屋住の泰心院(三代綱誠)の御側小姓として御切米六拾石御扶持五人分で出仕したのを初として、貞享三年七月御目付役として三百石代となり、正徳四年まで五十一年奉公して退隠した時は七百石であつた。歿したのは享保七年七月十九日、その墓碑は代々の墓提所東區東門前町逞龍山西蓮寺内に在るが、既に臺石もなくなつてゐる。法號は長清院秀譽與水居士とある。

## 二 秀世

秀世には兄姉があつたが、早世したので正徳四年五月家督を継ぎ、父の祿八百石の中六百石と家屋敷を與へられた。幼時の字は久米之進、金之助、後年には右衛門、丸郎右衛門、最後に藤太夫と云つた。元服して諱を初は長益、後には秀龍、秀純、秀世と云つた。號は子玉といふ。母は土屋庄左衛門重恭の女由佐といつた。三十八年

出仕の間に、尾州奥組、江戸御歩行頭、尾州五十人頭、御馬廻組、同小頭役、尾州御先手御足輕頭、江戸蓮胎院傳役等を経て普請組寄合になり寶曆元年十二月隠居して家督を長子秀興に譲つた。「河村氏仕籍」によると目につくのは、藩公の子弟の傳役めいた御用を再三つとめてゐる事で、それは秀世の人柄だつたのであらう。その「墓碑銘」に

仕 三君而數職孳孳 公事凡三十八年矣其爲人敦厚寡欲貞潔不奔榮利溫溫接物責人薄謹身厚

とあり、最後に

溫溫恭人 老而頤志 雖非逃禪 無問家事

とあるのは、恐らく秀世の人柄をよく語つてゐるものなのであらう。悪くいへば江戸時代武士の消極的な事なかられ主義であつたには違ひないが、それが普通であり又それで十分に用は足りてゐた。封建制度が最も成熟して、まだその崩壞の萌も一般武士には感じられない太平無事の時代であつたのだ。かうした秀世の事だから子供達にもやかましい事は云はなかつたらしい。秀根の學問もさうした父の家庭に育つたが故に自由に新しい道へ入つてゆけたのであつた。

秀世が和歌を冷泉爲村に就いて學び始めたのも秀根が連璧集の跋文に云ふところによれば「寶曆のはしめならん」といふ頃であるから隠居した後の仕事である。それから明和八年歿するまでに一萬餘首の歌をよみ、冷泉家から褒賞されたもの三十餘首、力吟凡四百八首あつたといふ。百首十ヶ度を試みたり、或は新類題和歌集抄書を編



んでみたりといふ如何にも隠居仕事らしい自適生活に餘生を送つてゐた。當時はまだ革新派の歌がさう一般化してゐない時代であつたからでもあらうが、冷泉家に入門して、その褒賞を樂しみにしてゐたことなども秀世の人柄を語るものであつたらう。

秀世の漢詩をその歿後益根が輯めて「子玉集」と名づけた。その漢詩の師匠格に當るのが、秀興、秀根の親友で、益根の漢學の師である岡田新川挺之であるのも秀世の人柄を偲ばせるものである。新川は益根に請はれてその序を寄せてゐるが、その中に秀世を評して「其爲人類萬石君」と云ふ。君公の子弟の傳役としてうつつつけの人柄であつたらしい。又秀世が新川に詩を添作して貰ふにいたつた事情も、表立つて入門とか何とかいふのではない。やはりこの序の中に新川は云ふ。

余以同文雅之好、與其長君次君相親善、是時君老於長君之家、余屢過長君、乃得見君、其醇謹篤厚、綽有古

(在カ)

人風、出所吟詠數篇師之曰、老來無事藉之以消日、豈有意於名高邪、聊以自娛、雖然其間有自不以爲是者、

子評隲而指擿之、余謝不能、則曰子豈有所隱乎、余不得已爲點定二三、君欣然喜見於鬚眉、如有會於其心者也、自後有所著述必就余是正、余竊謂君年過七十猶留意于文字、不挾長而問焉、謙虛退讓不愧下問、可謂賢而嗜學也

新川は元文二年の生れだから秀世七十歳の明和元年は廿八歳である。七十すぎた老人が、三十歳そこ／＼の青年に詩の添削をして貰つてゐる圖は想ふだに微笑を禁じ得ないものではなからうか。それが奇矯でなかつたとこ

ろに秀世の人柄があつたのであらう。秀世も「知吾詩者唯岡田子耳」と常に云つてゐたといふ。

斯うした父の人柄は、一方とりも直さず秀根の學問を育てる地盤であつたと云へるのであらう。秀根と秀興が卜部神道に傾ずして吉見幸和の門に走つた時、秀世はその忤達について幸和の門をくゞつたらしい。「恭軒先生門人牒」の「當國居住門人」の部に

河村藤太夫秀純

とあり、次行に

秀純男

秀純二男寄合

許可 河村七郎秀興

河村又太郎秀根

となつてゐる。老いて子に手をひかれて歡んでゐる様な父を秀興、秀根も敬愛してゐた。六十の賀、七十の賀の宴にも秀世の好みに任せて和歌をよみ、わざ／＼冷泉家から賀の歌を寄せて貰つたりもした。斯うした秀世の性格が、戒名としては「慶善院聖譽慈雲居士」となるのであらう。その靜かな餘世を終つたのは明和八年八月五日、年は七十七であつた。墓碑は先祖以來の西蓮寺の墓地にある。今は臺座もないが、昔は二重の臺座に載せて、その前に秀根の建てた二基の石燈臺があつたらしい。その圖は「碑叢」に載せてある。

律氣ではあるが、やかましい事を云はなかつた父を背景にして秀根の學問は育つていつたのだが、併し秀根の學問は父にみられない激しい一面を有つてゐる。當時としては新進氣鋭の學風に身を投じ、ともかくも日本書紀



研究に於いて先人未踏の野を開かんと志す原動力は何處にあつたのだらうか。それは時代の動きだと云つてみて  
もいと思ふ。泰平とはいへ一方山縣大貳や竹内式部が出ようとする頃であつたのだから。併し他の一方秀根  
の母の訓育が考へられていゝのであらうと思ふ。

秀根の母、久は元祿十四年四月朔日に生まれ、安永九年六月廿三日八十歳で歿した人だが、その傳は、その墓  
碑銘以外に殆どない。その墓碑は秀根、益根の墓のある日蓮宗の京都妙顯寺派の末寺、一乗山法輪寺(東區小川町)の墓  
地に、秀根益根の墓碑と並んで向つて左の方に在る。河村氏の菩提寺は浄土宗鎮西派の逞龍山西蓮寺で、秀世の  
墓もそこに在り、秀穎の墓碑もそこに在るのにこの母だけは秀根の方に在る。秀根は日蓮宗に改宗したのださう  
だが、母も改宗したのであらうと思ふ。後述する兄秀穎も日蓮宗といふより法華宗に興味を有つた形迹は知り得  
るが、家督を継いだ者として祖宗の宗旨を改めずに終つたものかと思ふ。

墓碑は正面には「久壽院妙遠日成大姉」とあるのみで、その左側面から背面、右側面へかけて碑文がある。風  
雨に磨滅して讀難いが次の様に讀める。

鈴木氏 諱久 尾藩世臣河村秀世室也、父安太夫重弘、母荒川氏、鈴木氏天性資嚴、有丈夫氣、其遇兒女訓  
導有法、未嘗少貸、專治女(紅トモ)不好雅藝、弟重富遷爲府尹、諸姉妹且喜且憂曰、府尹兼掌刑辟不得無損傷人、若  
異日有惡報、鈴木氏獨謂決無□□獄之要在審、克之不殺不妄、是爲稱職、苟無克民、子孫必有異者于公之  
所以高其門也、反長子秀穎爲府尹亦有憂者、鈴木氏以前言□□之、其明斷皆□□也、生二男一女、長即七郎

秀穎、次曰復太郎秀根、女適小笠原三郎右衛門稠子、元祿十四年辛巳四月朔日生、安永九年庚子六月二十三  
日終、年八十歳、葬城南一乗山法輪寺銘曰(銘文不詳)

父秀世が穩かであつたに反してこの母は嚴しい母であつた譯である。不好雅藝とはいふものゝ一家一族相會し  
ての歌の席ではやはり歌も詠む人で嚴格一途の人ではなかつたらしい。まづ武家の妻としてしつかりした人だつ  
たといふのであらう。秀根の有つ激しい一面にはこの母の「訓導有法」といふ訓育から來てゐるものがあるのか  
もしれない。

この秀世と久との間に三子があつた。その長男が秀穎、二子が秀根で、三番目は和と云ひ、享保十一年に生ま  
れて同藩の小笠原氏に嫁いだことは墓碑銘の通りである。その歿年は今知らないが、この妹夫婦が江戸へ發足す  
る時に秀根の詠んだ歌が残つてゐる。仲よく附合つてゐたことだけは明かである。

### 三 秀穎と秀俊

秀穎は享保三年閏十月四日の生れ、天明三年六月十六日「書紀集解」の刊行はみずして歿した。年は六十六歳  
だつた。幼時の字は久米進、七郎、又與七郎とも云つたといふ。諱は秀興、後に憚る所あつて秀穎と改めた。改  
めた時期は、秀根の「臨時和歌」の安永三年夏深き頃の歌の題に「秀興亭當座」とあり、翌年秋兄の上京を送る  
歌の題に「秀穎ぬし都にのぼらせ玉ふむまのはなむけ」とあるから、この間に屬するわけである。その字を君栗



と云ひ、秋水軒と號した。寶曆元年十二月廿一日父秀世退隱の後をうけて家督を繼いだ。家祿は五百石である。父の代に藩主宗春が行迹修まらざる故を以つて退隱仰付けられた際、それに連なつて百石の減俸になつてゐたためである。秀穎は藩吏としても優秀な人物だつたらしい。その墓碑銘によると先鋒隊長(御先手)、監察司(御目)、門衛隊長(黒御門)、明和七年府尹(町奉行)に拔擢せられ、安永四年冬には九條内府道行の簾中(藩主源載公宗)の腰臣として京師にゆき、斑を禮劔に進められたが、病を得て歸國して、内官吏(御小納戸)、圖書監(書物奉行)等を歴任した。その性「質朴守正」と「尾張名家誌二編」に云ふが、恐らくさうした謹直な武士であつたらう。

秀根と同じく好學の士で青年の頃常に行を共にしてゐたことは前章に述べたところである。その青年にして家督を繼ぐ以前に「日本書紀撰者辨」「首書神祇令集解」「神學辨」等を秀根と共に著述したことも既述したが、その後と雖も好學の志を捨てたわけではなく、これ亦前掲した様に江戸在府の時は、賀茂眞淵、山岡俊明、萩原宗固等を訪ねてその談話の要點を記して「武江雜話」を作り、又讀書の書拔を輯めて「樂壽筆叢」「續樂壽筆叢」と稱した。これといふまとまつた著述はないが、佛教に關しては「十如是獨言」を書き、又書物奉行の頃天明二年の藩の敬老の擧に際してはその記録を作つて「天明老々記」及び附録一編を編み、藩庫所在の日記百九十三卷の目錄、年譜各一卷を作つてその檢索の便を計り、又津逮祕書本の總目を作つたりしたが、その最も大きなものは表立つては、神村正隣、稻葉通邦、深田正益等に秀根を加へて相會し互ひに講究した令の研究で、その結果は「講令備考」の名に於いて今に令の研究者に參考せられてゐる。又古事記の註を作らんとしてゐた事は注目すべきで

あらう。云はゞ雜然とした讀書家であつて、天明元年の頃自らその事を省みて「十如是獨言」の卷頭に

不佞弱冠ヨリ浮圖ヲ避ケ今六旬ヲ過レドモ終ニ佛ヲ拜セズ經ヲ誦セズ生質書籍ヲ好ミ諸子百家ノ書略見ルヲ得ルトイヘドモ魯鈍ニシテ其理ニ通ルヲ得ズ記憶ウスケレバ其文ヲ識認スルヲモナシ徒ニ書卷ヲ目ニ觸ルルヲ數十年ニ及リ其間佛書ヲ讀ムニ固ヨリ不信ノ道不學ノ書ナレバ其義ヲ解シ得ルヲナク目ニ觸ル、儘ニ其理ノ通ル處一句半言ニテモ其文ノ心ニ留ル處ヲ識スルノミ強テカヲ用ヒ其文ニ通ントスルヲモナシ

と云つてゐる。辭令もあるとしてもよくその傾向を語つてゐるものと云つていゝのであらう。併しその間に到達したところをいへば、既述した様に儒學に於いては宋學の理の空轉することは薄々感じてゐたらしく、又佛教に於いては先祖以來の菩提を淨土宗に於いてとむらつては來たが、その晩年になつて法華經の十如是由つてその優秀性を認めるにいたつたらしい。「十如是獨言」に

今先輩ノ註釋ヲ見ス師ノ教示ヲモ聞得ザレバ徒ニ書面ヲ目ニ觸ル、ノミ也方便品十如是ノ章ヲ見ルニ及テ聊感ズル處アリ熟讀翫味スルニ其味甚深シ實理ノ然ルトコロ何ゾ舍ンヤ

といつてゐるのはそれである。十如是章に感服したといふのは、方便品の十如是章に基く諸法實相觀に重點をおいたもので

諸法實相ト云キハ外ニ別ノ法アルニテハナシ今日相アラハレ目ニ見ヘタ通りノ天地ノ間ノアリサマ佛法モ世法モヲシナヘテ見タ通りミナ實相ニテコノ外ニ何モ求ムル法モナク十萬億土ノ遠キ淨土ヲ尋ネ昔ノ佛在世ヲ



シタヒ未來ノ佛ノ出世ヲ待ツト云ヤウナ今日此儘ノスガタバカリ也といふ理解をしてゐるのであつて、無常寂滅の相の無内容に對してこれをとつたもので、そこに如何にも儒教の中に育つて、一面宋學を空理と斥けてゐる武士らしい面目を認めることが出来る。

天明三年六月に歿してゐるが、その前年十二月はまだ書物奉行をしてゐるので、他の役向よりは書物に親しむ機會は多かつたであらうが、何といつても出仕の身であつたからままとまつた著述といふものはない。その學才を認められて書物奉行に任ぜられ、又「歴代徒刑考」撰述を命ぜられたりしたのはあらうが、業績の上からいふと断片的なものに終つて結局讀書家、藏書家といふに終つてしまつた。自らも「生質書籍ヲ好ミ」と云ふ様にその藏書は數萬卷に及んだといふ。書庫を建て、「文會書庫」と稱し、有志の者には欣然吝むことなく貸與したといふ。天明三年六月十六日、六十六歳で歿した。宗旨としては法華宗を信じてゐたのかもしれないが、先祖以來の菩提寺西蓮寺に葬つた。現在は已に臺石も失はれて、その碑文もよくよめないが本堂背後に残つてゐる。法名は秋水軒德馨涼風居士と云つた。

秀穎には三男五女があつたらしい。林勘平正輔の女伊豆子との間には八代、秀芳、由佐と外にもう一人男子が生まれた。八代は國老成瀬家の一族と思はれる成瀬多門正休に嫁したが明和九年八月廿五日、三十歳で歿し、次女由佐は山村八郎左衛門生續に嫁してやはり明和九年の六月十八日、十九歳で歿し、長男鎌太秀芳は寶曆二年七月十四日、僅か九歳で歿し、その弟も早世したらしい。いづれも父に先立つて早世したわけで、その點秀穎は不

幸な人がつた。この外に妾腹安藤氏に秀俊、敏、田鶴の一男二女があつた。敏は尾崎右衛門幸忠に嫁したといふ。田鶴は明和七年に生まれてゐるが、その外の事は分らない。又「尾張名家誌二編」によるともう一人女子があつたらしいが、その母も生歿も分らない。秀穎の妻伊豆子は、やはり歌の席に連つたりする人で終生秀穎に仕へてゐたものらしい。

秀俊は秀穎の第三子として妾腹に生まれたのであるが、兄二人共夭折したので家督を繼いだ。寶曆十一年三月三日の生まれで、益根より五歳の若年であるが、益根とは仲がよかつたらしい。幼字は浪江、久米進、瀧口字は子徳と云つた。但この浪江といふのは秀根の幼字の様でもある。(士林 泝洄)

その母安藤氏の出自は全く不明だが、秀俊も父に似て聰明好學の士だつたらしい。「文會書庫」の藏書を殆ど讀破し、冷泉家の門に歌を學び、笛を豊原氏に學んだと傳へられてゐる。父祿を襲つて御先手物頭になつたが、寛政二年江戸から歸つて疾を得、數ヶ月に亙つて煩つた後翌年三月二十三日、年三十一歳で歿した。叔父秀根の歿する前年であつた。秀俊には妾腹の子貞藏があつたが早世した。成瀬氏の女を娶つてその間に一女があるのみだつた。従つて長秀に始まつたこの支流の男系はこゝに絶えたわけであつた。この一女に、秀穎、秀根等と令の研究を共にした稻葉通邦の男秀中を配して後嗣とした。墓碑文によれば、從兄益根は涕泣して銘を作つて云つたといふ。

我宗血脈、惟余與爾、爾有食祿、余爲處士、爾乎早亡、余猶無子、庶幾訴天、不絕祭祀

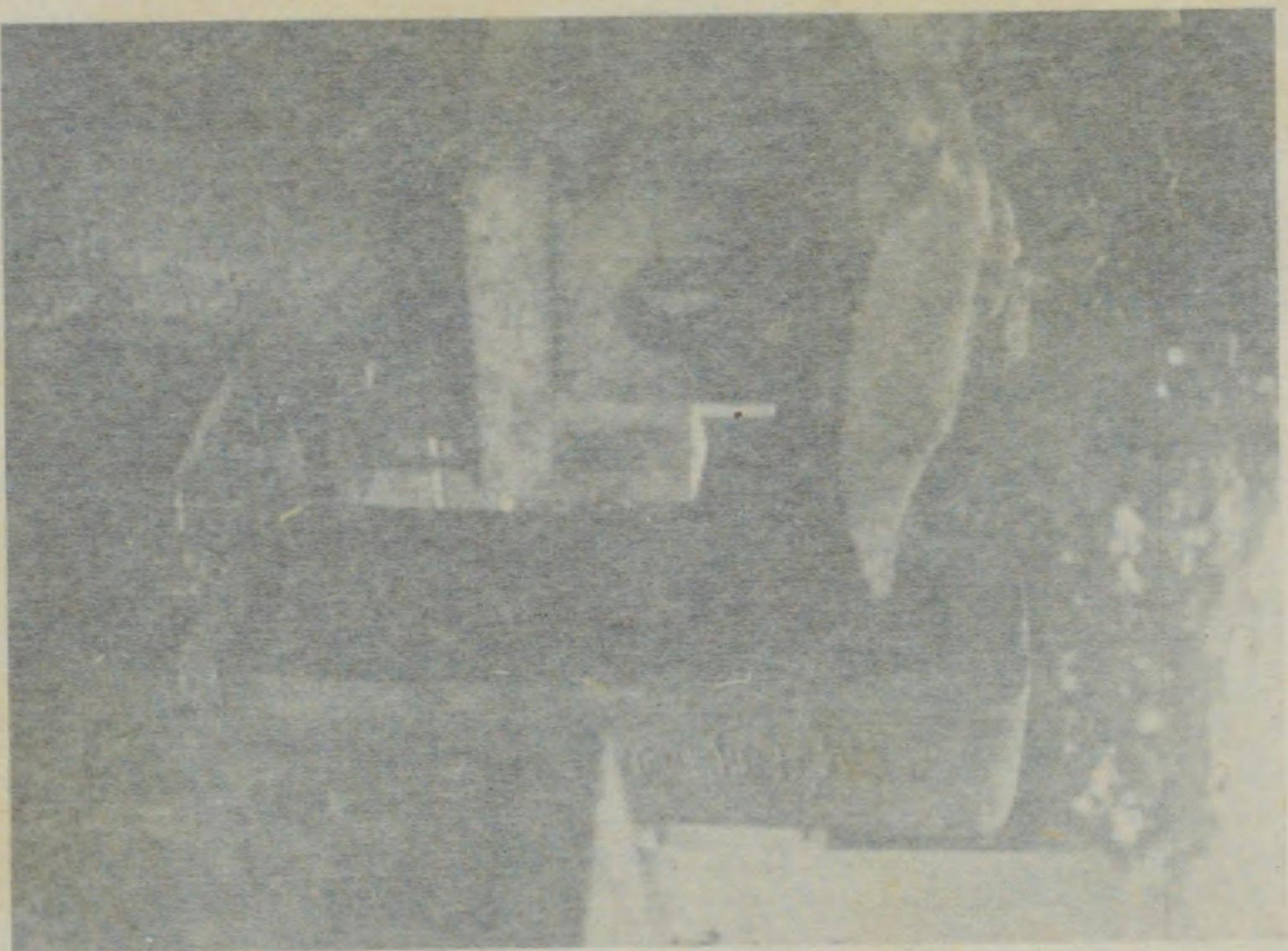


益根も女子勢代に深田氏から（一説には渡邊氏から）養子を迎へねばならなかつた。益根のこの歎もその當時の人としては當然であつたが、又そこに益根、秀俊の交情をも考へていふのだと思ふ。秀俊の墓も西蓮寺の本堂裏に在る。秀穎の墓より稍東寄の所に、やはり臺石もなくなつてぢかに地に立つてゐる。その碑文もよくよめない。法號は興徳院實譽秀俊居士である。

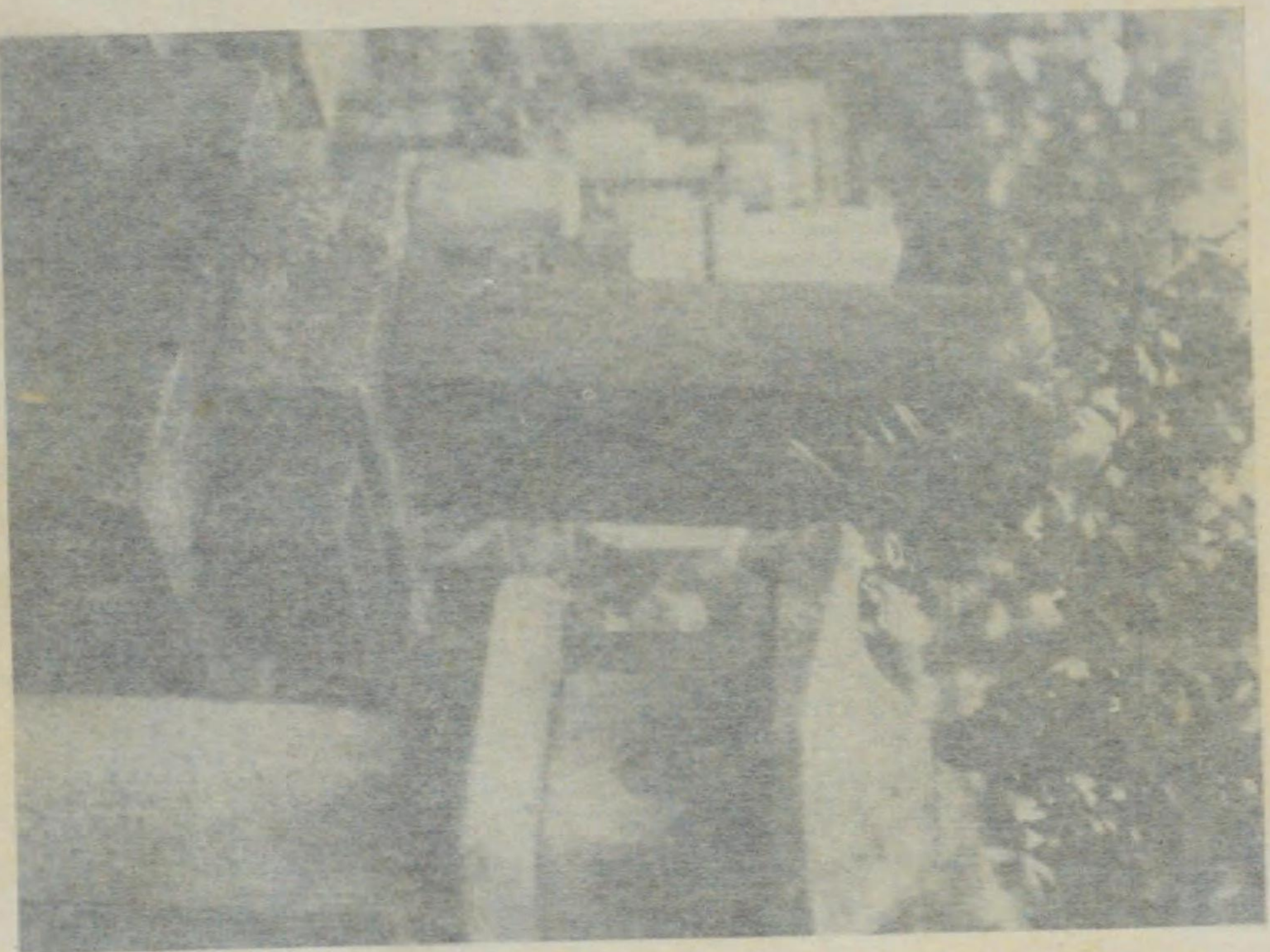
### 第二節 河村秀根の生涯

秀根の生まれたのは享保八年十月十二日、兄秀穎とは五歳違つてゐた。父は三十歳、母は二十三歳だつた。妹和は三年遅れて享保十一年八月三日に生まれた。これに祖母由佐を加へた六人が秀根幼時の家族である。秀世も學問好きで藏書數千卷に及んだといひ、兄秀穎も學問好きでは人後に落ちない。母も嚴格な人だが歌も詠む。斯うした學者として伸びてゆくのに恵まれた家に生まれたわけである。世は元和以來の泰平はまだ崩れない。その中に近世的研究の烽火はすでに上げられて、その成果を期するところに來てゐる。秀根は近世の學者として仕事のし甲斐のある時期に生まれたのだ。

その生涯を敘べるのだが結局學者としての生涯であるから、その大部分はその主著「書紀集解」成立の經過を語ることで盡きてゐるといつて差支へはない。従つてこゝには、前章に洩した點を拾つてまづその經歷を辿つてみることになる。



圖版 二 河村乾堂墓碑  
名古屋市東區法輪寺内



圖版 一 河村律基墓碑  
名古屋市東區法輪寺内

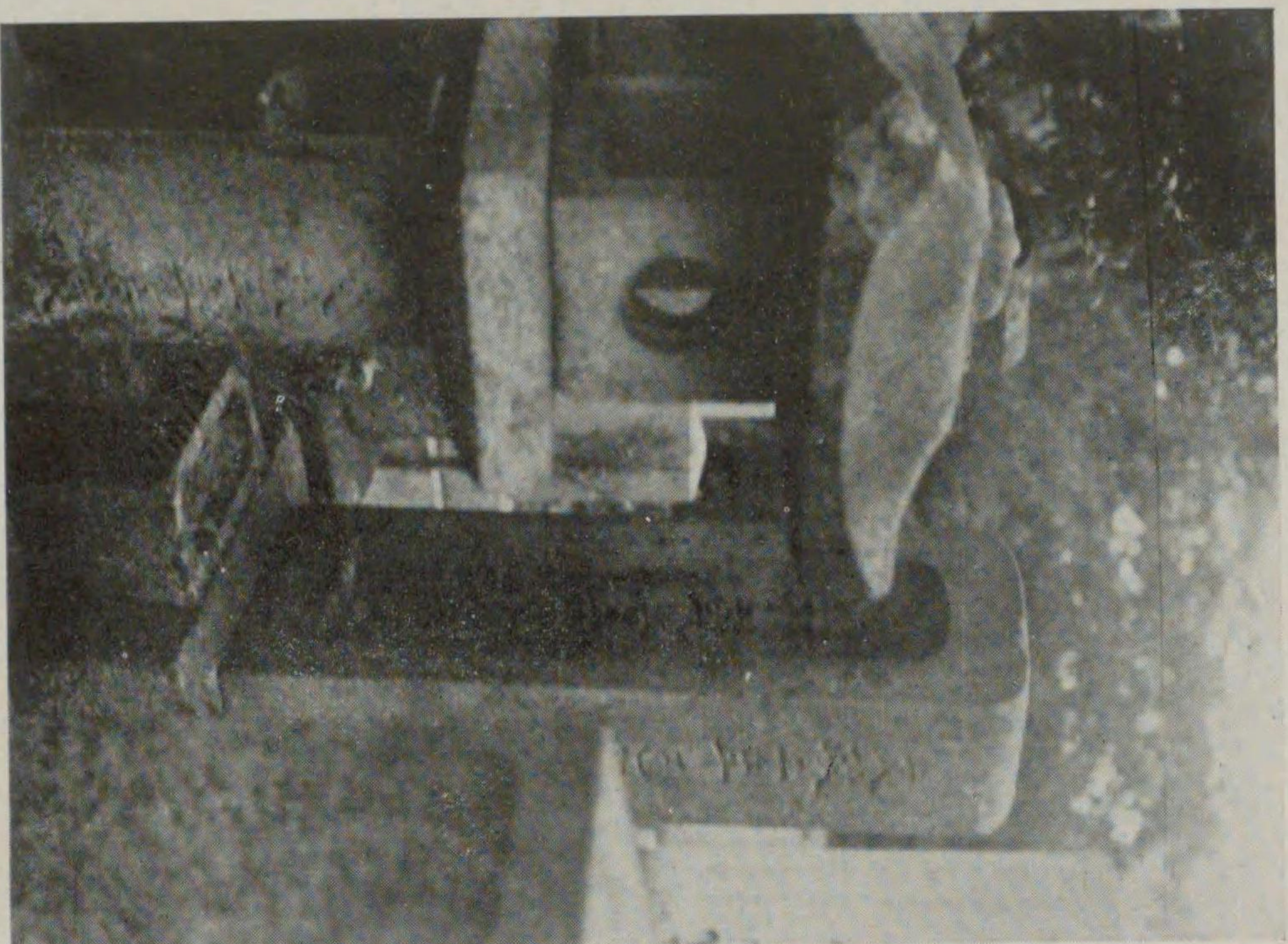


益根も女子勢代に深田氏から（一説には渡邊氏から）養子を迎へねばならなかつた。益根のこの歎もその當時の人としては當然であつたが、又そこに益根、秀俊の交情をも考へていふのだと思ふ。秀俊の墓も西蓮寺の本堂裏に在る。秀頼の墓より稍東寄の所に、やはり臺石もなくなつてむかに地に立つてゐる。その碑文もよくよめない。法號は興徳院實譽秀俊居士である。

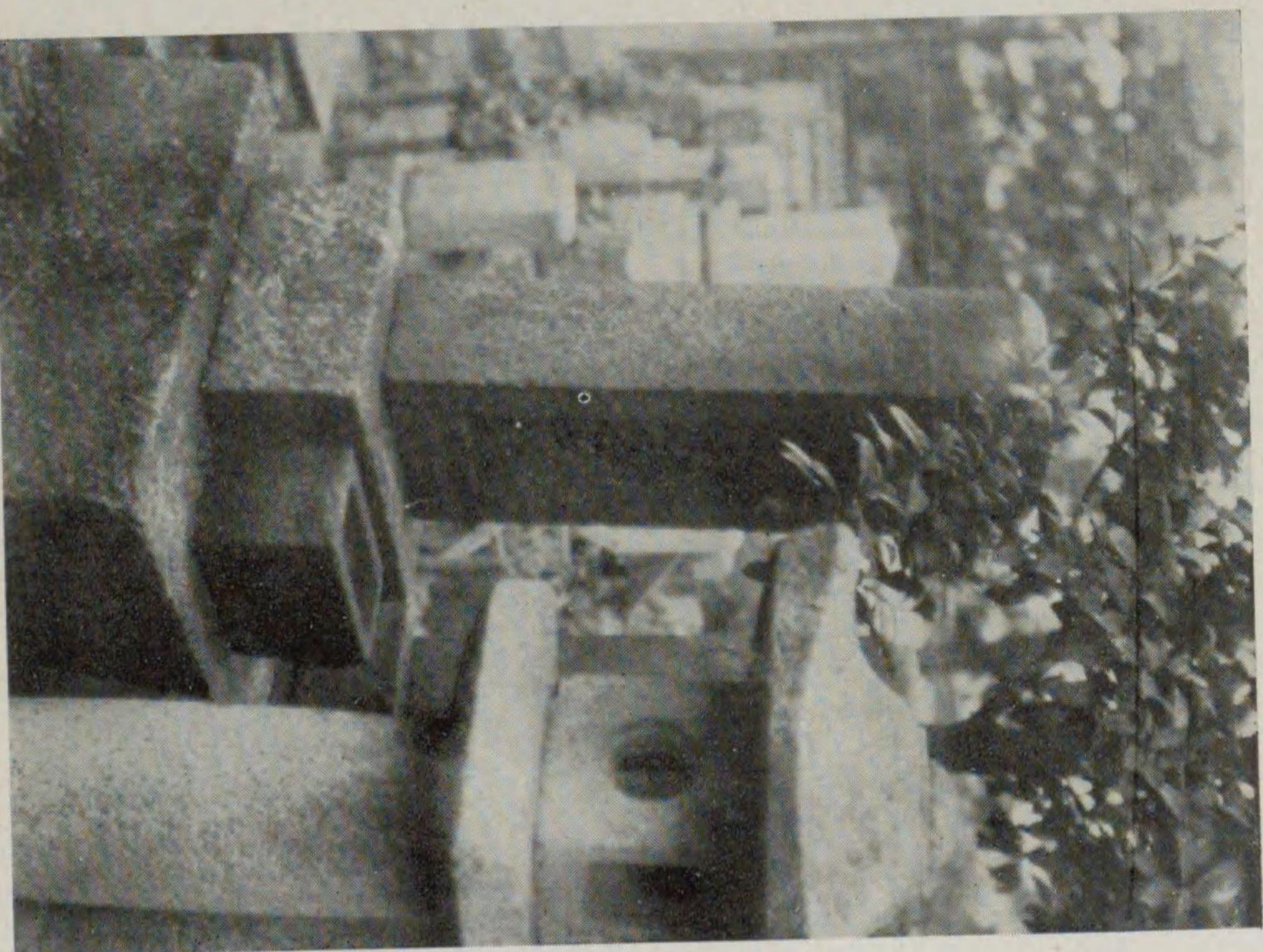
### 第二節 河村秀根の生涯

秀根の生まれたのは享保八年十月十二日、兄秀頼とは五歳違つてゐた。父は三十歳、母は二十三歳だつた。妹和は三年遅れて享保十一年八月三日に生まれた。これに祖母由佐を加へた六人が秀根幼時の家族である。秀世も學問好きで藏書数千巻に及んだといひ、兄秀頼も學問好きでは人後に落ちない。母も嚴格な人だが歌も詠む。斯うした學者として伸びてゆくのに恵まれた家に生まれたわけである。世は元和以來の泰平はまだ崩れない。その中に近世的研究の烽火はすでに上げられて、その成果を期するところに來てゐる。秀根は近世の學者として仕事のし甲斐のある時期に生まれたのだ。

その生涯を敘べるのだが結局學者としての生涯であるから、その大部分はその主著「書紀集解」成立の經過を語ることで盡きてゐるといつて差支へはない。従つてこゝには、前章に洩した點を拾つてまづその經歷を辿つてみることにする。



圖版Ⅱ 河村乾堂墓碑  
名古屋市東區法輪寺内



圖版Ⅰ 河村律菴墓碑  
名古屋市東區法輪寺内



## 一 秀根の經歷

享保八年生まれて、「天性資嚴、有丈夫氣、其遇兒女、訓導有法、未嘗少貸」といふ嚴格な母の教育をうけたわけである。父はともかくも六百石の武士である。暮向きもさう苦しい筈はなかつたし、武士の子として育つて来たのであらう。通稱は初め金之助、後に復太郎(又太郎とも)と云つた。長じては君律と云ひ、葎菴と號し、上野山人ともいつた。

秀根は二男のこと故、一家を立てるには分家するか養子にゆくかと普通である。秀根は分家して一家を立てることになつたらしい。十一歳の時(享保十八年二三九三)藩主宗春の長子國丸君の御小姓として出仕することになつた。國丸君は萬五郎と稱して、享保十五年宗春を父、その室梅津氏を母として生まれた。秀根の出仕した時は、まだ僅かに四歳だつた。爾來六十年、非役の事が多かつたが、藩士として勤めたわけである。その經過を歿年の頃に書いたと思はれる「河村氏仕籍」によつてみると次の様である。

普請組寄合 秀世(朱筆) 二男 秀根

御扶持五人分

御切米六拾石

河村復太郎

拜領屋敷無御座候

町宅(朱筆) 大津町一丁目

當子七十歳



惣年數六十年

内 御役儀廿年  
普請組寄合四拾年

一享保十八年丑十一月 慧運院様御小姓被召出御附屬被遊御切米五拾石御扶持五人分被下置三十日之支度(二三九三)  
而江戸表江罷下相勤申候(國丸)

而江戸表江罷下相勤申候

一同廿年卯九月九日 慧運院様御早世被遊候以後江戸ニ相詰罷在候(國丸)  
御位牌御座之間被爲成候内御番相勤其已後も江戸表ニ相詰候

一同二十一年辰二月 表御側御小姓被仰付直ニ江戸ニ相詰罷在候(宗春)

一元文二年巳三月廿五日 江戸發足御先立而罷登申候(二三九七)

同三年午三月朔日 於御城前髮取被仰付御手自前髮御挾被下置候(二三九八)

同四年未正月十三日 梶町御屋敷江罷越夫々三月四日迄晝夜御殿ニ相詰罷在候(二三九九)

同五年正月 章善院様御小姓御附屬被遊候御小納戸向御側向重立候輩も無御座候付酒多文五左衛門山吹儀兵(宗春)

衛稻葉七藏諸事引受御勝手向一切之義共取扱候善御人少々御事候間某無私一致仕御爲宜相勤御入方江

懸り候儀ハ右之輩江申談候様可仕旨被仰渡候

同年九月廿二日 江戸發足御當日御供ニ而木曾路罷登申候

同年九月廿二日 江戸發足御當日御供ニ而木曾路罷登申候

同年十二月十四日 御人減ニ付御役儀御免普請組寄合被仰付候(二四〇九)

一寛延二年巳十二月 奥組被仰付候(二四一〇)

一同三年午正月 病氣ニ付御役御免被成下候様奉願候處願之通御役儀御免普請組寄合被仰付候(二四一一)

一寶曆二年申四月 章善院様奥御番被仰付御附屬被遊候(宗春)

一同七年丑八月 御同人様御小納戸並被仰付候(二四一七)

一同十三年未正月 御同人様御小納戸本役被仰付御加増米十石被下置都合御切米六十石被成下候(二四二二)

一明和元年申十月八日 章善院様御逝去被遊候以後御跡御片付御用日々御下屋敷へ罷出相勤申候(宗春)

同二年酉二月十九日 普請組寄合被仰付候然處御片付御用相勤候ニ付日々御下屋敷江罷出同五月三日迄右

御用相勤四日御用引揚申候

一寛政二年戌八月四日 神祇寶典類聚日本記校合被仰付相勤申候右ニ付御切米之内四十石分御普請役御免被(マ)

成下候

寛政四年子七月二日 末期願書差出ス(二四五二)

これに據つてみるに秀根の出仕したのは宗春に終始してゐると云つて然るべきである。最初の二年許りは國丸に仕へたのであるがそれも宗春の長子であつた。それ以後宗春に退隱の時まですつとついてゐた。寛延二年に宗勝の奥組になつたが一月許りで退いてしまつた。寛政二年校合仰付られてゐるが、これは出仕と些か趣を異にし



てゐる。秀根としては宗春以外に出仕する意志は有たなかつたのであらう。斯うなつたに就いては、秀根が出仕するより研究をとつたためではあらうが、それにしてもこの主従の間には一通りならぬ親しさがあつた様に思はれる。そこには宗春と秀根との共通した性格も認めていゝのであらう。秀根は謹直ではあるが、物に拘らない奔放なところを有つてゐたし、宗春の性格も、その政治からみても、眞面目だが奔放なところを多分に有つた人であつたと考へねばならない。

この宗春についてゐた二十年を除くと後の四十年の秀根は、研究に終始したと云つて差支へないのであらう。その経過は、前章に述べて来たが、その研究事業以外の二三の點に觸れてみようと思ふ。

秀根の生涯を次の様に六つに區切つてみる事が出来る。

- 一、幼年時代（一歳—十一歳）
- 二、初出仕時代（十一歳—十七歳）
- 三、修學時代（十七歳—三十歳）
- 四、再出仕時代（三十歳—四十三歳）
- 五、日本書紀集解時代（四十三歳—五十五歳）
- 六、晩年（五十五歳—七十歳歿）

幼年時代は家庭に在つて父母の訓育をうけてゐた頃で、そこに波瀾はこれといつてない。初出仕時代は國丸君に仕へ、次いで宗春に仕へた時代で、その終末に於いて宗春退隱の事があつて、これが秀根の生涯に大きく響いてゐる事はすでに述べておいた。修學時代は、卜部神道を本格的に學び始めた時から、それに疑惑を有ち遂に吉見幸和の門を叩いてその渴を醫し得て、その生涯の研究方針の大綱のきまつた頃までである。再出仕は恐らく宗春の所望で出仕したのであらうが、研究を捨て、宗春に仕へてゐた。それが宗春の薨去によつて終末を告げて、

本來の素志に勵むのが、次の日本書紀集解時代である。こゝまでは既に述べたところであり、又他に特別に記すべき問題もない。居所も、初出仕時代に江戸へ出ただけで後は名古屋にじつとしてゐた。住宅は、宅地を興へられないので大津町一丁目（今は二丁目）東側の地にゐて、終生これを動かかなかつた。その時期ははつきりしないが、寛延二年長子殷根はこゝに生まれたといふのだから第二期修學時代にはこゝに居を占めてゐたわけである。平穩無事に過ぎて来た秀根の生涯も老境に入つた安永六年、五十五歳になつて、一時的ではあつたが名古屋城下を震撼させた事件に捲きこまれることになつた。

「臨時和歌」の中にこの事件關係の歌を一まとめにしてある。

神無月の朔日比より國府の下何となくいひもてさはく事の侍りしにわか身の上とはしらさりしを父子ともにとらはれてひとやにくたりぬ

吹風の上をにきしも今はわかき身のうへとなるそはかなき

おもひきや五十年餘りくらしきてかゝるいふせきひとやみんとは

と始まつてゐる。秀根も何かあるらしいことは知つてゐたのだが自分がその中心に放り込まれようとは思つてゐなかつた。全くの冤罪だつた。

事件は、藩士遠山市九郎の家來で町醫師をしてゐた蘇森長秋の悴で同じく町醫師蘇森子桂の計劃に起つたものである。子桂は、岡田新川の弟子であつたらしく、その關係からか秀根の家にも常に出入してゐた。頭のいゝ人



間だつたので秀根もこの子桂を愛してゐたらしく、書籍や簫などを貸し與へ、金子も用立てゝやつたりしてゐた。その金子も七拾兩に及んだとさへいふ。(尾藩老談錄)この事件の後でも秀根は子桂の噂をして「生涯不見當才實惡魔ニ見入れられし惜しいことをしたと云つてゐた(尾藩老談錄)といふ。その蘇森子桂が秀根父子を謀叛人として訴へて、ともかくも臺閣を動かし、藩士を動員して城下の街道口を警備させるにいたるのである。その經過を子桂の判決書に據つてみると、

安永七年戊戌三月六日ヨリ八日ニ至於(缺字カ)

蘇森子桂梟首罪

遠山市九郎家來

醫師 蘇森長秋悻

蘇 森 子 桂

戊十八歳

此者儀書籍を好詩文等を致し醫業を懈父長秋致異見候得共不相用一途書籍ニ擬王弼州四部稿買求其外ニも所持致度書籍數多有之候へ共貧究ニ而不任心底候逆河村復太郎謀叛企候旨致訴人候上同人父子を殺害致し候ハハ御詮儀之御沙汰ニ不被及事濟子桂儀ハ訴人之儀ニ付御褒美金被下置候ハ、右金子を以書籍を調且復太郎ハ借請候簫も自ら子桂所持ニ可相成と存併復太郎父子を殺候義子桂力難及故謀計を以人ニ殺害可爲致所存ニ

而大道寺玄蕃家來ニ禍有之趣ニ筆談致し遠山市九郎家來岡田武右衛門山田園右衛門江者右復太郎儀謀叛を企却而市九郎を謀叛人と偽讒言致し申勸メ味方ニ引入候由風聞有之旨跡方も無之儀取捨其外甚恐多き儀迄申立殊ニ安西文調河村復太郎叛逆之同類ニ付文調を殺候ハ、一味之人數可相知間足輕三人金子拾兩致拜借度旨自筆ニ認伊藤七左衛門方へ兩度迄書狀を指越復太郎文調へハ重キ致申懸第一不恐

公儀を始末重々不届至極ニ付江戸町中引廻し之上獄門ニ行ふ者也(雜談卷三、尾藩雜纂、桃廬隨筆「杖草」等所載)

これが戊二月(安永七年)の判決書である。細かな事情が分らないので何ともいへないのだが、たつたこれだけの理由で十七歳の若者がこんな事件を惹起し得るとは一方滑稽でもあるが、それよりも江戸時代封建社會の不健全さと頭のいゝといふことの當にならぬことを思はせられる事件である。

子桂がこんな事を思つた理由がこれだけであつたのかどうかは明にする由もないが、子桂は先づ幕府の方を動かしたらしい。子桂の姉がどういふ關係からか時の老中松平右近將監に妾奉公をしてゐたので、この姉を動かしてこの訴訟を取次がせたといふ。(尾藩老談錄)後に姉も仕置され、右近將監もこの一件に就き表向は病氣と披露してあつたが、實は自害したのだともいふ。(同上)斯うして公儀の方から尾州藩へ復太郎父子を召捕る事を命じて來たものゝ様である。その召捕の模様には疑はしい節もあるが朝岡正章の「桃廬隨筆杖草」に蟠野忠孚翁の談として載せてあるのが詳しい。

それによると子桂は、秀根父子は、町醫者安西文調と共に京都に内通し繪旨をうけて謀叛を企てゝゐると公儀



へ訴へたので、この三人を召捕ることを藩へ命じて来た。それで當時目付役の平澤只左衛門に召捕方を申渡し、差添として五十人目付の嶋澤六一、御供番といふ格でこの外に二人を付け、取手は總勢四十人程(猿猴庵日記)といふことにした。十月六日夜の五つ頃で、空も薄曇つてゐる宵だつたといふ。大津町から京町一體に待ち合せて、まづ大津町一丁目の秀根の宅へ来て秀根父子に逢ひたいといふと、取次の女は兩人共傳馬町の京飛脚屋福澤屋へ行つてゐるといふ。(一説には本屋の者だが逢ひ度いと云つたと云ふ。)(猿猴庵日記)秀根父子はこの飛脚屋によつて京都の冷泉家その他と文通して殊に和歌や有職故實の資料を蒐めてゐたのであつた。父子が福澤屋へいつてゐるといふので、平澤只左衛門はそちらへ向はんとすると、御供番の一人は、復太郎宅へいつて召捕れといはれたのだからと云つて、平澤が種々説いても承引しないので、其者だけをそこに残して傳馬町へいつた。秀根は捕へにかゝる者をはねつけるので、「勅諭」だと云つたところが、秀根は「自分を捕へよといふ勅諭のある道理はない。」旨を云つたので改めて「御用」と云つたところが、「御用ならばさもあるべし。」と云つて尋常に繩をうけたが、その時、も些かの憂ふる氣色はなかつたといふ。後の噂にも、秀根がこの期に於いて「勅諭」と「御用」とのけぢめを問直したのは大丈夫の言として賞讃したといふ。益根も同時に召捕られたのだが、その時秀根は「悴は病身者故、隨分御用捨下さる様に」といひ、益根は「まだ食事をすませてゐないから食べさせて貰ひ度い。」といひ、茶漬を平常に變らず靜かに喫し終つたといふ。この事も並々ならずと世人の評判であつた。

泰平とはいへ、一方に竹内式部や山縣大貳の事件も既に發生した後であり、何處やら幕府の屋臺もゆるんでゐ

る時でもあり、又秀根は人品骨柄からいつても、惣髮にしてゐて公家の如き風があつたといふしするから、それやこれやがこの訴を信じこませることになつたのであらうが、城下は大變な騒ぎだつた。折しもこの福澤屋の妻は出産の最中で、この大騒動で血が揚り生命も危くなつたがやつと向の家へうつゝて安産したといひ、又その一軒おいて隣の吉田屋甚兵衛といふ者は、俄かに戦争が起つたと逃げ出してしまつたといふ。近所の騒動は古今の珍事であつたといふ。藩の手配は戦争さながらで、城下の出口の熱田口、枇杷島口、大會根口、志水口、川名の口は御先手物頭が組子を連れて、口固めをして他國より一味の者の潛入するのを防ぎ、往來する者は、風呂敷まであけさせて嚴重に檢問した。藩士は特に嚴重であつた。枇杷島の橋には提灯をつけて津島祭のやうであつたといふ。更に先手は三河の池鯉鮒までも出して、書狀は封をきつて改め、御用以外は通行させなかつた。斯うした口固めは秀根が一旦出牢を許される前日九日まで續いた。

當時の事として秀根父子と安西文調だけには盡きなかつた。秀根は御目見のすんでゐる者故評定所東屋敷の揚り屋入り、益根は御目見をすませてゐないので下牢之内揚屋に入れられ、蘇森長秋、同子桂、安西文調とその悴子仙も召捕られて下牢に入れられた。その外、埴原金左衛門、小笠原三九郎及其の家内、中西主税、野間大坊第子、大導寺孫藏養子、鈴木三藏、河村七郎秀穎等の近親、身内はいづれも「急度差扣愼」と仰付けられた。小笠原は秀根の妹和の關係であらうし、鈴木は秀根の母の家の關係であらう。

斯うして直ちに僉議が始まつたのであるが、子桂が繪旨をいれてあるといふ菊桐の紋付の箱には冷泉家の和歌



の祕傳の卷物があるのみであつたし、藩の嫌疑は直ちに晴れたらしく、

うたがはせ玉ふ事のわかりぬるよしにて十日の夜やとりにかへし玉ひければつとめて

いと早もめくみにあひて出る日の光をあふくけさのかしこさ

併し關東の疑惑は晴れずして旅立つことになつた。その月の廿六日のことだつた。

あつまの御とかめは猶とけすやありけん召下し玉ふよし聞え侍りしかは何くれと思ひ佗ぬる中にも七十あまり七とせになりぬるたらちめの此比は得足もたちやらて袂の露もひるまなきなときくにいと胸ふたかりて下りぬへうも覺えさりけれと弓とる身には家を忘れ妻子をわすれ身をわするゝならひも侍るとなん今の別もこれにひとし國のため人のため身のためにもはやく下りて事をあかさん外はあらしとみつからはけまして

今日よりは心ひかれし梓弓やそちに近き老をわすれて

廿六日國を出たちぬへきさためありて曉にあやしのみいたかきよせのせ侍りければ

くもりなき心はかりをしるへにて末もたとらし東路のそら

熱田にかゝつては行末を神に祈つてゐるが、心にはゆとりがあつたらしく、名所古蹟を歌に託して樂しみつゝ東海道を東へ下つていつた。十一月五日江戸に入つて牢にいれられた。蘇森子桂、安西文調も同じく網板籠で江戸へ下つた。

江戸の牢に於いても秀根の態度は潔いものだつたといふ。常に簫の譜を唄つて平生と何等變ることなく、公儀の吟味の折も潔い答辯で幕吏を感服せしめたといふ。獄吏も好意を以つて之を遇したらしい。十一月といへば、老齡の身に浸む寒さは堪へがたかつたが、酒をいれる徳利に湯をいれて来て、これを食の中において寒さをふせぐ様にとかばつてくれる者もゐたし、今國の方から證人を一人二人呼んでゐるから、この人達が揃へばすぐに片づくからそれまでの我慢だと云つてくれる徳兵衛といふ人もあつた。苦しいが慎んでゐれば先のみえてゐる裁判であつた。十二月九日、一月程の入牢で一まづ市ヶ谷の藩の屋敷の一室に謹慎することになつた。

十二月九日先ひとやを出しぬるよしにて市谷にかへし玉ひぬかしこにてもひとまにこめていましめの人あれは人のゆきゝも許しなけれと秀雄はゆかりのものゆへよろつの事はからふへきよし承ぬとて眞菜など調し火桶に炭さしてまめやかにふけして待ぬたるも折にとりては珍らかに死灰のもゆるとやいはん

此宿にかへるめくみの厚ふすま霜夜の床も安くいぬらし

秀雄は、井出河村氏の人で縫殿秀雄と云つて文化五年五十七歳で歿した人で、秀根とは遠い縁ではあるが血縁の者で、俸祿も二、三千石をうけてゐる藩の重役の一人であつた。即ち河村氏が尾張に仕へて二代目の秀政の妹の仲といふ人が、井出雀兵衛重勝に嫁してその間に金左衛門吉重があつたが、生まれぬ中に重勝が歿したので、仲は父の家で吉重を生んだ。秀政はこれを養つて河村辨之助と名乗らせたが、後(光友)に瑞龍院に仕へ本姓にかへつて井出金左衛門吉重と名乗つた。この吉重は田中氏を娶つて方秀とその姉辨とを設けたが、この辨は秀根の祖父長



秀の弟時秀に嫁してゐたので、吉重の歿後方秀は姉の家に養はれ、(綱誠)泰心院の命によつて時秀の弟として河村丹之助と名乗ることになつた。後御小姓となり累進して藩の老中となり采邑四千石を領して河村縫殿方秀と云つた。その方秀の子が、兵馬永秀で、宗春退隱の頃の藩の老中である。その永秀の弟が品秀で、これが兄の名跡を継いだ。秀雄はその品秀の孫になると思はれる。後年雜髮して信阿彌といひ、その墓標はやはり西蓮寺内にあり、微妙院殿淨譽臺信阿居士とある。井出氏の出なので井出河村と云ふのである。

國老の要職に在つたが、河村氏には嘗つての恩義もあり、親しく附合つてゐるものらしく、この時に當つて秀根にとつては誰よりも頼みであつた。又その秀雄の言葉によれば君公もすでに無實の罪と知つてゐるものらしく幽囚の身とはいへ春を待つ身であつたわけである。年の暮になると屠蘇や餅なども秀雄からとゞけられた。又邸を預る芦澤某も親切に春の設けをしてくれ、紅白の櫻の半開の枝を添へてくれる心盡しもあつた。

春になると國からの便りを直接ではないが聞くことが出來た。それにはすでに罪も判明したといふから年内にはお歸りでせうと云つて來た。それにつけて

かへるさの道は見えても春を淺みまた雪深きあしからの關

とよんだが、人に聞えてはおそれありと思つて云つてはやらなかつた。その中に秀雄も歸國して心ぼそくはなつたが、漢籍と歌に紛らしてゐる中、間もなく二月廿七日お構なしと判決が下つたので中一日おいて廿九日江戸をたち中仙道を故郷へ向つた。

歸さの心いさみて旅の空朝たつ道のあめもうからず

と勇み立つて碓氷の險を越えて三月八日歸着した。美濃の國の伏見の里まで益根が迎に來てゐた。民家を借り、まづ無事の再會を喜んで

今日こゝにあふ悦は詞にもつきせずかはす春のさかつき

老たる母にもつゝがなくめぐりあつて、一族圓居の中に夜は更けていつた。

ともに猶けふの圓居のうれしさはつきせぬ宿の春のことふき

秀根は斯うして無事故山の土を踏んだけれど、尾張家中の小畑惣兵衛宛の達しによると(尾藩雜纂)安西文調は無罪と判明したが獄中に病死してしまひ、蘇森長秋も吟味中に病死してしまつた。子桂は前掲判決の通り獄門にされ、一味にかたはられた岡田武右衛門、山田圓右衛門は押込になつた。安西文調の如きは何故同類と訴へられたのかも分らないが、當の子桂をさへ恨まうとしなかつた秀根の胸には永く傷ましい思ひ出となつて残つたことであらう。傳へるところによれば、獄死した長秋と文調との遺骸は小塚原に捨てられてあつたといふ。それを芦澤六郎右衛門(市ヶ谷の邸をあづかる人と同じ人であらうか。)が百疋で買ひとつて葬つたといふ。その夜の夢に兩人が現れて厚志を歡び丸藥を授けて去つたといふ奇談までまつはつてゐる。(草訣)

十月から三月までの半年足らずのことであつたが、これが秀根にとつて生涯に於ける最も大きな波瀾である。

秀根の頭の中に勅命と幕命の相違がはつきりと刻みつけられてゐることは、何もこの評判記を俟つまでもなく明



白なことではあるが、さりとて秀根は竹内式部の様な實踐運動に出る性格の人でもなければ、又幕府を否定しようとする考へも持つてゐなかつたことは明白である。この事件は傳へる如く全くの冤罪と考へるのが至當であると考へる。それは一方國體論的な問題から論ずれば思想の不徹底を曝露したといふことになるかもしれない。秀根の生涯の唯一人の主であつた徳川宗春の行動をさへ尊王運動の一端に數へようとする人もある。従つて秀根の心底にもさうしたものを考へようとしたくもなるが、そこまで考へては感情的な議論に陥るだらうと思ふ。實踐運動と尊王運動とは又別に考へねばなるまい。

斯うした事件の後二年、安永九年六月廿三日に嘗つては「訓導有法」といふ厳格な指導をした母も八十歳の高齢で歿した。「書紀集解」の仕事は春秋に富む梓益根をして手腕を振はしめる方が順當だといふところへ辿りついてゐたであらうし、又兩親の最後も見送つたしするので、母の一周忌をすませた翌年、天明二年の春、多年の宿望であつた京都への旅に出た。その日記が「初子記」である。

余若年の昔より典故を好む癖ありて天朝の儀禮神社の舊式をもうかゝひみん志の侍りしか、都は繁花の地ゆへ年若き昔は父母の許しもあるましく中年の程は公務にいとまなく身退きて後は兩親老て後は遠遊も心にそます空しく年月をくりしに今ははゝその蔭にもたちをくれて今年六十の春を迎ふもとより病多き身のかしらの雪日にそひてつもり額の波月々に寄る今一年二年も過なは生涯の望みも叶ふまじとかく思ひ立侍りぬ

(初子  
記下)

直接の動機は、この前年の秋冷泉中納言爲泰卿關東下向の折に、熱田の驛でお目にかゝつてお願ひしてあつた宮中の節會の様をよそながら拜觀することに在つたが、京都へ上ることが多年の宿望であつたことには變りない。官には、城崎温泉に湯治にゆくといふことにして、正月四日出立となつてゐたが、三日が初子に當るので、そつと首途だけにするになつた。同行は益根である。

中仙道を京都へ出て、まづ年來名古屋へ來るので馴染の書肆丸屋源兵衛を訪ね、次いで冷泉家を始め、豊原家や安倍家を訪ひ、爲村の墓に詣でなどし、その間に節會を拜觀し、又正親町卿に逢つて有職の事を尋ね、或は名所舊蹟を探つて一月を過し、二月四日に京を出發して大和路を辿り春日神社に詣で、難波から姫路へ出、それから山を越えて城崎へいつた。老の身は疲れて歸心そよるといふ難く、急ぎ此の地を立つて天の橋立だけを一見して京都へ出て、益根は鈴鹿越をしようと云つたが再び中仙道を下つて二月廿四日歸つて來た。若年の頃江戸へ往來した事はあつたが、これが生涯で一番大きな旅行であつた。

歸國してからは又「書紀集解」の稿を益根と續けたものらしく、天明五年序文を書いた事はすでに述べた。越えて七年十一月三日再度上京した。今度は勢州榊原へ湯治といふ名目であつたので東海道から鈴鹿峠を越える事になつた。この時も益根がついていつた。歸途は中仙道を六年前の思ひ出を辿りつゝ歸つて來て、十二月六日に着郷した。

寛政四年六月廿四日病の床で益根に示した歌には



なべて世のめくみかしくみ七十のけふまでも猶やすくらしぬ  
この日が秀根臨終の日だった。

經歷を述べると以上に盡きてゐる。平凡單調に終つてしまふが、安永六年の事件以來は泰平の世を楽しんで過した人だった。それ以上の異を求める事は出来ない。それだけに「書紀集解」に終始した生涯だといふことも出来ると思ふ。歿する時七十歳である。法輪寺に葬つた。一周忌に石燈臺を二基益根が墓前にたてた。(圖版卅一參照二〇二頁六々菴句)秀根の妻は安藤氏である。結婚したのは延享元年以前の春であるがはつきりした日取は分らない。(集春之部)その墓碑はやはり法輪寺内にある。法名は眞淨院貞壽智法大姉、歿年は寛政五年七月六日、これ以上の事は分らない。

## 二 殷 根

二人の間に殷根、益根の二兄弟があつたきりだった。殷根は小字を需吉、金之助、豊三郎といひ、初は滋根シゲといつた。殷根も同じ様に讀むのであらう。その傳は前にも多少觸れたが、その大體は友人松永國華の墓誌に盡きる。

河村豊三郎姓藤原諱殷根小字需吉又曰金之助其先相州人也世仕

本府父復太郎秀根母安藤氏爲其長子寬延己巳九月四日於大津坊第一街生焉少時常侍家君修 和學而國風者

冷泉民部卿之門人學書 廣橋大納言藤公亦從本源隨法師以善音律特工筆築明和戊子六月四日患痘早世葬于法

輪寺中法號曰法立院消融居士享年二十歲矣(中)其辭曰

巍々高山 洋々流水 一日千秋 知己者子

儒學を飯田高嶺(明和元年歿四十三歳)に學んだといふ。高嶺は細井平洲等と共に中西淡淵に學んだ人であつた。俊秀の尊高く、その死は知る者の惜しむところであつて、秀根の悲歎はやるべくもなかつた。その父としての追憶、弟としての追慕は「書紀集解」各卷の末に父子三人の名を連ねるところに永く残つてゐる。若年で歿したので著述は何もなかつた。その遺詠千八百八十六首を秀根が輯めて之を「殷根遺草」と呼んだ。この外父と速水房常との有職に關する往復文書を輯めて「河水問答」と稱したものがあつた。

## 三 秀根の教養

「初子記」の最後に「余若年より典故を好む癖ありて」と自ら云つてゐるが、秀根の教養全體を通じてゐる基調は、この「典故を好む」換言すれば有職故實的な色彩である。その生涯を賭けた六國史の研究にも、その面影は明かに残つてゐる。その點同じく古典研究を志してゐても、所謂復古學系統の古道學者とはその趣を異にしてゐた。併し一方考へてみれば、本居宣長等の復古學者にしても、その古典研究に入つて行つたのは、宮廷文化に對する憧憬から始まつてゐるとも云ひ得るのであつて、その點に於いて異なるものではないが、秀根は最後までそれを失はなかつた。又この好みは、江戸時代の古典趣味を有つ人々に大なり小なり共通したものであつた。その



對象は當時の京都の公卿の間に残存してゐるものを透して想像してゐるのであつて、その意味に於いて近世的な宮廷文化を以つて、古來不變の宮廷文化と考へてゐたのであつた。従つて古典を理解する場合にも、理解の標準は近世の宮廷文化に在つた。従つて溯つてみても、理論的にはともかくとして、感情内容となり得るのは中世までである事は當然であつたのだ。あれ程古道を主張して譲らなかつた宣長でさへ和歌に於いては遂に新古今集以後、頓阿の草庵集程度の持味しか出し得なかつた。秀根の場合和歌は冷泉家、音楽は豊原家、四辻家、安倍家、西園寺家、書は廣橋家と云つて他をかへりみようともしなかつた所に秀根の全教養の地盤の所在を考へる事が出来、従つて日本書紀の理解に於いても思想的地盤が近世に在つて動かなかつた理由を考へることが出来るのであらうと思ふ。以下項を分つて簡単に述べてみようと思ふ。

一、俳句 何時頃から學び始めたか知らないが、各務支考系の俳人六々菴巴靜に就いてゐたことは、その巴靜の句集「陸々菴發句集」の紀來の序に、秀根が六々菴の句を拾ひ集めたとあるのと、句の前書に秀根の名がみえる事によつて明かである。前書に據つてみると巴靜は折々秀根の宅を訪ね、滯留した事もあるらしい。秀根の俳號は箕童と云つた。(春三、夏一、冬一)その中冬の部に

秀根の厄年を賀して

雪を余所に年を算へん竹の節

とあるが、巴靜は延享元年秀根の二十二歳の時歿してゐるのだから、二十五の厄年の句ではない。従つて秀根は

十四五歳の頃には巴靜に就いてゐたとみうるが、それ以上何處まで溯つて然るべきかは知るべくもない。併しこの巴靜の歿後俳句をやつてゐた形跡はない。彼の古典趣味は、やがて俳句から冷泉流の和歌へ轉じていつたのであらう。

二、和歌 和歌に入つたのは、父秀世が冷泉家に入門した後の事らしいから、寶曆年間になるのであらうが、その後は終始冷泉家を離れなかつた。爲村の歿後は爲泰についた。

ワガマ、ニ三十一字ヲナラへ候へハ僻事ノミ多テ魔道へ落入識者ニハ被笑申候事也正風ニ心ヲ寄セ可申事也  
擬正風ト申事知レタル様ニテ風人ノ分チ難キ事ト承申候夫故世ニ申和歌ノ達人モ多自運ニ迷申輩十二八九ハ  
有之中古臺閣ニテ家定リテ二條冷泉ノ二流有之候へとも二條冷泉本同じく候家傳之書物并ニ正風ヲ正敷受傳  
へ有之候流ハ冷泉殿トッ承ル(紀典學に關する文書)

と益根が述べてゐるが、秀根も同じだつた。河村氏一族は皆眞淵流の萬葉ぶりは嫌ひだつた。秀根の歌を冷泉爲泰は評して

こつくりとしたる風躰ゆへよみ哥を人は面白かるましきなれとも思ふ事を其まゝ直に出るゆへよろし其通り  
によむへし哥數多くよむ事を好むとみゆ是もよろし(中略)染色にたとふれば(中略)萌黄のこつくりとして見さめ  
のせざるを好む人は萌黄をよしとする如し人々の風躰ことなれば也(初子記中)

と云つたと自ら云ふ。革新派の様な新鋭味は無論みられないし、冷泉流といつても嘗つてのその様な中世風の



つやもない。いたつて映えない歌である事は、前掲したものによつても知られるであらう。詩人ではなかつた。従つて用語もきまりきつた型にはまつてゐる事はいふまでもない。

三、音楽 雅樂を好んだこともこの一族に共通の事だつた。秀根は中にも笙を豊原順秋に學んだといふ。京へ上つた時、豊原家を訪ねて吹奏したりしてゐる。

四、漢學 漢學に就いては特別の記載は見られないが、時代が時代でもあり、特記してはないが、相當に讀んだ事は云ふまでもない。やはりこれもこの一族共通の立場で朱子學を排して古學、古註をとつてゐた事は「紀典學に關する文書」にいふところや「日本書紀集解」に於ける引用によつて考へていゝのであらう。江戸市ヶ谷の邸の一室に禁錮せられた時など、列子を讀んで徒然を紛してゐた。

五、書 これも特に誰についたとも云つてゐない。餘り上手な方ではない。

書ハ姓名ヲ記ニタルト申小伎ニ候ヘ共右ニ雅俗ノ二色有之善手跡ニテモ俗ト惡敷手跡ニテモ雅ナルト差別有之其位有之由心正シク候ヘハ筆モ自ラ正シク雅ナルト也(紀典學に關する文書)

と云つてゐるのは同時に秀根の意見でもあらう。子供の股根には廣橋大納言を師とさせてゐる事は考へ併すべきであらう。父の秀世や子の益根の方が達筆だつた。

この外に神道有職故實等を學んでゐるが、それらは既述したからこゝには省略しておく事にする。以上を通じて考へてみると、秀根には、時代としての宮廷文化を憧憬するといふ意味での古典趣味以上の教養は有つてゐな

いとはいへるであらう。この事は「日本書紀」の註釋事業に於いてもそのまゝに反映してゐる。秀根の理解しようとしてゐるのは、中古以來の宮廷文化で、日本書紀、古事記等を扱ふ場合にも、そこに中古以來の宮廷を支配してゐるものゝ淵源を求めてみるだけで、眞淵、宣長等の復古學の様に、古代を明かにしようとする意圖はなかつた、又さうは云はなかつた。神道とは天皇の御政道であるといふだけで、天皇と國家の誕生の由來を明かにしようといふのではなかつた。秀根にとつては現在する皇室だけで十分であつたのだ。その淵源する所がどうかから尊いといふ理由は要らなかつたのだ。それだけに理としては透徹しなかつたかもしれないが、實生活に於ては徹した皇室中心主義になつてゐた事は疑へない。宮廷文化の優秀性は、秀根にとつては理論的に求め得たものではないが、感情の基礎に浸みこんでゐるものだつた。それが「勅命」と「御用」との峻別にもなつて出て來るのだと考へておいていゝのであらう。

斯うして秀根は近世に於ける云はゞ宮廷文化主義者とでもいつてみてよからう。従つて研究に於いては失敗であつたかもしれないが、一個の人間として行動的には皇室中心に動き得る人だつたのであらう。思想家ではなかつたし理論家でもなかつたが、この實踐的基礎としての感情の規準が宮廷文化に在つた事が、「書紀集解」の事業となつたのだといはねばなるまい。而も何處までも近世的といふ條件は附きまつてはなれないものである事は云ふまでもないと思ふ。

秀根の著述は後掲の年譜に讓つて一切省略する事にする。



## 第三節 河村益根の生涯

「書紀集解」は秀根の著述として傳へられてはゐるけれども、前述した様に「書紀集解」といふ形態及びその註釋内容の最後の決定案を提出して、その完成の中心になつたのは寧ろ益根であらうと考へねばならない。刊本の奥に「益根考訂」とあるのはそのまゝに考へてはならぬものである事は、「書紀集解」の原稿をさへみずに歿した殷根の名をも掲げてある事からも考へられると思ふ。

## 一 益根の經歷

益根が生まれたのは、寶曆六年正月十二日、父秀根は退隱中の宗春の奥御番として再出仕してゐる時代である。父の年は三十四歳。兄殷根とは七歳違ひだつた。小字は鉞九郎、安永の事件の後に培二郎と改めた。號は乾堂と云ふ。詞華隱士と云つた事もある。

はつきりした事は傳へられてゐないが、殷根と同様に國典は父に學んだものであらう。漢學は岡田新川挺之についた。新川名は宜生、字挺之、通稱は仙太郎、新川といふのはその號である。幼少の頃より松平君山に師事して訓詁學を學び博覽強記を以つて聞え、君山門下に於いて詩には新川、學には恩田蕙樓、文には磯谷滄洲と稱せられた。君山學派は闇齋學派と共に名古屋城下の儒學を二分した古學派で、津金鷗洲からは融通の利かぬ學派と

して狂歌までによまれたりしたが、その君山學派の人々の博識は特異な色彩であつた。

斯うした詩に長じた博識の新川に就いた事が益根の生涯の學風を決定することになつた。益根の趣味、性格は秀根と全く同じと云つて然るべき型ではあるが、僅かに相違するところを求めれば、それはこの新川に學んだ事から派生してゐるといつていゝ。この相違が秀根に加つた時に「日本書紀集解」は自然と「書紀集解」へ轉換してゆくのであつて、そこに「書紀集解」に於ける益根の地位を求めなければならぬと思ふ。

「幼而聰明不凡」(尾張名家誌二編)と云はれた益根が、この君山、新川以來の訓詁學の知識を以つて安永の末年本格的に父の事業「書紀集解」を繼ぐわけである。爾來はつきりした日時は明かでないが、文化の初年までこの仕事に没頭したものと考へられる。

この間に益根は、父の家督を繼ぐ者として、八代藩主宗睦に安永八年八月廿三日に御目見をしたが、天明五年七月二十五日病氣に因つて御暇を願つて許された。寛政四年父の歿した後當然家督を繼ぐべきであつたが進仕の志を絶つて、深田氏(尾張名家誌二編。初編には渡邊氏とす)の子政俊を養つて秀根の嗣とし、女勢代に配して自らは一市井人になつてしまつた。その理由は唯「故あつて」とのみで明かではないが、出仕するよりは研究に没頭したかつたのであらうか。

「書紀集解」が終つた後には續日本紀以下の集解に手をつけて一まづ終つたのが文化十四年である。そしてこの翌々年十一月十一日、他家を訪ねてそこで發病し、駕籠で歸宅してその翌日六十四歳で歿した。父秀根の墓に並



べて法輪寺内に葬つた。(圖版冊二參 照二〇二頁)

その生涯に於いて、父秀根の供をして天明二年上京したのを初として、以後頻繁に入浴してゐる。その旅行の詩稿が「西游詩稿」「遊洛詩稿」「乾堂詩稿附入洛稿」などにまとめられてゐるが、それらには互ひに重複したものもあるが、それによつてみると、丁巳(寛政九年)以來、翌十年と文化四年、八年、十二年、十三年を除いては歿年まで毎年缺かさず入浴してゐる。年によつては年に二度も上京してゐる。

進仕の志を絶つて以來門弟を教へて暮してゐたらしいが、その門弟の詩をあつめて「社盟詩載」と號して五年目毎に刊行した。寛政四年を甲集として、九年に乙、享和二年に丙、文化四年に丁、同九年に戊と五回出した。その後の消息は分らない。

晩年の文化十三年から歿年までの四年間、毎年古式に式つて郷飲酒の儀を廣井郷社で行つてみた。「郷飲酒」はその模様を自ら記したのだが、その序に

夫郷飲酒者所以明長幼之序也、儀制令曰春時祭田之日集郷之老者一行郷飲酒禮使民知尊長養老之道(中)皇朝先賢既有此識以載於儀制以示其事及於後世未得此舉實爲缺典也今據儀禮折中其時所儀隨宜其禮器樂章雖不復悉備推禮云樂之意以從斯事也

と云ふ。自ら主人となつて老人を招いてこの舊慣を復活してみた。

又宮中に於ける久米舞は、廢絶に及んで年久しかつたものであるが、これが文政元年十一月の大嘗會に際して

勅詔によつて復活せられたに就いては益根の興るところがあつた。即ち尾張一の宮眞清田神社に傳へられた譜を益根がその筆策の師安倍季良に示したことに始まるのである。この歌譜は

尾張國中島郡眞清田神社司有稱三之權家、本姓眞清田古爲神主、家烏子笥中有稱搔立歌譜者、家不知爲何物唯爲神歌譜、先人一閱之知爲久米歌、寫以藏之、亡幾其家遭災一時爲烏有、(久米舞考證)といふ沿革のものであつた。

右久米舞久敷中絶有之候然處余與風得古譜立搔舞示安倍朝臣季良此奇則久米舞也、季良申御當職仙洞及御聽夫故久米舞御再興可出來秀良忠暉基壽及勅答如形可出來御受申上仍而被仰出今度始而御再興也 益根  
神武天皇武德舞久敷中絶至今復興時哉余不言功勳然者有時如此可嘆盛時哉季良來書附于此  
と久米舞再興の時の交名を載せた次に云つてゐる。その久米舞の顔觸をあげると、

舞人

忠 得 (左近衛將曹)

忠 恕 (左近衛將監)

則 是

近 信 (右近衛將監)

忠 暉 (右近衛將曹)

忠 惟 (右近衛將曹)

歌人



和琴

久敬朝臣（大和守）

笛

基壽

箏

季良（支蕃權助）

となつてゐる。「文政大嘗風俗等交名（附久米舞 再興來書）」（神習文 庫藏）はこの時の安倍季良より益根の所へ來た書簡の寫が載せてある。

以上の益根の事歴からみただけでも、その基本的な方向が、秀根と同じ様な中古以來の宮廷文化復興に向いてゐる事が考へられるのだと思ふ。これを廣い意味での江戸時代の古典復興の一翼としてみれば、別に當時に於いても不思議はないわけである。それに漢學者といふ條件を加へてみる時、益根の行動は一通り説明はつくものである。その「孝經鄭註」の刊行は、その漢學者としての面が表に出て來た場合の一端であらう。

「孝經鄭註」の沿革に就いては、その方面の解題をみて貰へばいゝし今改めて云ふまでもなからうが、孝經に今文十八章と古文二十二章との二系統があり、前者に鄭玄の註があり、後者に孔安國の傳があつて、註釋もこの鄭註と孔傳とが二大系統として優劣を學派によつて争つたのであつた。この鄭註も果して鄭玄の作かその孫鄭小同の作かは問題とされ又孔傳も孔安國か劉玄か王肅かと問題になつてゐるが、古來鄭玄註孔安國傳として云傳へられて來た事は一樣であつた。この今古文の論争の結果、開元七年玄宗皇帝の御前に論議をし、一旦鄭註の勝利となつたが、同十年御註孝經が出来上つて以來これが勢力を得る事になつた。この御註孝經を石に刻んで首都長安

に建てたのが所謂石臺孝經である。

この鄭註は支那に於いては早く亡んでしまつたのだが、我が國に存したので圓融天皇の永觀年間に入宋する東大寺僧齋然に託して今文鄭註を宋の太宗に贈つた。併しそれも宋末金・元の亂の間に再び亡びてしまつた。我國に於いても清和天皇貞觀二年の詔に於いて御註を以つて原則とすることになつて後御注の用ゐられる事多く、鄭註は平安末期には亡佚してしまつた。然るに唐の貞觀五年に魏徵が勅を奉じて撰んだ「群書治要」五十卷の第九卷に引用されてゐる孝經が、他書に斷片的にだが引用されてゐる鄭註と吻合することが分つて來てこゝに鄭註は復活することになつたのであつた。

寶曆三年正月、良芸之、號は華陰が先づ「孝經鄭註」一卷一冊を刊行した。これはその序に「齋然之遺本」と稱してゐるが、他書に引用される鄭注と合せざるを以つて偽書とされてゐる。（石濱純太郎「良芸之校刊の鄭註孝」が明經「支那學」第二卷第十二號参照）が明和二年春には松平孤龍が「群書治要」卷第九の孝經を鄭註と知つて、今文孝經の校勘に使用してをり、又安永五年に歿した宇佐美惠（號澗水）はやはり「群書治要」所收鄭註殘缺と經典釋文所收の孝經音義と劉玄の義疏とを合刻せんとした事もあり、鄭註の存在は殘缺ながらその姿を明かにして來つゝあつた。益根はその「群書治要」所載の鄭註孝經十七章を板にして初めて再興したのであつた。その序によれば寛政三年辛亥冬至といふ。併しこの刊行は「遂刻于家塾、以示同好」といふ程度であつたので「庶幾遂行天下、家貯一本、人知孝悌、以助教化、猶如寧樂時也」と云ふ希望は何處まで達せられたものか明かではない。この後僅か三年にして寛政六年正月、益根の



師、岡田新川は名古屋書肆永樂屋東四郎から「孝經鄭註」として同じ内容のものを刊行し、これを翌年近藤守重（正齋）が長崎へ赴くの託した。この新川の刊本が支那に傳へられ、清の嘉慶六年（享和元年）鮑廷博の「知不足齋叢書」に重雕せられて一般に知られるにいたつたのであつた。新川と乾堂とは師弟の間でもあり、その功をいづれにおくとしてもいゝのではあるが、刊行した事を功の一つに數へるならば乾堂を以つて第一とすべきであらう。新川にその功ありとされるのは、「知不足齋叢書」に再刻された事によるもので、順序からいへば乾堂に歸して然るべきものであらう。

## 二 益根の學風

以上が益根の經歷乃至は事蹟の大要で、之を要するに益根は何時頃からか明かではないが、漢學者として塾生を指導して生涯を終つたわけであり、その残した仕事としては父の遺業としての「書紀集解」が最大のもので、漢學者としての仕事は殆どすべて斷片的なものに終始してゐるといはねばならない。そこに漢學者でありながら特異な地位にゐたことを考へねばならない。

古學から組立てた理論ではなくして眼前の皇室に傾倒した所から出發した國體論を有つてゐる彼にあつては、堯舜の道は異國の道ではなかつた。「刻孝經鄭註序」に

孝者百行之本、五教之宗、故自天子至于庶人、未有不由斯道而成其德者也

と云つたが、この立場は君山學派傳統の孝經尊重論に由來してゐるのではあるが、それは日本人の中に消化された道として論じてゐるものであつた。故に彼はこの序に於いても續けて天平寶字元年四月

古者、治民安國必以孝理、百行之本莫先於茲、宣令天下家藏孝經一本、精勤誦習、倍加教授（下略）  
といふ詔の發せられたことから説起して、如何に孝經が皇室に於いても民間に於いても尊重せられて來たかといふ沿革を述べて、この書を刊行する所以は、

庶幾遂行天下、家貯一本、人知孝悌、以助教化、猶如寧樂時也

といふにあるとするのである。「偶談」に於いてもまづ冒頭に

人の行實孝悌の道より外なし

と説き出すのである。この人とは云ふまでもなく日本人を對象としての言葉であつて、その道として孝悌の道を説くのである。益根に於いてはそれが皇室に於いても國民に於いても常に尊重せられて來た以上特に日本人の道と矛盾衝突することは考へてみる餘地さへ残つてゐないのである。支那の經史を學ぶことも

漢儒經書の註詁訓といふ孔穎達疏に詰者古今異言通之使人知也と有て其字義にくわしく通るを云詁訓を疎にして誼を先にするは宋儒也まして此方の言と字とは異れば詁訓を疎にしては其誤多し字義にうとく精密ならざれば義にそむき古書に通しかたく文章を著にも誤つて字を下す（偶談）

といふ日本の文字文章の特異な事情を考慮にいれて、その角度から云つても學ばざるを得ないものとするのであ



る。従つて彼は國學者達の様に皇國の道、漢土の道といふ區別はたてなかつた。この益根の態度の如きは、眞淵や宣長の古道説を知つてゐる我々からみると、彼此混同した不徹底な議論のやうに見えるが、益根の時代に於いては當然のことであり、又それ以外に具體的な考へ方は存在し得なかつたのである。それ程に儒教的な考へ方は時代思潮として一般國民の中に浸潤してゐたし、殊に武士の世界に於いてはそれが強かつた。彼等にとつては孝といひ悌といつても、その具體的内容として考へうるのは、日本人のそれであつて支那人のそれではなかつた。孝とか悌とかいふものを民族によつて行ひ得るもの得ないものといふ區別をしようとはしなかつた。又その方が正當な理解であつたわけである。

凡學者在於此土、歷代典章不可不知、而近來儒者無有知之、不得稱眞儒、不讀六紀十二典、不能知典章事迹制度、余分科六、曰紀典、曰儀註、曰政事、曰職官、曰輿服、曰古語、倘不能通涉者、不得稱學者(家塾錄)といふのもこの立場に於いて何の奇異も抱かずして彼は云ひ得たのであつた。従つて彼は眞淵や宣長のやうに皇國の道、異國の道と分けて道をたてる理由はどうしても理解しかねたのである。直接古道説に觸れた個所はないが、「記事珠」の中に「海量」といふ條下に寒巖海量を評して

歌は加茂衛士が流を好て萬葉體とてよめり、衛士か此土の古言古意をたとひける志をうへもなき事と心得て歌よめり固陋の事といふへし衛士を破すればはらちていかる笑へし、書出す哥に足曳の山は山さちいさなとる海は海さちをのかさま／＼かやうの哥をよみてよきとおもふ固陋のつひへなり

又「本居宣庭の哥」といふ條に「雪とみるのへの月かけ分行は蟲の聲さへ跡やつくらん」を評して(マ、)聲のあとつくとは何事にやかやうのこと云ちらしたるあさましき事也田舎老なるもしらざる心自あらはれると云つてゐる。ひどい歌を選び出したもので、これを以つて全般を推すことは出来ないが、併しこの學派に對して好感を有つてゐない事は明かであつた。斯うした批評は漢學者に對しても發せられるのであつて、宋學に對しては隨處にみられるが、賴山陽に對しても云つたことがある。

此ノ年間(註、文、化十年)賴三陽翁適マ尾張ニ來リ吾家ヲ訪フ、正封及正翼城南前津ノ別墅ニ迎饗シ其旅情ヲ慰ス當時學者亦夕陪飲シ劇談スル數夜(中)藩儒乾堂河村益根之ニ陪シ翁ノ劇談ヲ聞キ竊ニ翁ニ告テ曰ク足下辭氣壯烈溫柔ニ乏シ故ニ言論決語多シ請フ少ク寛ナレト翁冷笑唯唯タリ、ソノ退去ニ當リ諸生ニ告テ曰ク河村先生トカニモ能ク傳ヘヨト、其氣象屈セサル想見スベシ(淺井家譜大成、正封の條)

この最後の一句はその編者國幹淺井正典の批評でとるに足らぬものであるが、益根にしてみれば、王事國事を論じて、日常の行狀が奇矯に互るならばそれを以つてその資格なしとしてゐるのであつて、彼の「國體君臣道」といふものは、日常の行狀が節度にならなつてゐることをも含んでゐるものであつて、王事國事を大言壯語してゐれば、日常の言動は粗暴でもいゝといふものではなかつた。従つて皇國の道、異國の道と分けて異國の道を攻撃する理論は、宋學の場合と同様空理空轉するものとしか考へられないのであつた。古道が如何なるものであつたにしても、眼前の國民をみる時、孝悌の道、堯舜の道を以つて導く外はないと考へざるを得なかつた。上皇室に



於いて尊重せられた儒佛の道をとかくいふのは却つて違勅の罪にもならうと云つた秀頼、秀根の言葉は益根の中にも同じ様に命脈を有つてゐるのである。眼前日常の問題と結合してゐないものは空論としてしか考へられないのであつた。

かうした理解に立つてゐるのであるから、彼は漢學者ではあるが、その仕事としても漢學、倭學の區別はしてゐない。その生涯に於いて、四書五經の註釋を一部残すでもなく、唯父の遺業を繼承完成して終つたのは當然のことであつた。特に華々しい議論も残してゐない、くすんだ學風であるが、それだけにその仕事と議論とはその日常生活としつかりと結合してゐた。その儒教は日本人の道になつてゐた。それが儒教の理解の仕方としても當然の事であつたのだ。

斯うした益根の學風を知つてみる時、我々は「書紀集解」の特異な形態と内容とが、益根と如何に密接な關係を有つてゐるかもはつきり理解出来るのであらうと思ふ。益根からみれば、日本書紀の本文が漢唐訓詁學者の研究對象であつた所謂古文辭である事は、その専門であるだけに不思議ではないと共に、古來の訓をなれてこれを理解する事も無雜作に出來たのであつた。又従つて父秀根が求め得ないでゐる註釋方針も、自分の専門とする訓詁學を以つて打開し得る事も別に頭を悩ますまでもなく思ひ附いた筈であり、その事に生涯を費して悔いもしない筈であつた。漢學者としては何もまとまつた仕事も残さず、又國典の研究に於いても父の驥尾に附してゐた程度で、いたつて映えない益根ではあるが、「書紀集解」を解剖し、その成立の過程を検討してみると、この書は

益根なくしては決して完成しなかつたのみならず、日本書紀研究が軌道に乗るのには更に長い歳月を俟たねばならなかつたのであつた。秀根の「日本書紀集解」は篤實無類の仕事で、その努力も大きかつたことではあらうが、散漫な諸註大成に終るのが落であつた。その草稿に云ふ如く「河村秀根輯」に盡きるところであつた。それに「集解」としての独自の様式と内容を與へる註釋方針を決定したのは、何といつても益根の參劃獻言の結果であつた。

「書紀集解」には事件に對する解説は簡單なものながら附けてあるが、辭句の方は出典をあげるだけで何の説明もない、その點は、たとへば「古事記傳」の如き詳密な註釋書に比較する時、物足らぬ感もないではないし、非常な不備であるやうにも考へられるが、益根にしてみると、短い出典をあげるだけでその背後に廣大な視野をも考へてゐるのである。益根はさうした啓蒙的な註釋書を作らうとも考へなかつたし、必要であるとも考へてゐなかつた。學者が和漢の學を兼ねてゐる事は當然のことで、この註釋書に就いてその不平を洩す者は既に「不得稱學者」であつた事はその「偶談」や「家塾錄」によつて明かであつた。如何にも武家育ちらしい氣位の高い註釋書であるには違ひない。

終生著述の上では父の名の蔭に隠れて姿を表に立てゝゐない存在ではあるが、「書紀集解」が日本書紀研究史上に新しい生命を吹込んだとしたならば、「書紀集解」にその生命を吹込んだのは益根であつたと考へねばならぬ。それは飽くまでも父を表に立てゝゐた益根の素志に反するかもしれないことではあるが。



## 三 益根の子孫

益根の歿する時にも男の子はなかつた。妻は小田切氏。名は幸と云つた。天保七年丙申正月十八日歿した。法號は法壽院妙幸日融法尼と法輪寺内の墓碑にある。この法號によると、年ははつきりしないが、益根の歿後にも出家剃髪したものかもしれない。この妻との間に勢代といふ女の子がゐた事ははつきりしてゐる。又「乾堂先生遺稿」(帝國圖書館藏)によると丁丑(文化十)四年)入洛稿の中に

第四女嘗爲左丞相夫人侍女不相見六年此日(六月廿八日)會雙林寺

莫驚顔面變 冰雪六年移 只見新粧異 宮中兩畫眉

とあるのによると、少くとも四人の女があつた事になる。父秀根の歿した後は養子政俊を以つて家督を嗣がしめたといふ。政俊は字士良、又龜吉、別號珠淵、「珠淵詩稿」がある。政俊は渡邊氏ともいひ深田氏ともいふ。共に細野忠陳の説であるが、深田氏とするのは忠陳としては訂正した版に云ふ所である。それに従へば、恐らくやはり名古屋の儒學の家として名のある深田氏であらうか。深田氏は、堀杏庵に師事した正室圓空に始まり、明峯、その養嗣子慎齋、厚齋その弟九臯、香實、精一と續いた家である。この中香實は岡田新川に就いて詩を學んだ人で益根とは同門であり、又佐市厚齋は秀根とは和歌の上での交際もあつた人である。「尾張名家誌」に益根の傳を書いた細野忠陳要齋は香實の門人である。恐らくはこの深田氏であらうが、政俊は益根を繼ぐには器量がたりな

かつたのか、その名は諸傳を参照してみたが、知る事が出来ない。唯「乾堂先生遺稿」によれば、己卯年(文政二年)一月十一日頃の詩として

家弟政俊加祿

廿年爲右史 加祿沐君恩 不必稱門地 賢才待子孫

とあるから、その仕事だけは凡の見當がつく。家弟とあるのは、秀根の家督を繼がしめたからであらう。政俊が益根の家に入つたのは、秀根の歿する以前らしいがはつきりはしない。寛政四年七月小右記の補寫をしてゐるから、この時は河村家の人になつてゐた事は明かである。安永七年の生れであるから寛政四年は十五才である。

政俊と勢代との間に久吉とも吉太とも云つた秀嘉字伯量と、その弟の添吉と云つた秀璠とがあつた事は、「郷飲酒」や「社盟詩載」などで分る。この孫にも漢學を教へたらしいが、その名も後世には殆ど聞えてゐない。一つには秀根、益根の學風が特異なものであつたためであらうが、河村家の家學紀典學は益根に終るといつておいていゝのであらう。その門人も「社盟詩載」だけでも四、五十人の名がみえるがこれといふ後生に名の聞える人はなかつたらしい。その特異な學風の絶えた事は惜しむべきであらうが、弟子から弟子へと傳はる時、とんでもない墮落を發展だと思ふ弟子が出て來るものだから、却つてその方が秀根、益根にとつては幸ひであつたかもしれない。



## 餘言

「書紀集解」開題として、その成立するまでの事情を中心として述べ、併せて秀根、益根の傳にも觸れたのであるが、繁簡も宜きを得ず、未熟の揣摩臆測もあらうと思ふが、各位の忠言によつて後考を期することにし度い。中にも名古屋郷土史家の忠言を期待したいと思ふ。

河村氏の日本書紀研究の方法は、具體的にこの書で何處まで實現されたかとなると不備もあり、破綻もあらうが、古今獨歩のものであつたと云はねばなるまい。だがそれは後人には理解もされず、「書紀集解」は引用されても、單に出典検索の便にされたり、總論の部分だけがとられたり、或は甚だしきにいづては「書紀集解」の寧ろ第二義第三義とした傍訓を引用されたりするに止まることが多かつた。換言すれば、その特異なるが故に、勝れたものと云はれながら、使ひきれないで今日にいたつてゐるのが「書紀集解」である。さうなつたに就いては、その方法が獨自にすぎた事と、その學問を繼承する者の斷絶した事とに在つたのであらうが、思へばその方法は日本書紀研究としては正當な手順であつたといはねばならない。日本書紀の研究は、秀根、益根の後と雖も常に行はれて來たが、その研究の基本的方向は古事記を標準とし、「古事記傳」の理解を標準として、それに近づける方向を辿つてゐた。それは「古事記傳」といふ業績の効果とその門下の手で研究が行はれたことゝに大きな理由

があつた。だがそれでは研究としては日本書紀に即した方法といふ事は出來ない。日本書紀の研究は日本書紀に即して行はねばならないものである。その漢文的な修飾の部分と雖も決して宣長の云つた様に、支那の眞似、支那人の歡心を買ふために作られたものではなかつた。日本書紀は日本書紀として独自の様式と主張とを有つてゐるのである。いやしくも一國の正史がそんな醜態の下に述作される筈のないもので、さう考へる事自身が古道の名に於いて祖宗を侮辱するものであつた。日本書紀は、當時の最も新銳の方法を以つて撰上されたものであつた筈である。漢文體をとり、漢文的修飾を有つてゐる部分と雖も、古事記とは違つた様式に於いて國家としての主張を有つてゐるのである。勝手に自分の方式を前提としてそれに符合しないから歪曲してゐるとしてしまふことは却つて古典を損ふものである。むしろ自分自身の方式を動かすまいとするエゴイズムを先づ成算すべきである。さうしてみる時、この河村氏の樹立した、少くとも主張した研究方法はもう一度とりあげられなければならないものであらうと思ふ。

併し斯う云つたからとて、河村氏の方法が完全なものだといふわけではない。不備もあれば破綻もある事は、その結果としての「書紀集解」に現れてゐる通りである。その最も大きなものといへば、二三の例で考へておいた様に、中世的な神代紀解釋を捨てようとしてその方は大體に成功したけれども、他の一方では近世的な時代思潮の中で理解をしてゐることであらう。この事は、無論秀根、益根及びその周圍の人々が儒教的教養をうけて來た所に胚胎するものには相違ないが、だからと云つて儒教を捨て、この弊は救はれるものではない。それは中世の



雜密的佛教に立つ理解を捨てようとして、こゝに到つたことを考へてみれば自づと明かなことであらうと思ふ。中世人にしても近世人にしても、その人をして云はしむれば、孰れも自分で最も正しいと思ふ觀點に立つて理解して來たのであるが、その觀點が皆狂つてゐたのであつた。同じ事が凡ゆる人の觀點に就いて云ひ得るのだと思ふ。古道論者はその古道の故に日本書紀を古事記に牽き寄せようとするし、西洋神話學者はそれによつて神代史を理解しようとする。いづれも正しいといふ事は出来ないものである事は云ふまでもない。日本書紀の研究としては日本書紀に即して理解してくれなければならない。その結果が古事記や西歐の神話とどう關係するか、又現代とどう關係するかはその後の事である。時間的には同時であらうと、或は前後しようとしてそれは構はないとしても、手順としては第二段第三段の仕事となるべきものである。日本書紀に即してゆかうとする時、一切の自分流の觀點を有つてゐてはならないのである。所謂儒教的、佛敎的、乃至は神道的、古道的な觀點、一切が否定されなければならない。況してや西歐仕立の世界觀の如きは最も合はないものである。換言すれば何も有つてゐてはならないのである。技術としては國語學的技術、訓詁學的技術、神話論的技術、考古學的技術、土俗學的技術と凡ゆる技術が動員される事は差支へないし、又それらを驅使しなければならない事はいふまでもないが、如何なる技術と雖もその技術を正當にすると否とはそれを使用する人自身に在る事を知らねならない。秀根の場合にしても、自分で字義を知らざる時は宋學の如き無制限の飛躍をした空理に墮ちると云ひ乍ら、自ら字義を超えて儒教的に附會した理解をするのである。危険なのは技術ではなくて、その技術を使ふ研究者自身である。どんな

研究者でも、自分の有つてゐる觀點を間違つてゐると思つてゐる者はゐない。間違つてゐると思へば捨てゝゐる筈である。中世の研究家にしても、契沖にしても、宣長にしても、秀根にしても皆間違ひはないと思つて間違つた結果を出して來たのである。この點に於いては、近世と雖も中世と同じ間違ひをして來たのである。それは人間の有つ共通の弱點の曝露してゐるものである。だが共通だからと云つてそれを是認してゐては何時まで経つても堂々廻りをしてゐるにすぎない。現代に於ける研究は、まづこの原因とその是正の方法を發見する事から始まらねばならないのであらうと思ふ。さもなくば、たとへ秀根、益根の主張する方法が正確なものであり、それを再びとり上げるとしても、又別の誤つた結果を曳き出す恐れがある。

第三者として批判すれば、中世の研究手法も近世のそれも、技術的精疏は暫く別としてその研究態度としては共に失敗であつたといはねばならない。その解決點を何處に求めるのかといへば、中世に據ることも近世に頼ることも許されないが、近世を救はんとすれば中世に還り中世を捨てんとすれば近世に墜する恐れがある。近代の研究をみるに、稍もすれば近世的合理主義、實證主義的方法の行詰りから反轉して奔放なる形而上學に據つて動かんとしてゐる形勢は見える。だがそれは中世の愚を再現するにすぎまい。問題は形而上學の突破に在る。研究者各自の抱懷する理念や主義や世界觀の打破にある。一括して論ずれば自己といふ概念妄像を捨てるに在る。河村氏の辿つた破綻はそれを我々に訓へてゐる筈である。



河村秀根、益根略年譜

享保八年 卯(二三八三)

中御門天皇

德川 吉宗

德川 繼友

秀根 一歳

經 歷

著 述

書 寫

參 考 事 項

○十、十二、秀根名古屋に生まる。○秀興(後に秀頼)六歳。

享保十八年 丑(二三九三)

中御門天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十一歳

○十一月、慧運院(宗春嫡男)國丸の小姓となる。御切米五拾石、五人扶持、江戸へ下る。

○九、八、天野信景歿73○是年、本居宣長四歳。

享保二十年 卯(二三九五)

中御門天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十三歳

○九、九、慧運院早世(江戸詰)

○三、廿一、御讓位、同日受禪。

元文元年 辰(二三九六)

櫻町天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十四歳

○二月、表(宗春)御側御小姓被仰付。

書寫 ○十一、十三、六根清淨大戒講義(天足彦門人藤原敬彦秀興)

○三月、名古屋城下遊女町、劇場等を縮小す。○三、廿八、幕府類聚國史を改訂せしむ。(十一、卅、刻成る。○四、廿八、改元元文○九、十七、神道五部書說辨(吉見幸和)成る。○七、二、荷田春滿歿69○七、十七伊藤東涯歿67

元文二年 巳(二三九七)

櫻町天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十五歳

○三、廿五、江戸發足、歸郷。

○十二、六、安積覺(澁川)歿82○是月、北島具信「紅毛天地二圖説」を著す。

元文三年 午(二三九八)

櫻町天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十六歳

○三、一、於御城元服、宗春手づから鉄をとる。○三、五、名古屋發、御供で江戸へ下る。

書寫 ○仲禮、俗談問答(秀辰門人藤原唯彦秀根)○九、十五、神代卷含牙抄(天足彦門人藤原敬彦秀興)○十、十九、中臣祓釋義(天足彦門人藤原敬彦秀興)

○八、二、上島鬼貫歿87

元文四年 未(二三九九)

櫻町天皇

德川 吉宗

德川 宗春

秀根 十七歳

○正、十三、麴町御邸へ赴き、宗春の側に勤む。(一三、四)○九、廿二、

書寫 ○水無月、多賀紀行(投杖堂敬彦秀興)(寛保三年とも見ゆ)○八、十四、

○正、十二、德川宗春謹慎を命ぜらる。松平義淳(後に德川宗勝)襲封。



宗春の供で木曾路を歸郷○十二、十四、御役御免、普請組合となる。○四、十九、父秀世知行の内百石を召上げられ御馬廻組仰付らる。(宗春退隱に關して)

少彦名命和置口傳講義(下部正統天足彦門人、藤原敬彦秀興)○仲冬、日本書紀神代卷講義上卷(藤原唯彦秀根)

元文五年 庚申(二四〇〇) 一七四〇〇

櫻町天皇 德川 吉宗 德川 宗勝 秀根 十八歳

書寫 ○二月、兩刀傳講義(天足彦門人投杖堂敬彦)○彌生、三種神寶傳(天足彦門人投杖堂秀興)○卯月、玉戈(天足彦門人投杖堂敬彦)○初夏、中流、玉戈(天足彦門人、藤原唯彦)○初夏、正統錄(三辰磨門人投杖堂敬彦)○五月、神道大意(天足彦門人投杖堂敬彦)○閏七月、正統錄(三辰磨門人唯彦)○十、吉日、中臣祓再篇講義(洗眼堂唯彦)○是年、日本書紀神代卷講義下卷(藤原唯彦)

○七、廿五、群書治要大藏一覽、文庫に收まる。○九、青木敦書古文書を甲斐に探訪す。

寛保元年 辛酉(二四〇一) 一七四〇一

櫻町天皇 德川 吉宗 德川 宗勝 秀根 十九歳

書寫 ○正月(一三年八月)神體勸請並 ○正、廿九、三宅尙齋歿80○二、廿七、

星祭傳(河村唯彦三千磨)○初夏吉日、神體觀請星祭傳講義(三千磨)

改元寛保○三、十五、青木敦書、武藏、多磨、秩父に探書○是月、野呂元丈阿蘭本草和解を著す。

寛保二年 壬戌(二四〇二) 一七四〇二

櫻町天皇 德川 吉宗 德川 宗勝 秀根 二十歳

○六、廿九、於田原忠左衛門宅中臣祓返講畢(雜識)

書寫 ○仲夏、清火委曲抄(天足彦門人河村敬彦)○菊月、婦人得道辨(足彦門人秀根)○十月、多賀紀行(門人ひてね)○十二、正統錄(ぬし、秀根)

○三、一、青木敦書關人を訪ふ。○四月青木敦書、武相豆遠參に探書。

寛保三年 癸亥(二四〇三) 一七四〇三

櫻町天皇 德川 吉宗 德川 宗勝 秀根 廿一歳

○四、八、於林淺右衛門宅福本八十彦に入門○五、二、多田義俊に入門○六、廿一、神代卷返講(田原?)○八、二、多田義俊内入門誓状案を作る。○九、八、秀興の長女八代生まる。(一明和九年)○十二、十一、日本紀神代卷口傳(多田義俊)の書寫を許さる。

書寫 ○二、七、豐受皇太神御鎮座本記鈔(秀根)○二、十八(十一、廿三、講義了)神武卷講義(秀根)○二、廿五、兩刀祕傳講義(藤秀根)○六、七、三種神寶傳口義(秀根)○十、五、多賀紀行(投杖堂敬彦)(元文四年とも)

○是年、宗勝名古屋先聖殿を重修し、釋菜禮を再興す。

延享元年 甲子(二四〇四) 一七四〇四

櫻町天皇 德川 吉宗 德川 宗勝 秀根 廿二歳



○十二、廿一、吉見左京大夫に入門○十一、二、秀興長男鎌太秀芳生まる。(寶曆二年)

書寫 ○正、十九、神代紀講義(秀根)○四、十八、尾張國民部省圖帳(秀根)○五、七、類聚國史(秀根)○五、十一、ぬなは草紙(秀根)○六、五、伊勢選宮貞和御飾記(但延保元とあり)(秀根)○六、七、薦河風土記(秀根)○六、十七、神代紀講義下(秀根)○八、四、二判問答、(秀根)但、延寶甲子とあり○九、十、尾張國熱田大神縁起(秀根)○十、廿、源語秘訣(秀根)○十一月、神宮正中御飾記(秀根)

○二、十九、太田巴靜致69○二、廿一、改元延享○九、廿四、石田梅巖致60○是年江戸神田佐久間町に天文臺を建つ。

延享二年 乙丑(二四〇五)

櫻町天皇

德川吉宗 德川家重

德川宗勝

秀根 廿三歳

○二、十三、吉見幸和より裝束故實相傳をうけ誓狀を書く。○四、廿三、多田義俊より門人教示を許可せらる。(秀興も同時)

著述 ○十二月、撰類聚國史考初稿(恭軒門人秀根) 書寫 ○二、十四、榊葉日記○三、五、永正記○三、十、和歌採姫式○十、廿九(一三年、七、三)類聚國史(秀根)

○三、三十、幕府、古記録、日記を蒐集す○九、廿五、吉宗辭職○十一、二、勅使東下、德川家重將軍職に就任(寶曆十、五、十三)○同日、八文字屋自笑致。

延享三年 丙寅(二四〇六)

櫻町天皇

德川家重 德川宗勝

德川宗勝

秀根 廿四歳

○二、廿三、吉見幸和より學流を弘むる事を許可せらる。(秀興も同時)

著述 ○二、十八、日本書紀撰者考草稿(秀興)○九月、牛頭天皇配素尊辨、荒魂和魂辨、夷大黒辨を國學辨疑のため

に執筆(秀興)○十一月、撰類聚國史考訂正再稿(秀興秀根) 書寫 ○正、十七、裝束圖式傍註(秀根)○二、十、類聚三代格(秀根)○二、十、廿九(一七、三)類聚國史(秀根)○十一、六、神祇官年中行事(秀根)○十一、廿二、日本書紀曆考(秀根)○十一、廿二、尾張國內神名帳參考本國神名帳(秀根)

延享四年 丁卯(二四〇七)

櫻町天皇

德川家重 德川宗勝

德川宗勝

秀根 廿五歳

著述 ○春、日本書紀撰者辨刊行(秀興と連名)○三月、神賀詞俗解執筆(秀根)○仲冬、延喜式祥瑞式集傳(秀根) 書寫 ○正、十一、太神宮雜事記(秀根)○三、十五、類聚神祇本源、二部(秀根)○五、十五(一寛延元、五、廿)日本紀考(秀根)

○三、上巳、日本書紀通證成る。(例言)○五、二、御讓位、同日受禪○五、卅、太宰春臺致68○八、十五、板倉勝該細川宗孝を殿中に刺す。○九、廿一、天皇御即位○杪冬、六々菴句集刊行せらる。

寛延元年 戊辰(二四〇八)

桃園天皇

德川家重 德川宗勝

德川宗勝

秀根 廿六歳

著述 ○正月、神學辨(秀興と共著)○正、廿九、延喜神名式集解(秀根)○四、三、一八、一八、日本書聚財第七(秀根)○

○二月、尾州藩、學問所設立許可(明倫館)○七、十二、改元寛延。



寛延二年 己巳(二四〇九)

○九、四、長子股根大津町二丁目(現二丁目)に生まる。○十二月、奥組仰付けらる。

季秋日、首書神祇令集解卷第七刊行(秀興と共著)  
書寫 ○三、四、類聚雜要抄(秀根)○三、廿八、代始抄(秀根)○(延享四、五、十五)五、廿、日本紀考(秀根)○五、廿九、政事要略第廿七、第五十三、第六十一、第八十一、第八十四、(秀根)○閏十、十八、令書聞書(秀根)○閏十、廿一、法曹至要鈔(秀根)○十、廿六、節抄(秀根)○十二、廿六、倭姫命世記講述鈔(秀根)

○十一、十五、宗勝、明倫堂の額を與ふ。

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 廿七歳

寛延三年 庚午(二四一〇)

○正月、病氣に付御役御免、普請組密合となる。

書寫 ○正、十七、裝束圖式書入書寫(秀根)○二、廿六、女官志(秀根)○五、十四、衛禁律校合(秀根)○十、廿六、裝束飾抄(秀根)

○九、十二、多田義俊致53

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 廿二歳

寶暦元年 辛未(二四一一)

○四、廿四、谷垣守と逢ふ。○十二月、秀世退隱○十二、廿一、秀興家督を繼ぐ。○秀世この頃冷泉家に入門(連壁集云、寶暦のはしめならん)

著述 ○懸運世子主背記(秀根)  
書寫 ○六、十八、増益辨下鈔俗解上(秀根)○六、廿、増益辨下鈔俗解下(秀根)○十、十、有職私記(秀根)○十一、六、(但し寛延四年)江談抄校了(秀根)

○六、八、神武紀蒙訓鈔(吉見幸和)成る。○八、三、荷田在滿致46○十、廿七、改元寶暦。

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 廿九歳

寶暦二年 壬申(二四一二)

○四月、宗春の奥御番仰付けらる。○七、十三、秀興長男鎌太秀芳致9

書寫 ○三、十三、古事談(秀根)○十二月、職原鈔祕解(秀根)

○是年、宗勝松平君山に命じて張州府志を撰ばしむ。

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 四十歳

寶暦三年 癸酉(二四一三)

著述 ○十一月(寶暦七、九)百首和歌(秀世)

○正月、良野芸之、孝經鄭註一卷一册刊行

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 三十一歳

寶暦四年 甲戌(二四一四)

河村秀根 益根略年譜

桃園天皇 徳川 家重 徳川 宗勝 殷秀根 三十二歳



○二、廿七、秀興次女由佐生まる。(一  
明和九年)

著述 ○二月、河村秀世六十賀詩歌(秀  
興編)

○閏二月、山脇東洋等京都にて罪囚の屍  
體を解剖す。○十、十一、宗春下屋敷  
へ移る。

寶曆六年 丙子(二四一六)

桃園天皇 徳川家重

徳川宗勝 秀根 三十四歳  
殷根 八歳益根一歳

○正、十二、益根生まる。

○十、廿一、竹田出雲掾歿64

寶曆七年 丁丑(二四一七)

桃園天皇 徳川家重

徳川宗勝 秀根 三十五歳  
殷根 九歳益根二歳

○八月、宗春の御小納戸並仰付けらる。

著述 ○(寶曆三)九月、百首和歌十ヶ  
度(秀世)

○正、廿三、竹内式部講書の事を調査○  
九月、神田天文臺を廢す。

寶曆八年 戊寅(二四一八)

桃園天皇 徳川家重

徳川宗勝 秀根 三十六歳  
殷根 十歳益根三歳

○七、廿三、竹内式部拘せらる。○同廿  
四、正親町三條公以下罰せらる。

寶曆九年 己卯(二四一九)

桃園天皇 徳川家重

徳川宗勝 秀根 三十七歳  
殷根 十一歳益根四歳

著述 河水問答この年に始まる。(明和五  
年参照)

○竹内式部重追放に處せらる。

寶曆十年 庚辰(二四二〇)

桃園天皇 徳川家重

徳川宗勝 秀根 三十八歳  
殷根 十二歳益根五歳

書寫 ○七、八、御即位見聞私記(秀根)

○五、十三、家重辭任○九、二、家治就任。

寶曆十一年 辛巳(二四二一)

桃園天皇 徳川家治

徳川宗勝 秀根 三十九歳  
殷根 十三歳益根六歳

○孟春吉曜、高田清將より手爾於波傳  
を傳授さる。○季冬吉曜、詠歌大本  
三儀祕訣を高田清將より傳授さる。  
○二、三、秀興嗣子秀俊生まる。

○四、廿六、吉見幸和歿89○四月、宗春  
祖廟に詣づるを許さる。○六、廿四、  
宗勝薨、賢隆院57○八月、宗陸襲封。

寶曆十二年 壬午(二四二二)

桃園天皇 徳川家治

徳川宗陸 秀根 四十歳  
殷根 十四歳益根七歳

○卯月吉辰、かなつかひ大概を高田清  
將より傳授さる。

書寫 ○四、十三、女官衣服鈔(秀根)○  
七、廿九、年中行事細記(秀根)

○七、廿一、崩御○七、廿七、踐祚○八、  
十三、山脇東洋歿58○冬、日本書紀通  
證刊行さる。

寶曆十三年 癸未(二四二三)

後櫻町天皇 徳川家治

徳川宗陸 秀根 四十一歳  
殷根 十五歳益根八歳

○正月、宗春の御小納戸本役仰付けら

書寫 ○二、八、壺井家職原鈔後附鈔校合

○五、廿五、本居宣長、賀茂眞淵と對面



る。御加増十石。

了(秀根)○仲春、廿一、女官餽鈔(秀根)す。○十一、廿七、天皇御即位。

明和元年 甲申(二四二四) 一七六四

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十一歳 殷根 十六歳 益根 九歳

○十二、四、秀興女、敏生まる。

著述 ○正月、菴菴歌謡この月に始まる。(秀根)一安永三、七)○百首十ヶ度此年に始まる。(秀根)一寛政四年)○臨時和歌此年に始まる。(秀根)一寛政四、六、廿四)

明和二年 乙酉(二四二五) 一七六五

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十三歳 殷根 十七歳 益根 十歳

○二、十九、御役御免、普請組密合となる。五、三まで下屋敷(宗春の居所)跡片附をなす。

著述 ○七、廿二、廿三、廿五、日本書紀集解卷第四 書寫 ○五、下旬、代始鈔(秀根)○正月名例律(秀興)○十一、十五、秀歌(殷根)

明和三年 丙戌(二四二六) 一七六六

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十四歳 殷根 十八歳 益根 十一歳

○十、廿六、秀興令の研究會を開く。(通邦二十記)

著述 ○正、十六、日本書紀集解卷第五 ○十一、九(一)明和五、十二、九、日本書紀集解卷第六 ○四、五、(但参考のみ) 百首十組(秀根)○仲春、新類題和歌抄

明和四年 丁亥(二四二七) 一七六七

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十五歳 殷根 十九歳 益根 十二歳

書(秀世編) 書寫 ○二、十四、後水尾院年中行事(秀根)○十、九、隋書一、帝紀(秀根)○六、十八、御即位見聞私記(益根)

書寫 ○二、十二、隋書二十五、志第二 十(秀根)○五、四、隋書八十一、列傳第四十六(秀根)○九月、布衣記校合(秀興)

明和五年 戊子(二四二八) 一七六八

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十六歳 殷根 二十歳 益根 十三歳

○六、四、殷根痘を患つて歿す。20

著述 ○三月、河水問答(殷根編)○九月、推玉集(秀根編、殷根追悼詩歌)○九、廿四、殷根遺草(秀根編、殷根和歌)○十二、九、日本書紀集解卷第六稿了 書寫 ○五、十五、十一、廿七、中臣祓聞書(益根)

明和六年 己丑(二四二九) 一七六九

後櫻町天皇 德川 家治 德川 宗睦 秀根 四十七歳 益根 十四歳



○九、五、益根の冷泉家入門を祝ふ和歌(秀根、臨時和歌)○秋、於河村氏祝詞式一會了(通邦二十記)

○二、六、速水房常歿○十、三十、賀茂眞淵歿73

著述 ○五月、武江雜話(秀興輯)○秋、再遍百首和歌(秀世)書寫 ○正、廿、北山行幸記(益根)○四、廿六、南方紀傳(秀根)○五、十八、隋書十一、志第六(秀根)○七、七、長家卿七百回忌追悼和歌(秀根)○九、十二、隋書十四、志第九(秀根)○九月、月二、百首(益根)○九月、和銅四年官符(益根)○十一月、廿七、隋書十七、志第十二(秀根)

明和七年 庚寅(二四三〇)

後櫻町天皇

德川 家治

德川 宗睦

秀根 四十八歲  
益根 十五歲

○四、十七、秀興女、田鶴生まる。

著述 ○五、四(一)明和九、四、十五日日本書紀集解卷第八○十一、七、乾堂雜記(益根、この中異朝年號書抜にこの日附あり)書寫 ○二、七、隋書十九、志第十四(秀根)○五、十一、隋書廿一、志第十六(秀根)○六、廿三、隋書三十六、列傳第一(秀根)○六、晦日、冷泉入道大納言、經文裏御詠(秀根)○七、廿三、熱田神宮舊本書紀卷背和歌(益根等)

○四、十六、諸村に高札をたて、農民結黨強訴するを懸賞して告訴せしむ。○六、十五、鈴木春信歿53○十一、廿四、御讓位、同日受禪。

明和八年 辛卯(二四三一)

後桃園天皇

德川 家治

德川 宗睦

秀根 四十九歲  
益根 十六歲

○八、五、父秀世歿77○七、十五(一)安永二、四、十(秀興宅にて六典會を開く。(通邦二十記)

著述 ○十一月、子玉集(益根編、岡田新川序、秀世詩集)書寫 ○五、廿四、隋書五十二、列傳第十七(秀根)○七、十七、隋書五十八、列傳第二十三(秀根)○九、七、日本書紀卷三(益根)○九、廿一、隋書六十三、列傳第二十八(秀根)○九、廿七、日本書紀卷四(益根)○十一、九、日本書紀卷五(益根)○十一、十一、隋書六十七、列傳第三十二、(秀根)○十二、十一、隋書七十一、列傳第三十六(秀根)○十二、廿七、日本書紀卷六(益根)

○三、四、千住小塚原に前野良澤等死刑囚の腑分を觀る。その翌日より「タイフェルアナトミア」の翻譯を始める。○四、廿八、天皇御即位○六、四、田安宗武薨57

安永元年 壬辰(二四三二)

後桃園天皇

德川 家治

德川 宗睦

秀根 五十歲  
益根 十七歲

○六、十八、秀興女、由左(山村生續妻)歿19○同、廿九、秀興女、八代(成瀬正休妻)歿30

著述 ○四、十五、日本書紀集解卷第八稿了○四、十六(一)安永二、正、十八)日本書紀集解卷第九書寫 ○二、廿五、隋書七十六、列傳第四十一(秀根)○四、廿九、日本書紀卷七(益根)○五、廿九、日本書紀卷八(益根)○六、廿六、日本書紀卷九(益根)

○正、十五、田沼意次老中となる。(一)天明六、八、廿七)○二、廿九、江戸大火○五、十一、神村正隣歿44○八、二、東海道、奥羽大風洪水、江戸殊に甚し。



安永二年 癸巳(二四三三)

○二、廿七(安永四、七、十五休會)於河村氏、令校正會、益根初めて出席(通邦二十記)○四、十、六典會了(通邦二十記)○六、八、爾來令校正會益根請會(通邦二十記)

○八、廿三、日本書紀卷十(益根)○九、廿六、冷泉入道殿六旬御賀詠(秀根)

後桃園天皇 德川 家治 德川 宗睦 益秀根 五十一歲 十八歲

○四月、諸國に疫病流行す。○五、十、幕府多紀安元の醫學館再興を許し、資を官、藩、市醫に募る。○六、十九、伊勢、尾張等の諸國大風雨洪水○九、廿二、吉益東洞歿72○十一、十八、飛彈に百姓一揆。

著述 ○安永元、四、十六正、十八、日本書紀集解卷第九稿了○正、廿一、五、廿七、日本書紀集解卷第十○六、朔、十一、廿九、日本書紀集解卷第十一○七、十(安永五、正、四)日本書紀集解卷第三  
書寫 ○三、十四、日本書紀卷第十一(益根)七、四、樵夫餘談(秀根)○十一、廿五、法令雜錄抄出(秀根)○十二、十五、禁掖秘鈔(秀根)○九月、節抄校合(秀興)

安永三年 甲午(二四三四)

著述 ○六、朔十一、十四、日本書紀集解卷第十三○十一、十七(安永四、閏十二、二)日本書紀集解卷第十

○三、十八、建部綾足歿53○七、廿九、冷泉爲村薨63○八月、杉田玄白解體新書を譯出刊行す。

後桃園天皇 德川 家治 德川 宗睦 益秀根 五十二歲 十九歲

書寫 ○長至前一日、凌雲集校了(益根)

安永四年 乙未(二四三五)

○秋秀穎(秀興)宗勝の女恭君の媵臣となり上京○十、廿五、秀穎内侍所御神樂拜見。

後桃園天皇 德川 家治 德川 宗睦 益秀根 五十三歲 二十歲

○三月、長久保赤水、日本輿地路程全圖撰○九、八、俳人千代女歿74

安永五年 丙申(二四三六)

○夏、秀穎病氣のため京都より歸着す。

後桃園天皇 德川 家治 德川 宗睦 益秀根 五十四歲 廿一歲

○四、十三、池野大雅歿54○四、十八、米澤興讓館を建つ○八、九、宇佐美惠群書治要所收孝經鄭註を刊行せんとして果さず。○十、十、谷川士清歿70

著述 ○(安永二、七、十一)正、四、日本書紀集解卷第三稿了○正、五十三、九、日本書紀集解卷第十五(中斷)○二、十六、上野載(益根、丙申、丁酉、庚子の鈔出)  
書寫 ○五、廿一、江次第抄第七册(秀根)○六、十五、小右記(秀穎)(參照寛政四年)○七月、寺門高僧記(秀穎)○七、十七、武邊咄聞書與書(秀穎)

安永六年 丁酉(二四三七)

後桃園天皇 德川 家治 德川 宗睦 益秀根 五十五歲 廿二歲



○十、六、蘇森子桂の訴によつて幕府願覆の嫌疑をうけ、秀根益根召捕られ、投獄せらる。○十、十、藩の嫌疑晴れて歸宅す。○十、廿四、幕府の取調をうけるため網板籠にて名古屋出發、東海道をゆく。○十一、五、江戸着、投獄○十二、九、出獄して、市ヶ谷尾州邸一室に謹慎。

○二、二、信州、高井、水内二郡に百姓一揆○五、廿三、農民の江戸へ出て奴僕となる者多し、幕府妄に離村するを禁ず。

安永七年 戊(二四三八)

後桃園天皇

德川 家治

德川 宗睦

益秀根 五十六歳

○二、廿七、判決、秀根無罪、安西文中調無罪、但取調中に病死、蘇森子桂市中引廻の上獄門、子桂父獄死○二、廿九、江戸發、仲仙道を歸郷○三、八、着郷。

著述 ○季春、廷喜式祥瑞式考證(秀根著、益根序)  
書寫 ○九、廿八、裝束唯心御抄(秀根) ○十、二、冷泉民部卿殿九月十三夜詠(秀根) ○十二、十、慶長禁裡千首和歌御會(秀根) ○十一月、蟲豸圖(秀根)

○二、四、日向高鍋藩校明倫堂設立○六、九、露船蝦夷地に來り通商を松前氏に求む。○六、廿五、竹内式部の事に連坐せる廷臣を赦す。

安永八年 己(二四三九)

後桃園天皇

德川 家治

德川 宗睦

益秀根 五十七歳

○八、廿三、益根宗睦に御目見す。

著述 ○春、慶雲集(益根序) ○春、三月、圖書品彙(秀俊) ○七月、天武文武古冠位相當考(秀穎) ○樂壽筆叢(秀穎、安永八、九、十年、天明元年等の日附)

○八、七、松前藩露國の通商を卻く。○十、十一、櫻島噴火○十、二、富士谷成章歿○十一、九、天皇崩御○十一、廿五、踐祚○十二、十八、平賀源内歿。

安永九年 庚(二四四〇)

光格天皇

德川 家治

德川 宗睦

益秀根 五十八歳

○六、廿三、秀根母久歿80

著述 ○孟秋、歲華詩料刊行(益根著、秀根序) ○上野載(益根、安永丙申、丁酉、庚子等の日附あり)  
書寫 ○十二、八、狛野物語(詞花隠士益根)

○七月、關東洪水○十、十五、山岡俊明歿69 ○十一、十二、天皇御即位○是年田中庄兵衛道磨本居宣長に入門す。

天明元年 辛(二四四一)

光格天皇

德川 家治

德川 宗睦

益秀根 五十九歳

著述 ○八月、十如是獨言(秀穎) ○是年(三年)續樂壽筆叢(秀穎)  
書寫 ○十月、古事記裏書(秀穎)

○正、九、江戸大火○同日湯淺常山歿74

天明二年 壬(二四四二)

光格天皇

德川 家治

德川 宗睦

益秀根 六十歳

○正、三、京、大和、山陽、山陰の旅に出る。(秀根、益根)墨俣泊○四日、馬場泊○五日、草津泊○六日、入京、丸屋源兵衛(書肆)冷泉家、安倍季康を訪ふ。木屋町に宿をとる。○七日、節會拜見○八日、岡政之丞直文、松

著述 ○仲春、狭衣入紐(秀根) ○七月、天明老々記(秀穎) ○秋八月、日次記年譜(秀穎) ○十二月、天明老々記附録(秀穎)  
書寫 ○九、二、百練抄(葎菴秀根)



室筑前重雄を訪ふ。○九日、御修法の壇上拜見○十日、岡政之丞、安倍季康○十一日、高橋采女正、藤貞幹、書肆秋田や平左衛門を訪ふ。○十二日、豊原家を訪ふ。○十三日、松室筑前、冷泉家を訪ふ。○十四日、正親町家を訪ひ冷泉爲村の墓に詣つ。○十五日、南禪寺、智恩院、祇園双林寺を見物、岡政之丞を訪ふ。○十六日、節會拜見○十七日、舞御覽を拜見○松室筑前、正親町家を訪ふ。○十九日、下賀茂に詣つ。○廿日、豊原家を訪ひ、上賀茂に詣つ。○廿一日、稻荷神社に詣で荷田信邦に逢ふ。東福寺、泉涌寺をみる。○廿二日、冷泉家を御禮に訪ふ。安倍家を訪ふ。○廿三日、正親町家を訪ひ、眞覺寺に雅樂の合奏をきく。○廿四日、北野天神、金閣寺、龍安寺、等持院をまはる。○廿五日、藤貞幹、冷泉家を訪ふ。○廿六日、近衛公故政所(宗春の女)の墓に詣つ。安倍家、小西傳右衛門○廿八日、四辻殿を訪ひ雅樂をきく。○廿九日、安倍家樂始に出る。○晦日、嵯峨野、小倉山、嵐山、松尾社等を丸屋源兵衛の案内でまはる。○二、朔、正親町殿、冷泉殿を

暇乞を訪ふ。○二日、松室筑前、豊原家に暇乞○三日、四條繩手の繁華をみ、白川橋に十三郎を訪ふ。○四日、京都發、宇治橋、平等院を経て八幡に泊る。○五日、春日神社に詣づ。○六日、奈良をめぐり、石上神社へおもむき丹波市に泊る。○七日、三輪より龍田にいたる。○八日、大阪泊○九日、天王寺、櫻田より尼ヶ崎にいたる。○十日、明石を経て大倉山泊○十一日、御着泊○十二日、粟鹿村泊○十三日、比和田山泊○十四日、城崎○十六日、城崎を出て三箇村に泊る。○十七日、天橋立を経て内宮泊○十八日、上菟原村泊○十九日、龜山泊○廿日、京都着、岡直文宅に泊る。○廿一日、大津泊○廿二日、三井寺一見、愛知川泊○廿三日、大垣泊○廿四日、歸郷。

天明三年 癸卯(二四四三) 一七八三

○六、十六、秀頼歿 66

光格 天皇 徳川 家治 徳川 宗陸 秀根 六十一歳 廿八歳  
著述 ○是年以後、連璧集(冷泉爲村、爲泰より河村家へ與へたる歌をあつむ。秀根)  
書寫 ○初秋、政事要略第廿二、廿三  
○四月、尾州藩明倫堂成る。細井平州總裁○六、十六、横井也有歿 82 ○九月、大槻玄潭蘭學楷梯を著す。○十一、一、田沼意知若年寄。



天明四年 辰(一七四四)

(益根)〇九、十、愚管抄第一(秀根)〇十一、二、愚管抄第二(秀根)

光格天皇 德川家治 德川宗睦 益秀根 六十二歲 廿九歲

著述 〇季冬、泉涌寺所藏服御圖(秀根益根等輯)  
書寫 〇正、十三、愚管抄第三校合畢(秀根)〇四、廿三、愚管抄與書(秀根)

〇三、廿四、佐野政言殿中に於いて田沼意知を双傷す。〇三、廿五、意知歿。〇四、三、政言切腹。〇五、二、萩原宗固歿。〇六、五、伊勢貞丈歿。〇七、四、田中道磨歿。61

天明五年 巳(一七四五)

光格天皇 德川家治 德川宗睦 益秀根 六十三歲 三十歲

〇七、廿五、益根病氣に因り、御暇願を提出し、願之通り許可せらる。

著述 〇十一月、書紀集解原稿本卷第一(第三類乙本)序文成る。  
書寫 〇四、廿八、驢驢嘶餘(秀根)〇七、廿五、一代要記(菴菴秀根)〇仲秋、阿黨和歌集(秀根)〇十一、九、庭のをし(秀根)

〇是年、横井千秋宣長の門に入る。林子平三國通覽圖説刊行。

天明六年 午(一七四六)

光格天皇 德川家治 德川宗睦 益秀根 六十四歲 三十一歲

著述 〇暮春、始驥齋新舊録(益根)〇九月、圍碁雜篇(秀根纂、益根跋)

〇七月、關東陸奥大雨洪水飢饉。〇八、廿七、老中田沼意次、側役稻葉正明を罷

天明七年 未(一七四七)

書寫 〇四、十一、侍中群要(菴菴秀根) 免す。〇九、八、將軍家治薨。51  
〇五、二、落書露顯(秀根)  
光格天皇 德川家齊 德川宗睦 益秀根 六十五歲 三十二歲

〇十一、十三、勢州柳原に入湯と稱して恩暇をうけ再度上京の旅に出る。鳥か地の基助宅に泊る。〇十四日、桑名を経て石薬師泊。〇十五日、鈴鹿關を経て土山泊。〇十六日、石場泊。〇十七日、逢坂山より入京、四條知人宅に泊る。〇十八日、執柄家拍子合をみる。〇廿二日、大嘗會拜見。〇廿三日、田舞拜見。〇十二、朔日、風邪に臥す、眞如堂(冷泉爲村の墓所)益根をして代拜せしむ。〇四日、離京。〇六日、桑名より入郷。

書寫 〇八、十四、藤大典侍日記校了(秀根)

〇三、六、家齊就任(天保八、四、二) 〇五、十二、米價騰貴のため大阪の飢民蜂起、近隣諸國も騒擾。〇同廿二、江戸飢民蜂起。〇六、十九、松平定信老中となる。(寛政五、七、廿三) 〇九、七、大島蓼太歿。70

天明八年 申(一七四八)

光格天皇 德川家齊 德川宗睦 益秀根 六十六歲 三十三歲

〇正、十六、柴野栗山幕府に仕ふ。〇三、廿二、松平定信をして内裏造營を總裁せしむ。〇六、四、高田清將歿。



寛政元年 酉(二四四九)

光格天皇 德川 家齊 德川 宗睦 秀根 六十七歳 益根 三十四歳

書寫 ○正、十七、後水尾院七種御遊(秀根)○二、六、御湯殿の記(秀根)○三、十四、粟賦類(秀根)○四、十七、永和大嘗會記(秀根)○初夏、新猿樂記(秀根)○五、廿、女房五十箇條(秀根)○五、廿二、鼓吹司生儀解釋(秀根、但寛政二年癸酉とあり)○八、五、東齋隨筆(秀根)○八月、御琵琶合記(秀根)○十、朔、永綱裝束鈔(秀根)○十、六、衣冠召典(秀根)○十二、七、後稱念院殿裝束鈔(秀根)

○三、十四、三浦梅園歿67○十一、廿九、幕府萬石以上の大名に系譜を録進せしむ。○三月、宣長名古屋に遊ぶ。植松有信入門。

寛政二年 戌(二四五〇)

光格天皇 德川 家齊 德川 宗睦 秀根 六十八歳 益根 三十五歳

○八、四、秀根、神祇寶典、類聚日本記校合被仰付。

書寫 ○七、廿一、法中裝束鈔(菴菴秀根)○八月、周令金玉鈔(益根)

○五、廿四、幕府朱子學を振興し、異學を排す。○九、廿三、柄井川柳歿63

寛政三年 亥(二四五二)

光格天皇 德川 家齊 德川 宗睦 秀根 六十九歳 益根 三十六歳

○三、廿三、秀俊歿31

著述 ○二月、紀典學に關する文書(益根)○冬至、孝經鄭註刊行(益根)

○四月、林子平著海國兵談完刻○五、十五、幕府萬石以上目見以上に家傳を録

書寫 ○暮春、回輦雨簿、還御儀式(益根)○四、十五、堂上故實(秀根)○五、十一、布衣記朱校合(秀根)○六、廿一、小宮山有職記(秀根)○七、廿九、新修鷹經(秀根)○九、三、後宮名目(秀根)○九、廿五、見聞雜錄(秀根)○十、十、男女裝束抄(秀根)○十、廿四、寛平遺戒(秀根)○十、廿四、裝束裁縫秘抄(秀根)

進せしむ。○九、廿一、尾藤二州幕府の儒員となる。○十、廿四、醫學館を官學とす。○十、廿九、初代中村歌右衛門歿78

寛政四年 子(二四五三)

光格天皇 德川 家齊 德川 宗睦 秀根 七十歳 益根 三十七歳

○六、廿四、秀根歿70○七、二、末期願書差出す。

著述 ○十一月、百首十箇度(益根編、秀根歌、寶曆十四、明和四、安永二、四、安永七、天明元)○社盟詩載甲集(益根、五年刊) 書寫 ○二、十五、貞觀年中行事(秀根)○三、二、後鳥羽院宸記(秀根)○七月、小右記補寫(政俊、益根)

○五、十四、新井白蛾歿86○五、十六、林子平海國兵談によつて罰せらる。○七、十五、松平定信蝦夷地警備を議す。○九、三、露使ラクスマン根室に來りて通商を求む。○十一月、柴野栗山、屋代弘賢をして畿内の文書を探訪せしむ。○十二、八、勝川春章歿67○十二月、廿、ルイ十六世死刑に處せらる。

寛政五年 丑(二四五三)

光格天皇 德川 家齊 德川 宗睦 益根 三十八歳



寛政六年 寅<sup>甲</sup>(二四五四)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 三十九歳

著述 ○孟冬、帝號通覽(益根)

○正月、岡田新川孝經鄭註を刊行す。

寛政七年 卯<sup>乙</sup>(二四五五)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 四十歳

○七、十七、圓山應舉歿63 ○十一、十四、高橋作左衛門天文方命ぜらる。

寛政八年 辰<sup>丙</sup>(二四五六)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 四十一歳

○五、廿八、古賀精里幕府儒員となる。○八、八、僧侶失行者七十餘人を日本橋に曝す。

寛政九年 巳<sup>丁</sup>(二四五七)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 四十二歳

○益年上京。

寛政十年 午<sup>戊</sup>(二四五八)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 四十三歳

著述 ○是年、丁巳遊洛詩稿(益根) ○是年、社盟詩載乙集刊(益根)

○五月、古事記傳第三帙刊行 ○八、十九、藤貞幹歿66 ○十二、十、大内裏圖考證を獻す。

著述 ○孟夏、艸廬先生國字法帖跋文を書く。(益根)

○六、十三、古事記傳稿終る。○是年、近藤守重擇捉島に大日本惠土呂布の標柱を建つ。

寛政十一年 未<sup>己</sup>(二四九九)

光格天皇 德川 家齊

德川 宗睦 益根 四十四歳

○三、十、益根上京 ○九、十一、益根再度上京。

著述 ○春三月、國郡圖覽(益根) ○是年、遊洛詩稿(益根、己未、庚申、辛酉、壬戌、癸亥、甲子、乙丑、丙寅、戊辰、己巳、庚午、壬申、癸酉、甲戌の年を含む。)

○三、七、近藤守重蝦夷地再派遣 ○三、廿四、岡田新川歿63 ○六、八、長澤蘆雪歿40 ○六、廿八、中井竹山逸史を幕府に進む。○十二、廿、宗睦薨、天祥院67 ○是年、高田屋嘉兵衛擇捉航路を拓く。○清水六兵衛歿62

書寫 ○七、十一、東山殿年中行事(益根) ○七、十九、建武二記校訂(益根)

寛政十二年 申<sup>庚</sup>(二四六〇)

光格天皇 德川 家齊

德川 齊朝 益根 四十五歳



○春二月、益根上京。

○三月、昌平坂學問所成る。○五月伊能忠敬蝦夷地測量を命ぜらる。○是年、齊朝襲封。

享和元年 辛酉(二四六一)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 四十六歲

○三月上巳前一日、益根上京○九、十、三、益根再度上京。

著述 ○冬至凡例の群書一覽云、書紀集解第十本(卷十六)まで既刊。

○二、五、改元享和○三月、伊能忠敬、伊豆、相模、武藏、上總、下總、常陸、陸奥の沿岸測量○六、廿九、細井平洲歿74○七、廿七、横井千秋歿64○九、廿九、本居宣長歿72

享和二年 壬戌(二四六二)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 四十七歲

○十二月、益根上京。

著述 ○是年、乾堂詩稿、附入洛稿、(益根、壬戌、癸亥、甲子、乙丑、丙寅、丁卯、戊辰、己巳、庚午、辛未、壬申、癸酉、甲戌、乙亥、丁丑、戊寅、己卯の年を含む。)○是年、社盟詩載丙集刊(益根)

○是冬、近藤守重擲提島の動靜視察の上復命○是年、伊能忠敬、陸奥、出羽、越後を測量す。○小野蘭山本草啓蒙を著す。

享和三年 癸亥(二四六三)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 四十八歲

○八月、益根上京。

○六、十一、心學者中澤道二歿79○七、廿九、谷中延明院僧日道死刑○十、十七、前野良澤歿81

文化元年 甲子(二四六四)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 四十九歲

○十一月、益根上京。

○正、五、高橋作左衛門歿41、○二、二、中井竹山歿○二、十一、改元文化○六、六、象潟地方大地震、○九、十四、荒木田久老歿59○十二、廿二、僧慈雲寂

文化二年 乙丑(二四六五)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 五十歲

○三月、益根上京○閏八月、益根再度上京。

著述 ○四、十五、丙子、五、十一、三代實錄集解卷第十四。○四、十、橘南谿歿53○五、三、喜多川歌麿歿53○十月、加藤千蔭萬葉集略解を幕府に呈す。

文化三年 丙寅(二四六六)

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根 五十一歲

○八月、益根上京。

著述 ○六、廿三、續集解卷第一始書寫○五、六、百練抄卷十七校合了(益根) ○七、廿五、伴蒿蹊歿74○十二、十六、續藩翰譜成る。



文化四年 卯(二四六七)

○益根眼疾にかゝる。

光格天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 五十二歳

著述 ○一十二、廿、三代實錄卷第二了 ○五、十六、皆川淇園歿74 ○十二、一、柴野栗山歿74

文化五年 辰(二四六八)

○三、九、益根上京。

光格天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 五十三歳

著述 ○正、二、四、十九、續紀集解卷第四〇二、十五、萬葉集集解卷第一起筆(益根)〇五、廿四、續紀集解卷第六〇一、閏六、廿四、續紀集解卷第八〇一、八、廿一、續紀集解卷第十〇八、廿二、十一、廿六、續紀集解卷第十一、卷第十二〇十二、十一—文化六、二、十四、續紀集解卷第十三、卷第十四

文化六年 巳(二四六九)

○十、十五、益根上京。

光格天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 五十四歳

著述 ○文化五、十二、十一—二、十四、續紀集解卷第十三、卷第十四〇二、十六—四、六、續紀集解卷第十五、卷第十六〇六、十九—十、三、續紀集解卷第十七、卷第十八〇十二、廿七—文化七、三、十四、續紀集解卷第十九、卷第二十

文化七年 午(二四七〇)

○十一、十三、益根上京。

光格天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 五十五歳

著述 ○二、十二、庚午家宴詩(政俊編 益根その他の詩)〇三、十六—三、廿九、續紀集解卷第廿一〇暮春、倉庫令醫疾令刊(秀穎、秀根、益根)〇一四、廿二、續紀集解卷第廿二、〇四、廿一五、廿二、續紀集解卷第廿三、卷第廿四〇一六、五、續紀集解卷第廿五〇一六、十七、續紀集解卷第廿六〇六、十九—七、十九、續紀集解卷第廿七、卷第廿八〇七、廿—九、十二、續紀集解卷第廿九、卷第三〇九、十三、—九、廿九、續紀集解卷第三十一〇九、廿九—十、廿三、續紀集解卷第三十二

文化八年 未(二四七一)

光格天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 五十六歳

著述 ○正、十四—閏二、十一、續紀集解卷第三十三、卷第三十四〇閏二、十



文化九年 申(二四七二)

○三月益根上京。

二、廿三、三、十二、續紀集解卷第三十五、卷第三十六〇三、十四、朝、廿二、續紀集解卷第三十七〇三、廿三、四、朔、續紀集解卷第三十八〇四、三、望、一、二、續紀集解卷第三十九、卷第四十〇一四、八(此年?)後紀集解卷第二〇五、七、七、五、七、十九、後紀集解卷第三、卷第四、〇一八、七、後紀集解卷第五〇一、九、四、後紀集解卷第六〇九、十四、後紀集解卷第七、卷第八〇十二、廿八、文化九、三、八、後紀集解卷第九

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根五十七歲

著述 文化八、十二、廿八、三、八、後紀集解卷第九〇南至、社盟詩載戊集刊〇一六、廿一、後紀集解卷第十一〇一七、十六、後紀集解卷第十二〇七、十七、八、二、後紀集解卷第十三〇八、四、八、十五、後紀集解卷第十四〇八、十七、廿五、九、十三、後紀集解卷第十五、卷第十六〇一十、廿二、後紀集解卷第十七〇十、廿三、十一、十一、

〇五、十八、山本北山歿61〇八、十四、高田屋嘉兵衛露盤に捉へらる。〇十二、十九、寛政重修諸家譜成る。

文化十年 酉(二四七三)

○三月、益根上京。

後紀集解卷第十八〇十一、十一、廿七、後紀集解卷第十九〇一十二、廿三、後紀集解卷第二十

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根五十八歲

著述 〇正、三、廿九、二、廿三、後紀集解卷第十一、卷第十二〇二、廿四、五、十七、後紀集解卷第十三、卷第十四〇五、十八、六、九、後紀集解卷第十五〇六、十二、六、廿八、後紀集解卷第十六〇七、朔、七、十八、後紀集解卷第十七、卷第十八〇八、廿七、十、三、後紀集解卷第三十一、卷第三十二〇十、三十、廿八、後紀集解卷第三十三、卷第三十四〇一十一、廿一、後紀集解卷第三十五〇一、三、後紀集解卷第三十六〇一、十一、十八、後紀集解卷第三十八〇一、十二、廿三、後紀集解卷第四〇十二、廿四、文化十、一、正、十七、續後紀集解卷第三〇孟冬、久米舞考證(益根)〇是年、癸酉詩稿(久吉)

文化十一年 戌(二四七四)

河村秀根 益根略年譜

光格天皇 德川家齊 德川齊朝 益根五十九歲



○四月、益根上京。

○是夏、諸國大旱魃○是年、伊能忠敬沿海實測全圖を完成す。

著述 ○文化十、十二、廿四、正、十七、續後紀集解卷第三〇、正、廿九、續後紀集解卷第四〇、二、三、二、十六、續後紀集解卷第五〇、二、十七、廿四、續後紀集解卷第六〇、五、朔、六、朔、續後紀集解卷第七〇、七、十七、十九、續後紀集解卷第九〇、七、晦、續後紀集解卷第十〇、八、十一、續後紀集解卷第十一〇、九、廿八、夜、續後紀集解卷第十二〇、十、十三、續後紀集解卷第十三〇、十、廿、續後紀集解卷第十四〇、十、晦、續後紀集解卷第十五〇、十一、十、續後紀集解卷第十六〇、十一、十六、續後紀集解卷第十七〇、十一、廿六、續後紀集解卷第十八〇、十二、三、十六、續後紀集解卷第十九〇、十二、廿二、續後紀集解卷第二十〇、乾堂先生遺稿(甲戌、乙亥、丙子、丁丑、戊寅、己酉の年を含む。)○記事珠(益根、この年十二、廿六より歿年までの日附を含む。)

文化十二年(乙亥(二四七五)一八一五)

光格 天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 六十歳

著述 ○一正、十二、文德實錄集解卷第三〇、正、晦、文德實錄集解卷第四〇、六、五、鳥井清長歿64○八月、仙石政和類聚國史刊行○是年、杉田玄白、蘭

學事始を著す。

二、二、廿三、文德實錄集解卷第五〇、一三、十三、文德實錄集解卷第六〇、三、廿六、文德實錄集解卷第七〇、一四、十一、文德實錄集解卷第八〇、四、十、一、廿五、文德實錄集解卷第九〇、一五、六、文德實錄集解卷第十〇、五、廿一、六、九、三代實錄集解卷第四〇、六、九、一、廿三、三代實錄集解卷第五〇、一七、六、三代實錄集解卷第六〇、一七、廿七、三代實錄集解卷第七〇、一八、十四、三代實錄集解卷第八〇、一八、廿六、三代實錄集解卷第九〇、一五、五、三代實錄集解卷第十〇、九、五、三代實錄集解卷第十一〇、一、十二、三、三代實錄集解卷第十二〇、十二、三、廿七、三代實錄集解卷第十三

文化十三年(丙子(二四七六)一八一六)

光格 天皇 德川 家齊 德川 齊朝 益根 六十一歳

著述 ○乙丑四、十五、五、十一、三代實錄集解卷第十四〇、一五、十九、三代實錄集解卷第十五〇、一五、四、三代實錄集解卷第十六〇、五、五、十六、十三、三代實錄集解卷第十七〇、六、十四、一、廿一、三代實錄集解卷第十八〇、一六、十

○二、十九、頼春水歿71○九、七、山東京傳歿56



五、三代實錄集解卷第十九〇一七、六、三代實錄集解卷第廿〇一七、十二、三代實錄集解卷第廿一〇一七、十九、三代實錄集解卷第廿二〇一七、廿二、三代實錄集解卷第廿三〇一七、廿七、三代實錄集解卷第廿四〇一八、四、三代實錄集解卷第廿五〇一八、十二、三代實錄集解卷第廿六〇一八、廿五、三代實錄集解卷第廿七〇一八、晦、三代實錄集解卷第廿八〇一八、六、三代實錄集解卷第廿九〇一八、十八、三代實錄集解卷第三十〇一九、三、三代實錄集解卷第三十一〇一九、四、十三、三代實錄集解卷第三十二〇一九、十三、十、十八、三代實錄集解卷第三十三、卷第三十四〇十一、十六、十二、十六、三代實錄集解卷第三十五、卷第三十六〇一十二、十九、三代實錄集解卷第三十七、卷第三十八

文化十四年 丑(二四七七)

○益根上京○郷飲酒を行ふ。

光格天皇

德川家齊

德川齊朝

益根

六十二歲

著述 正、四一八、三代實錄集解卷第三十九〇一正、十二、三代實錄集解卷第

〇二、十四、中井履軒歿86〇三、廿二、天皇御讓位、同日受禪〇四、十七、杉

田玄白歿85

四十〇一正、十七、三代實錄集解卷第四十一〇一正、廿四、三代實錄集解卷第四十二〇一二、十二、三代實錄集解卷第四十三、卷第四十四〇二一、十七、廿七、三代實錄集解卷第四十五〇一三、八、三代實錄集解卷第四十六〇三、九、三代實錄集解卷第四十七〇一廿四、三代實錄集解卷第四十八〇一三、廿九、三代實錄集解卷第四十九〇一四、十二、三代實錄集解卷第五十〇四、三一晦、三代實錄集解卷第五十

文政元年 寅(二四七八)

○益根上京○郷飲酒を行ふ。

仁孝天皇

德川家齊

德川齊朝

益根

六十三歲

著述 ○文政元年大嘗會風俗等交名、附久米舞再興來書

〇四、十三、伊能忠敬歿74〇十、廿一、司馬江漢歿72〇十一、廿一、大嘗會。

文政二年 卯(二四七九)

○益根上京、○郷飲酒を行ふ〇十一、十二、益根歿64

仁孝天皇

德川家齊

德川齊朝

益根

六十四歲

〇正、十三、水戸德川保治、大日本史紀傳四十五册を幕府に呈す。

附、成立年月未詳著述

河村秀根 益根略年譜



○葎菴蔓載秀根

但、歲華詩科序に秀根曰「余嘗讀藝文類聚初學記等書、因以爲我朝典故遺事未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>、以<sub>レ</sub>類纂之者、余即有葎菴蔓載之學、爲<sub>レ</sub>部六七未<sub>レ</sub>邊<sub>レ</sub>編<sub>レ</sub>歲時」と云ふ。この序は安永九年孟秋の作である。

○古事記開題秀興（別冊開題参照）

○遺事述、長恩志 益根

○家塾錄 益根

○偶談 益根

○氏姓通覽 益根

この外紀典學に關する文書に「紀典通載」書紀集解總論に「釋訓」の名はみえるが、完成せられたか否かは明にしがたい。又著述目錄、傳記書の類にも著書の名をあげてあるが、今は筆者所見のものゝみに止めておくことゝした。

		二十	十九	十八	十七	十六	十五		
		30	29	28	27	26	25	24	23
	小計	持統	天武下	天武上	天智	齊明	孝德	皇極	舒明
累計	一冊卷								
	十一冊								
	一十八冊	存	存	存	存	存	存	存	存
	八八冊	存	存	存	存	存	存	(佚)	(佚)
	十八冊						存	存=存	存
	四八冊								
	十六冊								
十四冊									

一、本表は開題第一章第二節に述べし所によつて作製せるものである。  
 一、○「存」は現存する稿本、○「佚」は散佚に依る缺本、○「佚？」は散佚かと推定せらるゝも確實ならざる缺本、○空欄は執筆せられざりしための缺本、○「||」は、二卷一冊とせるもの。  
 一、印刷本の部は、現存するものゝ所屬を示すのみ。丙本卷第二十、卷第二十一は、二部宛存在するものである。







累計	小計	二十	十九	十八		十七	十六	十五		十四	十三		十二	十一	十			九	八		七	六		五		四		孝元、開化						
		30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5							
	持統	天武下	天武上	天智	齊明	孝德	皇極	舒明	推古	崇峻	敏達	欽明	宣化	安閑	繼體	武烈	仁賢	顯宗	清寧	雄略	安武	允恭	反履	正中	仁德	應神	神功	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	孝靈	
五十六卷	一一冊卷																																	
三十三冊	十一冊卷															(佚?)	存		存	存	(佚)	存	存	存	存	存	存				存	存	存	
	一八冊卷	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存																
	八八冊卷	存	存	存	存	存	(佚)	(佚)	存	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	(佚?)	(佚?)																
	十二冊卷					存	存=存	存	存	(佚)	(佚)	存	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	(佚)	存	存=存	(佚)	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存	存=存
	四八冊卷									存=存		存=存		存=存		存=存																		
	十六冊卷												存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存
	十四冊卷										存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存

一、本表は開題第一章第二節に述べし所によつて作製せるものである。  
 一、〇「存」は現存する稿本、〇「佚」は散佚に依る缺本、〇「佚？」は散佚かと推定せらるゝも確實ならざる缺本、〇空欄は執筆せられざりしための缺本、〇「||」は、二卷一冊とせるもの。  
 一、印刷本の部は、現存するものゝ所屬を示すのみ。丙本卷第二十、卷第二十一は、二部宛存在するものである。



東條助太夫行啓

九八郎

堅秀

種廣

與之助

土屋庄左衛門平重

時秀

梅

類

方秀

永

辨











昭和十五年二月二十日印刷  
昭和十五年二月二十五日發行

東京市品川區上大崎長者丸二八四

國民精神文化研究所

電話大崎(49)  
三三一  
一一一  
九八七

(株式會社秀英社印刷)



國民精神文化文獻既刊目錄

一 松宮觀山集	第一卷 菊判	三四六頁	定價 二、五〇 (一四)
	第二卷	五一〇頁	三、五〇 (二二)
	卷子本コロタイプ版		二、五〇 (一〇)
二 元寇史料集	寫真銅版		一、〇〇 (一〇)
三 唯一神道名法要集	菊判	一七八頁	一、七〇 (一四)
四 日本書紀纂疏	卷上 菊判	四二四頁	四、〇〇 (二二)
	卷中	三八二頁	三、五〇 (二二)
	卷下	四五六頁	四、五〇 (二二)
五 書紀集解	(再版中)		
六 先聖先賢聖道一轍義	第一卷 菊判	四九〇頁	三、〇〇 (二二)
	第二卷	五五六頁	二、七〇 (二二)
	第三卷	七二六頁	三、六〇 (二二)
	第四卷	四三四頁	三、五〇 (二二)
	第一卷 菊判	七八二頁	六、〇〇 (二二)
七 富士谷御杖集	(續刊中)		
八 山鹿素行集	(續刊中)		

九 三奏本金葉和歌集	コロタイプ版		六一、〇〇 (二二)
一〇 後醍醐天皇宸翰集	コロタイプ版	疊紙入	一一、〇〇 (二二)
		七、〇〇 (一〇)	七、〇〇 (一〇)
一一 國史資料集	第一卷 菊判	五〇二頁	四、三〇 (二二)
	第二卷	一二三〇頁	一一、〇〇 (三〇)
一二 日本教育史資料書	(教育事實篇)		
	第一輯 菊判	三九八頁	二、六〇 (一四)
	第二輯	四二〇頁	二、六〇 (二二)
	第三輯	四五〇頁	二、六〇 (二二)
	第四輯	三八二頁	二、五〇 (一四)
	第五輯	三六四頁	二、五〇 (一四)
一三 立入宗繼、川端道喜文書	四六倍判	三三八頁	二、五〇 (二二)
一四 グラント將軍との御對話筆記	菊判	一四四頁	一、四〇 (一四)
一五 日本書紀通證	第一卷 菊判	三四六頁	五、五〇 (一四)
	第二卷	四二四頁	七、七〇 (二二)



一六	國民道德大意	菊判	一一二頁	五〇(一〇)
一七	藤原惺窩集	卷上 菊判	五一六頁	四、〇〇(二二)
		卷下	四九八頁	五、五〇(二二)
一八	神典	第一卷 菊判	六三二頁	五、〇〇(二二)
	(續刊中)	第二卷	六八八頁	六、〇〇(二二)
		第三卷	七四四頁	七、〇〇(二二)
一九	古事記傳略	上 菊判	四一四頁	三、二〇(二二)
		下	四四四頁	四、〇〇(二二)
二〇	日本書紀神代抄	菊判	一八〇頁	二、〇〇(二四)
二一	歷代御製集	菊判	二一六頁	二、〇〇(二四)
二二	教育勅語渙發關係資料集	第一卷 菊判	六八〇頁	三、八〇(二二)
		第二卷	六九六頁	四、〇〇(二二)
		第三卷	六一六頁	三、七〇(二〇)

○國民精神文化研究基本文獻要目

(申込先)

東京市品川區上大崎長者九二八四  
文部省國民精神文化研究所內

國民精神文化研究會

振替口座東京八四六八六



711  
58

850  
550  
1200



